

訴 状

2008年12月3日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 土屋公獻
外

(別紙原告代理人目録記載のとおり)

中華人民共和国四川省樂山市市中区羅漢鎮双廟村11組

原 告 劉 国 珍
外44名 (別紙原告目録記載のとおり)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国
上記代表者法務大臣 森 英 介

謝罪及び損害賠償請求事件

訴訟物の価格	4億5002万2785円
ちょう用印紙額	訴訟救助申立中
予納郵券	6400円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、各原告に対し別紙謝罪文を交付し、かつ同謝罪文を官報に掲載せよ。
 - 2 被告は、原告らに対し、それぞれ金1000万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び2項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

目 次

はじめに	4頁
1 本件訴訟の概要	10頁
(1) 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の加害責任を問う	
(2) 戦略爆撃としての楽山爆撃等を含む重慶大爆撃	
(3) 21世紀になって初めて裁かれる重慶大爆撃	
2 原告らが本件提訴に及んだ理由	15頁
(1) 第一次重慶大爆撃訴訟の提訴	
(2) 本件第三次重慶大爆撃訴訟（楽山爆撃訴訟）の提訴に至る経緯	
3 被告の加害行為—日本軍の楽山爆撃等を含む重慶大爆撃	24頁
(1) 抗日戦争中の首都重慶	
(2) 日本軍の重慶大爆撃以前の中国爆撃	
(3) 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の概要	
(4) 現重慶市に対する1938年の大爆撃	
(5) 現重慶市に対する1939年の大爆撃——「5・3、5・4」など	ウーラン ウースー
(6) 現重慶市に対する1940年の大爆撃——「101号作戦」など	
(7) 現重慶市に対する1941年の大爆撃——「6・5隧道大惨案」、 「102号作戦」など	
(8) 現重慶市に対する1943年の大爆撃	
(9) 四川省の商業都市楽山	
(10) 楽山市への爆撃	
(11) 自貢市への爆撃	

(12) 潼州市への爆撃	
(13) 成都市への爆撃	
4 楽山爆撃を含む重慶大爆撃による被害	60頁
(1) 5年間にわたる重慶大爆撃の被害の規模について	
(2) 1938年の現重慶市の爆撃被害	
(3) 1939年の現重慶市の爆撃被害	
(4) 1940年の現重慶市の爆撃被害	
(5) 1941年の現重慶市の爆撃被害	
(6) 1943年の現重慶市の爆撃被害	
(7) 楽山市の1939年8月19日の爆撃被害	
(8) 楽山市原告の1939年8月19日の爆撃被害	
(9) 楽山市の1941年8月23日の爆撃被害	
(10) 原告らの被害	
5 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の違法性	113頁
(1) 空爆と国際法規	
(2) 爆撃に関する国際法規	
(3) 空爆規制に関する空戦規則案の国際慣習法化を裏付ける事実 (1)	
(4) 空爆規制に関する空戦規則案の国際慣習法化を裏付ける事実 (2)	
(5) 空爆に関する「無防守都市」の意義	
(6) 楽山爆撃等を含む集計大爆撃は国際慣習法に違反して違法である	
6 被告の責任	131頁
(1) 成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者の損害賠償請求の権利	
(2) ハーグ条約第3条ないし同条の規定を内容とする国際慣習法に基づく 損害賠償請求権及び謝罪請求権	
(3) 日本民法にもとづく損害賠償請求権及び謝罪請求権	
(4) 条理に基づく謝罪及び損害賠償請求	
(5) 立法不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求	
(6) 行政不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求	
7 損害	138頁
8 結語	139頁
参考資料	140頁
原告目録	144頁
原告訴訟代理人目録	148頁

はじめにー「合江県・楽山・自貢の場所を知って欲しい」という原告の気持ち

本件訴訟は、第三次の「重慶大爆撃訴訟」であり、日本軍が中国侵略戦争中に南京占領後に行った戦時首都・重慶とその周辺諸都市に対する無差別爆撃の中国人被害者が日本国の法的加害責任を追及する裁判である。

それが第三次であるわけは、第一次訴訟が2006年3月30日に提訴され、次いで第二次訴訟が今年（2008年）の7月4日に提訴されているからにはかならないが、このように重慶大爆撃訴訟が連続して行われている事情と意義について初めに若干述べておきたい。

まず3つの訴訟の原告を爆撃被害地ごとに分けると次の通りである。

〈一次〉	<u>重慶市34人</u>	樂山市5人	自貢市1人
〈二次〉		<u>成都市22人</u>	
〈三次〉	<u>重慶市1人</u>	<u>樂山市42人</u>	自貢市1人 合江県1人

今後の提訴の予定を述べておくと、来年前半になるだろうが中国の爆撃被害者は第四次重慶大爆撃訴訟を起こすために準備を積み重ねている。その第四次訴訟原告団の中心は百名を超える重慶市の爆撃被害者が担う予定であるが、四川省各地の爆撃被害者も相当数参加するだろう。

こうして重慶大爆撃訴訟は、一次から三次までの訴訟で既に原告は百人を超えており、第四次訴訟まで含めると二百人を超える大型訴訟となる。

こうした重慶大爆撃訴訟の全体を見たとき、何にもまして確認されるべき重要な点は、重慶大爆撃の被害者が現在も日本軍の航空機爆撃に対して激しい怒りを燃やしている事実である。

彼ら爆撃被害者が怒りを爆発させている原因なり根源は、百パーセント日本国責任であり、とりわけ不誠実な対応にある。

その怒りは、第一に非人間的で残虐極まりない無差別爆撃への当然の怒りで

ある。5年ほど前から、重慶市の中心街の高層ビルの中に、爆撃被害者の活動を支援するために提供された事務所がある。このオフィスは、たんに重慶爆撃だけでなく、全中国、とりわけ四川省各地の爆撃被害者にとっても公知の連絡センターとなっているが、無差別爆撃を体験している無数の中国人の怒りが根底にあって、爆撃被害者の活動への重大な支援を意味する事務所の提供につながっていると言える。

爆撃被害者の怒りは、第二に侵略戦争の中で戦争犯罪を繰り返した日本国家が、爆撃被害者の存在を無視し続けていることへの煮えたぎる怒りである。この怒りは自然に日本人と日本全体に対する不信につながっている。国家が残酷な悪事をはたらいておきながら、国家の犠牲者の痛みを無視するような日本の姿勢はまことに醜いだけでなく、それを知った人が憤りを感じるのは当然である。

爆撃被害者の怒りは、第三に爆撃被害者から裁判を突きつけられながら罪の事実（戦争犯罪行為）に向き合おうともせず、様々な「法的詭弁」を弄して法的責任を拒否している日本政府への全く正当な怒りである。

特に、最高裁判所が、昨年4月27日の西松建設強制連行事件などで打ち出した「請求権放棄」論は到底許すことが出来ない。

その四・二七最高裁判決の核心部分は、サンフランシスコ平和条約を絶対視する立場から、サンフランシスコ平和条約の枠組みは条約当事国以外の関係でも「対日戦後処理の枠組みとなるべき」と勝手に決めつけて、「サンフランシスコ平和条約の枠組み論」を梃子としながら、日中共同声明第5項は中国国民の請求権をも放棄したと判示した点にある。

しかし、このような最高裁判所の見解は、中国が1950年3月から1952年8月までの間に、すなわちアメリカ主導の下でサンフランシスコ対日講和会議が中国を排除して開催される動きが表面化してからサンフランシスコ平和条約が調印された後までの間に、当時の周恩来外交部長が5回も反対声明を出しサンフランシスコ平和条約を無効な条約と弾劾した明白な歴史事実に反する

ものである。

最高裁判所が、中国の立場をいかに無視し踏みにじっているかを明らかにするために、少し長いが 1951 年 9 月 18 日の周恩来外交部長の声明の一部を紹介する。

「中国人民が日本帝国主義を打ち破る偉大な戦争で、最も長い時間をかけ、最も大きな犠牲を受け、かつ最も大きな貢献をしたのである。以上のこととは、一般に事実が如実に証明している。しかるに、逆に アメリカ政府は一切の国際的合意に公然と違反し、中華人民共和国を除外して、一九五一年九月四日、自家薬籠中のサンフランシスコ会議を招集するとともに、九月八日この会議で対日単独平和条約を署名した。わが全国の人民は、これにたいし憤怒と反対を表明しないわけにはゆかない。（中略）アメリカ政府がサンフランシスコ会議で署名を強制し、かつ中華人民共和国が参加していない対日単独平和条約は、単に全面的平和条約でないばかりではなく、眞の平和条約でなく、これは、日本帝国主義を復活させ中ソを敵視し、アジアに脅威を及ぼし、新たな侵略戦争を準備する条約に他ならない。アメリカ政府と日本の吉田政府は、所謂平和条約を署名したすぐ後で日本を再武装化し、日本をアメリカの軍事基地にするのに都合のよい平坦な道に完全に変えるために、日米相互安全保障条約を署名した。これは、アメリカ政府がアジア及び極東でいっそう大規模な侵略戦争を準備しつつあるという動かすことのできない証拠である。中華人民共和国中央人民政府は、アメリカ政府が署名を強制したサンフランシスコの対日平和条約及び日米相互安全保障条約は、もはや中華人民共和国の安全とその他の多くのアジア諸国の安全にとり大きな脅威となっていると考える。中国人民は、アメリカ政府がサンフランシスコの対日平和条約と所謂日米相互安全保障条約とを利用して、新たな侵略戦争を準備しようという悪辣な陰謀をたくましくしていることについて、必ずや断乎反対しなければならない。（中略）中華人民共和国政府は、重ねてサンフランシスコの対日平和条約には、中華人民共和国が準備、起

草及び署名に加わっていないので、中央人民政府はこれを不法で、かつ無効なもの、したがって絶対に承認できない条約であるという考えを明らかにする。」

中国は、四・二七最高裁判決の直後に、外交部の報道官が、「中国政府が『中日共同声明』の中で明らかにした対日戦争賠償請求権の放棄は両国人民の友好と共存に着眼して行った政治的な決断である。中国側が再三にわたって行った厳正な申し入れを顧みず、この条項を一方的に解釈した日本最高裁の行為に我々は強く反対する。日本最高裁が『中日共同声明』について行った解釈は違法なものであり、無効だ。中国側の関心に真剣に対処し、この問題を適切に処理するよう我々は日本政府に求める。日本は中国侵略戦争中、中国人民を強制連行し、奴隸のように扱った。これは日本軍国主義が中国人民に対して犯した重大な犯罪行為であり、現在も適切に処理されていない現実的で重大な人権問題でもある。中国側はすでに、歴史に責任を負う姿勢で問題を適切に処理するよう日本側に求めた。」との見解を発表したが、これは先の1951年9月の周恩来声明を知る者にとっては当然の見解表明だったのである。

日本の最高裁判所が、歴史事実を無視して日本の独占企業及び財界と帝国主義者の利害に全面的に屈服した判断を出したことは、重慶大爆撃訴訟を初めとする戦後補償裁判を提起して闘っている中国人戦争被害者の正当な闘いに敵対する暴挙であり、断じて許されない。

四・二七最高裁判決が、重慶大爆撃訴訟の原告たちの怒りを倍加させたこと、真実、百倍も千倍も怒りを倍加させたことを日本の政府と国民は知るべきなのである。

現在、確かに日本の中で重慶爆撃のことを知っている人は少数になっている。しかし、中国侵略を実行していた時期、国策に追随して大本営発表を垂れ流していたマスコミは、日本軍が侵略戦争の中で平然と国際法違反の蛮行を繰り返していた事実を知りながら、新聞紙上で「史上に比なき猛連爆／重慶を

四度び大空襲 / 敵都いまや生色なし」とか、あるいは「敵・重慶放棄を決意か / 成功への遷都論有力化」などと、国民に真実を知らせず独りよがりで傲慢な言葉を並べていた。このような歴史の事実を日本人は想起すべきである。忘れたなどと言って軽く済まされるようなことでは断じてない。

日本人は隣国のアジア諸国を銃や戦車で、また爆撃機や戦闘機で侵略した過去の戦争犯罪を反省しないことが、どんなに戦争被害者を苦しめているかを知るべきである。1972年の日中共同声明の中で、日本政府は、「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と述べた。その共同声明第5項が、中国政府が「日本国に対する戦争賠償の請求」を放棄する意思を表明したのも、日本の真摯な反省、つまり自分たちの手が侵略の犠牲者の血で赤く染まっていることを心から反省することを大前提にした上で、「中日両国国民の友好のために」中国政府は放棄すると宣言したのである。

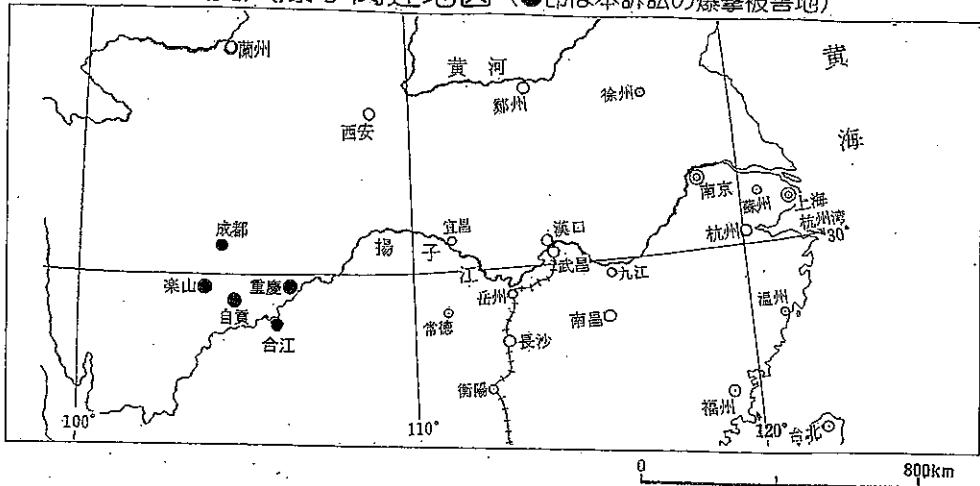
日本政府が、前述したように四・二七最高裁判決直後に外交部報道官が「日本は中国侵略戦争中、中国人民を強制連行し、奴隸のように扱った。これは日本軍国主義が中国人民に対して犯した重大な犯罪行為であり、現在も適切に処理されていない現実的で重大な人権問題でもある。中国側はすでに、歴史に責任を負う姿勢で問題を適切に処理するよう日本側に求めた。」と述べたように、遙か以前から日本の国家と政府の側が戦争被害問題の解決に向けた「ポール」を受け取っているのである。

それなのに、日本人は重慶大爆撃のことなどきれいさっぱり忘れて、「重慶爆撃て何のこと？」と放言している。そんな無様な有様である。

重慶爆撃を知らない位だから、楽山や自貢への爆撃のことは当然知らない。
第三次訴訟で原告が表れた合江県への爆撃など全く知られていない。

四川省の合江県については、場所すら知らない日本人が殆どであろう。以下の地図に場所を記しておく。

重慶大爆撃関連地図 (●印は本訴訟の爆撃被害地)



重慶大爆撃訴訟で扱う日本軍爆撃機が爆撃した地域は、中国側の研究によると約70にのぼる。重慶、成都、自貢、万県、奉節、合川、梁山、涪陵、瀘県、樂山、温江、華陽、新津、崇慶、新都、双流、内江、簡陽、永川、巴県、綦江、璧山、銅梁、北碚、峨眉、宜賓、隆昌、富順、合江、納溪、豐都、南川、秀山、開縣、忠県、巫山、巫溪、云陽、城口、大竹、渠県、廣安、長壽、南充、南部、武勝、遂寧、三台、蓬溪、鹽亭、錦陽、金堂、梓潼、蒼溪、廣元、閬中、達県、松潘、新繁、榮縣、榮昌、眉山、夾江、屏山、江安、中江などである。

合江县は、四川省の南部に位置し、四川省と貴州省及び重慶市が境を接する地域にある。四川省から長江に出る一番目の港湾県で、約90万人の人口をかえている。合江县は1940年の8月16日に日本軍機の爆撃を受けて、市街区の大半が火の海となり、2千戸以上が被災し、死傷者は500人をはるかに超えている。

重慶大爆撃訴訟を審理する日本の裁判所は、まず中国政府がサンフランシスコ平和条約に反対した5つの声明を学び、また四川省瀘州市の下にある合江县の場所を地図で確かめ、上に紹介した日本軍機の爆撃で甚大な被害を出した約70の諸都市の被害の事実に真摯に向き合うべきである。

このことを本訴訟の原告たちは、審理に当たる日本の裁判官たちに「合江县・樂山・自貢の場所を知って欲しい」と強く望んでいる。裁判官はこの原告の気持ちに真摯に向き合うべきである。

1 本件訴訟の概要

(1) 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の加害責任を問う

本件訴訟は、日本の中国侵略戦争中、四川省楽山市、自貢市、瀘州市及び重慶市に対する日本軍の航空部隊が行った空爆によって被害を受けた原告らが、加害国である被告日本に謝罪と賠償を求める裁判である。

本件訴訟の原告は、四川省楽山市、自貢市、瀘州市及び重慶市の爆撃被害者の45名であるが、いずれも日本軍の爆撃で肉親を殺されたり自分自身が重傷を負った者であるか、あるいは家屋の全壊などの重大な財産被害を被った者である。

ここで「重慶大爆撃」の概念と「楽山爆撃」「自貢爆撃」等の概念の関係について述べておと、本件訴訟では、日本軍の航空部隊が重慶市（1997年から直轄市）と四川省（楽山市や自貢市や成都市などを含む）に加えた爆撃を総称して「重慶大爆撃」という。

従って、本件訴訟は、あくまで重慶大爆撃の一環である楽山爆撃、自貢爆撃、瀘州爆撃、重慶爆撃に関する被告の加害責任を問うものであるが、加害と被害の事実関係を正確に明らかにするためにはこれら重慶大爆撃の全体像を明らかにする必要がある。このため本件訴訟では、楽山爆撃、自貢爆撃以外の重慶大爆撃の被害地、例えば、現在の直轄市の重慶市の範囲に対する爆撃および四川省成都市に対する爆撃についても加害と被害の事実関係について主張することとする。

ところで、東京地方裁判所には、すでに2006年3月30日に、重慶大爆撃の被害地（具体的には、現直轄市である重慶市や四川省楽山市・自貢市の被害者が原告となり日本国を被告にした関連訴訟を提訴しており、同訴訟は現在貴裁判所民事第13部に係属して審理されている（原告数は計40名である）。また、2008年7月4日に四川省成都市の被害者が原告となり日本国を被告にした関連訴訟を提訴しており、同訴訟は貴裁判

所民事第13部に併合して審理される予定である（原告数は計22名である）。

本件訴訟の原告は、先行する両訴訟の原告らと連携しながら被害調査および訴訟準備を行ってきており、三つの爆撃訴訟は提訴の経緯や提訴の意図・位置づけにおいて極めて密接に関連している。

従って、本件訴訟では、2006年提訴の上記訴訟を「第一次重慶大爆撃訴訟」と位置づけ、2008年提訴の上記訴訟を「第二次重慶大爆撃訴訟」と位置づけ、本件訴訟の方を「第三次重慶大爆撃訴訟」と位置づけていることを本訴状冒頭で明らかにしておきたい。

次に、本件の楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の概要について述べる。

楽山爆撃等を含む重慶大爆撃は、1938年2月から1944年12月までの6年10ヶ月にわたっている。その開始時期は中華民国の首都南京が1937年12月に日本軍に占領された直後である。

周知のとおり重慶大爆撃の期間を含む抗日戦争中の重慶市は、南京市にかわる中華民国の新首都であった。

日本軍の楽山爆撃を含む重慶大爆撃の狙いは、抗日戦争中の中国の新首都である重慶市およびこれを支える周辺の四川省地域を徹底的に壊滅して抗日戦争を戦っている中国と中国人民の戦争継続意志をたたきつぶそうとするところにあった。

現重慶市と四川省を合わせた重慶大爆撃（楽山爆撃を含む）の死傷者総数は10万人を超えておりし、また重慶大爆撃で家屋や店舗を失った人は100万人の規模にのぼる。

楽山爆撃等を含む重慶大爆撃は、以上に述べたように中国の一般住民の生命・身体、さらに財産に対して計り知れない損害と苦しみをもたらしたものであり、日本軍が中国に行った重大な戦争犯罪の一つである。

本件訴訟は、楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の加害と被害の事実を明らか

にして重慶大爆撃の違法性と被告の加害責任を問う裁判であり、加害国日本の「謝罪と賠償」の法的責任の認定をかちとり楽山爆撃、自貢爆撃、瀘州爆撃、重慶爆撃の被害者である原告らの人間の尊厳を回復する裁判である。

(2) 戦略爆撃としての楽山爆撃等を含む重慶大爆撃

日本軍の楽山爆撃等を含む重慶大爆撃は、上記(1)で述べた日本軍の狙いから明らかなように都市機能とそこに住む一般住民に甚大な被害を生み出すこと自体を爆撃目的としていた。

従って、重慶大爆撃はもともと軍事目標を爆撃対象としていない無差別爆撃であり、「戦略爆撃」と呼ばれる航空作戦であった。

重慶大爆撃は、上記の戦略爆撃を世界的にも初めて本格的に実施したものであった。重慶大爆撃以降、第二次世界大戦の中で欧州のイギリスとドイツで、さらに日本に対する大規模な空爆へと拡大した。その延長に広島・長崎への原爆投下が強行された。

重慶大爆撃で実質的に誕生したと言える戦略爆撃理論は、第二次世界大戦後の軍事戦略に採り入れられて、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、さらには現代におけるコソボ空爆やアフガニスタン空爆、イラク空爆へと継承されてきた。また弾道ミサイルと核爆弾による敵国国民を人質にとった核戦略を生み出し発展させた。

以上のとおり、日本軍が行った重慶大爆撃は、決して閉じた過去の出来事ではなく、20世紀後半から21世紀にいたる「空からの戦争」の時代の第1頁を開けた歴史を画する出来事であり、歴史への重い責任を負った事件なのである。

本件訴訟は、人間の尊厳を回復するために立ち上がった楽山、自貢、瀘州、重慶の各爆撃被害者である原告らの眼差しから、現在も世界を支配し

ている「戦略爆撃」という軍事戦略とその思想を裁き、その非人間性と残虐さを告発する裁判である。

(3) 21世紀になって初めて裁かれる重慶大爆撃

重慶大爆撃の当時、国際法の世界では、軍事目標主義を掲げた空戦法規案（1923年）を実質的内容とする空爆制限に関する国際慣習法が成立していた。

このため1937年に日本軍が上海、南京に対する都市爆撃を強行した段階で、アメリカ、イギリスなどの諸国や国際連盟は、日本軍が意図的に軍事目標ではない都市機能と一般住民を爆撃対象としたことを強く非難し、爆撃中止を要求していた。

しかし、日本軍は、上海、南京に対する爆撃は適法との立場をとり、中国に対する都市爆撃を継続した。重慶大爆撃は、そのような日本軍の認識から最も大規模に行われた空爆であるが、その実態は最も徹底した無差別爆撃であり、最も悲惨で残虐な被害を一般住民にもたらしたものであった。

重慶大爆撃が中国の一般住民に対する残虐な大量殺戮であった事実に照らせば、陸海軍航空部隊による重慶大爆撃を計画実行した日本軍責任者の行為は、明らかに重大な戦争犯罪である。

重慶大爆撃の計画実行に関わった日本軍の最高責任者は、無差別爆撃による残虐な被害の結果とそれを完全に認識して爆撃計画を策定し実行したものであるから、その罪は南京大虐殺に匹敵し、当然、「平和に対する罪」ないし「人道に対する罪」で極東軍事裁判で裁かれ、極刑の有罪判決が下されて当然であった。

ところが、極東軍事裁判において何ら裁かれなかった。すなわち、重慶大爆撃が日本が行った8年間の対中国全面侵略戦争の中でも最も残虐かつ大規模な戦争行為であったことは明白であり、中国人民の重慶大爆撃に対

する記憶はいまだ生きしく、かつ中華民国は第二次世界大戦の連合国の一員であり極東軍事裁判の構成国であったにもかかわらず、日本軍責任者は誰一人重慶大爆撃という重大な戦争犯罪の罪で裁かれなかったのである。

そこにはドイツ・日本への無差別爆撃と広島・長崎に原爆を投下した責任を回避しようとした米英両国の思惑が強く働いていた。その不自然さと不合理さは、731部隊などの細菌戦部隊の生体実験や細菌作戦が起訴されなかつたのと全く同様である。

原告ら楽山、自貢、瀘州、重慶の各被害者は、今まで、重慶大爆撃が一度も戦争犯罪として裁かれていないことに強く憤っている。

また原告らは、日本政府が、これまで一度も重慶大爆撃の被害者に謝罪したこととなれば、その姿勢すら示さないことにも心底怒っている。

樂山爆撃、自貢爆撃を含む重慶大爆撃の被害者は、日本が侵略戦争に破れて60有余年経つと言うのに、いかなる意味でも爆撃被害について全く救済されることなく、ずっと歴史の闇に放置されてきた。

本件訴訟は、樂山爆撃、自貢爆撃を含む重慶大爆撃が重大な戦争犯罪であることを告発するとともに、人間の尊厳を侵害する重慶大爆撃のような無差別爆撃による住民虐殺を再び繰り返させないことを目指すものである。

(以下、余白)

2 原告らが本件提訴に及んだ理由

(1) 第一次重慶大爆撃訴訟の提訴

樂山、自貢、瀘州、重慶の各被害者が原告となって提訴した本件訴訟は、上述しとおり先行する2006年提訴の第一次重慶大爆撃訴訟の原告、2006年提訴の第二次重慶大爆撃訴訟の原告と連携しながら樂山爆撃、自貢爆撃の被害調査や訴訟準備を行ってきた事実があり、両爆撃訴訟は提訴経緯や提訴意図などで密接に関連している。従って本件訴訟を正確に理解するためには第一次重慶大爆撃訴訟の提訴経過を正確に認識することが不可欠であるので、以下では、まず第一次訴訟の提訴について述べる。

① 第一次提訴について

2006年3月30日、日本軍による重慶大爆撃で肉親を殺され又は自ら負傷した被害者40名が、日本国を被告に「謝罪と賠償（各原告、慰謝料1千万円）」を求める裁判を起こした。

第一次訴訟の原告を被害時期で分けると、1939年14名、40年14名、41年11名、43年1名である。また被害地で分けると、直轄市・重慶市34名、四川省樂山市5名、同省自貢市1名である。

② 第一次提訴に至る経緯

1945年8月の日本敗戦直後から、重慶大爆撃の被害者たちは、爆撃被害の賠償を加害国日本に請求したいとの強い思いをいだいていた。

また日本敗戦前後の時期から、中国では重慶大爆撃の被害に関する調査が行われていた。

1972年に中日共同声明が締結された。だが、その後も重慶大爆撃の被害者たちは日本政府に損害賠償を請求したいという思いを変わらず持ち続けていた。

1990年代初めから、重慶大爆撃の被害者たちの間では、爆撃被害の賠償を「個人賠償請求」として実現しようとする動きが表面化してきた。

その後、その動きは中国各地の戦争被害者たちの賠償要求と一体の解決を目指すようになった。

1992年、上記の動きを反映し、重慶市の議会に対して戦争被害に関する賠償の決議を求める動きが現れてきた。

以下に示す1992年3月16日付の「中国・重慶市議会が賠償要求」と題する毎日新聞記事は、その当時の重慶市における動きを伝えるものである。

全人代に提案

中国・重慶市議会が賠償要求
日中戦争民間被害で24兆円

【北京朝日時事】中国四川省重慶市から千石百景に伝えたところによると、同市の人代会議はこのほど、品戰事金人代委員会で一千八百億人民元（約一千三兆八千億円）を

要求するよう求めた。提案者は全人代に送付した。全人代では既に一部の代表議員が同様の要請を提出している。

二十日開幕の第七期全人代第五回会議で議題に取り上げられる可能性はないが、出されたばかりが初め。

中国の地方議会が日本に対する民間賠償要求を持ち出したことなどが、関係筋によると、ほかに湖北省、浙江省、黒竜江省、ハルビン市、武漢市などの人民代表大会でも賠償要求の声が上がっているといふ。

二月二十四日から開かれた重慶市人民代表大会は賠償要求を議案として提出した。

たまに日本に賠償を要求する権利を主張する②日本本部の爆撃による重慶市民殺傷や財産被害を調査し、賠償要求の法的根拠を確実なものにする——ことを提唱した。

日本軍が法に従つて（満洲事変の起きた一九三一年から四五年の被災地）の死傷者が出たとされることは、中國国民党は日本軍の爆撃による重慶市民殺傷や財産被害を調査し、賠償要求の法的根拠を確実なものにする——ことを提唱した。

日本軍は、国民党政権の大規模な爆撃を受け、中國国民党では数万人の死傷者が出たとされる。

上記新聞記事は、重慶市人民代表大会が、日中戦争中の民間被害賠償として全国人民代表大会が中国全体で1800億ドルを日本に要求するよう求めの旨の提案を全人代に送付したことを報じている。

さらに同記事は、2月24日から開かれた重慶市人民代表大会で、①全人代が法に従つて1931年から45年の被害について日本に賠償を請求する権利を主張すること、②日本軍の爆撃による重慶市民殺傷や財産被害を調査し爆撃被害に関する賠償要求の法的根拠を確実なものにすることが提唱されたことを報じている。

以上の報道記事の中からも、1990年代初めから重慶大爆撃の被害者たちが爆撃被害に関して個人賠償請求を求める動きを活発化させていたことがわかる。

なお、上記新聞記事の「1800億ドル」は、記事の一年前の1991年3月に北京市公民の童增氏が第7期人民代表大会第4回会議に提出した「『日本に対する中国の損害賠償請求』についての建議」の文書でも主張されている（同氏は、中国政府は、中日共同声明で戦争賠償分は放棄したが、中国人民の損害の1800億ドル分の損害賠償請求権は放棄していないと建議の中で主張し、建議理由の中で重慶大爆撃の被害についても言及している。『季刊中国研究』1991年21号、中国研究所発行参照）。

このような重慶大爆撃の被害者たちの動きを背景にしながら、本件訴訟の原告らは、長い間、中国国内で爆撃被害の調査活動や記録化の運動を行い、また爆撃被害者は加害国日本に重慶大爆撃への謝罪・賠償を求める権利があることを訴えてきた。

2004年4月7日、重慶市で、第一次訴訟の原告ら重慶大爆撃の被害者たちは、「重慶大爆撃被害者民間対日賠償請求原告団」を結成した。

以下に示す同年4月8日付『重慶経済報』の記事は、上記の動きを伝えるとともに、重慶大爆撃の被害者たちが個人賠償請求の活動を開始した事実を「樂山・自貢の被害者を含む対日賠償請求団が成立」「命続く限り賠償請求止まず」という見出しが報じている。

编辑：杨一一 美编：贾玲玲 实习美编：陈婧

2004年4月8日 星期四

重庆经济报

包括乐山、自贡受害者在内的对日索赔团成立

生命不止索赔不已

本报讯〔记者 汪建〕 昨日，重庆大轰炸对国民的索赔诉讼团正式成立，诉讼团成员共420人，这是中国民间对日索赔的最大诉讼团。重庆、南川县、乐山、自贡等日军轰炸受害者代表共同参加了昨天的诉讼团成立大会。

“重庆大轰炸是日军造成最大伤亡的针对平民的无差别轰炸，这是我们受害者对日进行民间索赔的成功基础。”诉讼团团

长离原老人说，“我们必须做好打持久战的心理准备，不屈不挠，坚持到底！”台下白发苍苍的老人们都热泪盈眶。

据当年对重庆的轰炸实际，当时对长江中上游区域的大轰炸，当乐山等地也有数万人被害。

修改，日本人理应为害还债！昨天的成立大会选举了片区负责人，制定了诉讼团章程，每个人都表示，只要自己还活着，就会诉讼到底。就是死去了，也要由后代诉讼公到底！

一个庞大的诉讼团就此成立了。他们中有10多人将去日本，站在日本法庭的原告席上，揭露当年日本的暴行，讨还公道！



诉讼团的老人们表情凝重 记者蒋峰 摄

それに先立ち原告らは、2001年には「重慶大爆撃文物展覧会」に積極的に関わり、2002年からは日本を訪問して日本側の市民や平和団体に重慶大爆撃の残虐な被害を訴え、また被告に「謝罪と賠償」を求める活動について理解を求めてきた。

第一次訴訟の原告らは、上記訪日を2002年、2004年、2005年と続けてきた。その際には毎回、被爆都市の広島市（重慶市の友好都市）を訪問して日本の反核平和運動に携わっている団体や市民たちと積極的に交流し、原告らが重慶大爆撃に対する被告の法的責任を追及する活動をしていることを伝え意見交換を積み重ねてきた。

とくに2005年に日本を訪問した際には、広島市だけでなく、東京、千葉、岩手、神戸そして大阪など、日本各地で重慶大爆撃の被害について訴え、また加害国日本が重慶大爆撃の被害者に謝罪・賠償を行うべきことを訴えた。

一方、日本の市民・学生および平和団体・労働組合は、重慶大爆撃の被害者たちとの継続的な交流を通じて重慶大爆撃に対する認識を深め、さらに原告らの被告に謝罪・賠償を求める運動を支持し連帯することを誓った。

上記のような重慶大爆撃の被害者と日本の市民の合意は、日中友好関係の新たな頁を開くほどの重大な意義を持っている。

原告らは、中国と日本で上記のような行動を積み重ねたうえで本件訴訟を提起したものである。

③ 第一次提訴の原告らの「謝罪と賠償」を請求する心情

第一次提訴の原告ら重慶大爆撃の被害者たちは、現在、重慶市内に彼らの活動を支援する声援団から提供された事務所（重慶市渝中区較場口得意世界A区6—1）において日常的活動を行っている。

第一次提訴の原告たちは、いずれも高齢であるが、「自分が生きている

うちにどうしても大切な人生を破壊した日本の政府と国民に、爆撃被害者に対する責任を認めさせたい」「日本政府は、自発的に重慶大爆撃の被害者に『謝罪と賠償』を行い、法的責任を果たしてもらいたい」と思っている。

第一次提訴の原告たちは、重慶市の繁華街の中にある原告団事務所に日常的に集っているが、上記のような原告らの気持ちは、同事務所の中で交わされている一致した意見である。

次頁の写真は、2004年12月、第一次提訴の原告団事務所に原告たちが集った際の集合写真である。



なお、写真中央の壁に貼られている絵は、重慶大爆撃の状況を重慶市の画家陳可之氏が描いたものである。

また、その絵の両側には、「真相・正義・索賠・和平」の原告らの活動の目標である標語が貼られている。

2005年8月の日本訪問の際、第一次提訴の原告らは、重慶大爆撃の被害に関して謝罪と賠償を求める裁判を行う決意を述べて、日本の市民に

理解を求めるとともに、日本側に次のようなメッセージ文を手渡した。

以下に、第一次提訴の原告らの気持ちを示す上記メッセージを3つに分けて紹介する。

*

まず、第一次提訴の原告らは本メッセージの冒頭で、重慶大爆撃に関する体験や認識を次のように述べている。

「重慶は、中国の抗日戦争時期の戦時首都であり、抗日戦争の時期の戦いの根拠地でもあった。また世界的に見ると、重慶は、第二次世界大戦の中では、反ファシズム戦争の4大根拠地（ワシントン、ロンドン、モスクワ、そして重慶）の一つであり、正義のメッセージの世界への発信地だった。だらかこそ日本軍国主義は、重慶を恨み、忌み嫌い、1938年から1943年までの5年半という長期間、残虐な爆撃を加え続け、我々のような重慶の一般の庶民を皆殺しにしようとして、街と住居の一切を焼き尽くそうとしたのである。

日本は、5年間半に及ぶ重慶大爆撃で、延べ2百回から3百回も爆撃機を出撃させた。その結果、50万ないし60万あまりの重慶市民が家を失い、家産を傾けた。死傷した市民は、6万人を超えた。重慶の90パーセントの家屋は破壊された。

全世界が驚愕した1939年の「5・3」、「5・4」の大爆撃で起きた火災は、3日間も続いた。数十筋の町並みが壊され、一晩のうちに10数万人が住む家を失った。25万人が避難し、8200人あまりの人が死傷した。父や母を呼んで泣き叫ぶ声が至る処に聞こえ、爆撃で体から吹き飛ばされた頭や飛び散った人間の手足、腸などが木々の枝や電線にぶら下がっているという悲惨な状況が出現した。にぎやかだった重慶の街は、あつという間に恐怖の地獄になってしまった。」

*

次に、本メッセージは続いて、2000年代に入って重慶大爆撃の被害者たちが活発に動き出した様子について次のように述べている。

「重慶爆撃から60年余り経た2001年、『重慶大爆撃文物展覧会』が企画された。この機会に、重慶大爆撃を経験した私たち老人は、大爆撃の記憶をたどり、涙を流しながら、当時の苦難の歳月や一家が離散し肉親を失ったこと、家産を傾けた苦しい体験を語りあうようになった。

その後、私たち被害者は、日本軍国主義が重慶大爆撃で行った犯罪行為の責任は未だ追及されていないこと、何よりも日本政府は重慶爆撃を反省していないことを確信するようになった。

私たち被害者は、2004年4月7日に「重慶大爆撃被害者民間対日賠償請求原告団」を結成した。

現在までに、約500名の被害者が原告団に登録している。その中の多数が爆撃の被害を記録した陳述書を原告団に提出している。

被害者の大部分は70、80歳代の老人で、90歳代の人もいる。彼らは収入が少なく、生活が苦しい。

しかし、現在、重慶市の各界の良心的な人士や大学教授や弁護士、さらにジャーナリストや市民・学生が我が原告団に協力してくれている。また彼らの一部は顧問団にもなってくれている。」

*

最後に、本メッセージは第一次提訴の原告たちの活動目標を次のように明確に述べている。

「我が原告団は、自分たちの標語として『真相』『正義』『賠償』『平和』を掲げている。

我が原告団の活動の第1の目的は、日本軍国主義が行った重慶大爆撃の事実、加害と被害の全ての真実を明らかにして、歴史に残すことである。

我々は、爆撃の加害者を許すことがあっても、爆撃の歴史を忘ることはできない。忘却は歴史への犯罪である。

日本の爆撃で重慶の一般庶民が残虐に殺された事実を永遠に忘れないことこそが、重慶大爆撃を繰り返させない道であると信じる。

第2の目的は、日本政府に重慶爆撃が違法な犯罪行為であることを認めさせ、重慶大爆撃の被害者に対する謝罪と賠償を実行させ、これを通して被害者に正義を実現させることである。

賠償を得ることは最終の目的ではない。お金は、我々の苦しい記憶を消すこととも、精神的な損失を補うこともできない。まして肉親をよみがえらせることは不可能である。しかし賠償を通じて日本政府は真剣に歴史を反省し、教訓をくみ取るべきである。

かつて日本のある野党の政治家が『謝罪のない賠償は道義に反する。賠償のない謝罪は偽りである』と言った。我々はこの発言に賛成する。戦争は人類に巨大な損失と災難しかもたらさない。これを日本政府はよく認識すべきである。賠償を求めないのは、民族の恥であり、臆病の現れである。

第3の目的は、歴史を鑑にして、中日両国の人民は子々孫々友好的につきあい、アジアと世界の平和を実現することである。

私たちは、良心的で目覚めた日本人民は第二次世界大戦で犯した過ちを深く反省し、二度と隣国を侵略することなく、中国人民と友好的につきあっていくことを確信している。

平和こそは我が原告団の最終にして最大の目的であり願いである。」

*

上記の内容の本メッセージは、第一次提訴の原告ら重慶大爆撃の被害者たちの思いを正確に伝えている。またメッセージの内容には原告らの活動の真摯さと切実さがよく表されている。

第一次提訴の原告らに共通した気持ちは、重慶大爆撃という重大な戦争犯罪について被告が加害国として被害者に全く謝罪しない態度をとり続けていることは、絶対に許されないという点にある。

第一次提訴の原告らは、重慶大爆撃のために傷つけられ奪われた人生は取り戻せないが、日本の政府と日本人には重慶大爆撃がどんなに残虐で惨いものだったかを正確に認識してもらいたい、と強く思っている。

原告らが「謝罪と賠償」を求める本件訴訟を提起したのは、まさにその思いを伝えるためでもある。

（2）本件第三次重慶大爆撃訴訟（楽山爆撃訴訟）の提訴に至る経緯

2002年頃から、四川省樂山市、自貢市、成都市においても、被害者たちが、重慶市の爆撃被害者たち（後に第一次、第二次提訴の原告となつた被害者ら）と連絡をとりながら、成都爆撃の被害調査を行い、これらの被害調査を基礎に日本国を相手とする対日民間賠償請求訴訟の準備が��けてきた。

実際には、今回の被害者たちは2006年の第一次提訴に参加するには至らなかつたが、その後も四川省各地の爆撃被害者は日本国に「謝罪と賠償」を求める対日民間賠償請求訴訟を起こそうとする動きを続けてきた。

以上の経過を経て、樂山爆撃の被害者の中で、日本国に対して「謝罪と賠償」を求めるために対日民間賠償請求訴訟を起こす動きが急速に進展し、本件訴訟（第三次重慶大爆撃訴訟）の提訴に至った。

3 被告の加害行為－日本軍の楽山爆撃等を含む重慶大爆撃

(1) 抗日戦争中の首都重慶

楽山爆撃を含む重慶大爆撃の最終的な狙いが抗日戦争中の首都重慶であったことは明白であるし、楽山等に対する爆撃も重慶との関係を踏まえたときに一層明らかとなるから、以下では、まず重慶について述べる。

重慶は、もともと四川省東部の中心都市で1929年に正式に市になった（石島紀之「戦略爆撃にたいする重慶のたたかい」参照）。1937年11月、中華民国の首都南京に対する日本軍の占領が必至という段階で、国民政府は、抗日戦争を継続するため重慶への遷都を決定した。こうして重慶は抗日戦争中の中国の新たな首都（以下、「新首都」、「戦時首都」又は「臨時首都」という）になった。新首都重慶には国民政府の各種機関が設けられるようになったが、これは中国が抗日戦争に勝利して1945年8月に再び南京に遷都するまで続いた。

以下、日本軍による重慶大爆撃が持つ意義を明らかにするため、日本軍による中国侵略の概略と「抗日戦争中の首都重慶」の位置について述べる。

周知のとおり、日本は、明治維新以降、中国・朝鮮に対する侵略を繰り返してきた。中国の場合、清末から度々日本の侵略を受けてきた。

公知の事実となっているものだけ取り上げてみても、例えば、台湾出兵（1874年）、日清戦争（1894年）、日露戦争（1904年）、青島占領（1914年）、対華21ヶ条要求（1915年）、第1次山東出兵（1927年）、張作霖爆殺（1928年）など日本の侵略行為は間断なく行われている。

さらに1930年代に入って、日本は中国に対する帝国主義的侵略の歩を明らかに早めた。1931年には「9・18柳条湖事件」を引き起こして中国東北地区に対する領土的支配をあからさまに狙うようになり、翌32年には同地区に傀儡政権「満州国」をデッヂ上げるに至った。

そして遂に1937年7月7日の盧溝橋事件以降、日本は中国に対する全面的侵略戦争を開始した。同月11日、近衛内閣は「重大決意」をもって華北派兵を行う旨の政府声明を発表し、その後日本軍は中国侵略戦争を内蒙古、華北、華中の3方面で進めた。日本軍は7月下旬から華北に対する総攻撃を開始し、8月13日には上海で戦闘状態に突入した。日本軍は同年11月上海を占領し、12月末までに河北省、山西省、山東省など中国華北の主要都市を占領した。

日本軍は、同年12月13日に南京を占領したが、このとき日本軍は南京大虐殺により南京市民の大量殺戮を強行した。

以上のとおり日本は1937年7月以降中国に対する全面的侵略戦争を開発したが、それ以前、とくに1935年に日本軍による華北5省（河北・察哈爾・山東・山西・綏遠）の支配を狙う華北分離工作が表面化してから、中国人民は日本の中国侵略に反対する全国統一の抗日戦争態勢の確立を強く望んでいた。1936年12月には張学良らが蒋介石を監禁して内戦停止・一致抗日等を要求した西安事件も起った。この機運の中、国民政府を指導する中国国民党（蒋介石ら）と中国共産党（毛沢東ら）は抗日戦争遂行に関する協議を重ね、ついに同年9月23日第二次国共合作が正式に成立した。

「抗日戦争中の首都重慶」の誕生は、上記国共合作を基礎にしながら国民政府の戦時首都になったということであり、中華民国の新首都重慶は全中国人民による抗日戦争の拠点という位置を持っていた。

日本軍の中国侵略は戦時首都重慶の誕生から約8年間続いた。遷都以前の1936年3月時点では、旧城郭を中心に重慶市は33万人余の人口をもつて過ぎなかつたが、遷都以降、一挙に人口100万人以上の大都市に膨れあがつた。ちなみに、この年、北京、上海を主とする中国各地から大陸奥地の西南地方に移住したものは1000万人に及び、そのうち700

万人が四川省に入っている（小林文男「重慶の抗戦と悲惨」参照）。

楽山爆撃、自貢爆撃を含む重慶大爆撃は、人口過密状態の首都重慶に対して約5年半もの間繰り返し強行された。従って、重慶大爆撃が一般住民の大量虐殺を狙った残虐な無差別爆撃であったことは明らかであり、それは南京大虐殺と同様に中国人民に対する民族差別に根源を持つものであった。

ところで重慶は遷都後間もなく陪都（副首都）と称されるようになった。長い歴史をもつ中国では陪都が設けられた例は少なくないが、陪都重慶は最も有名である。それは、抗日戦争が中国近代史にとって歴史的にも民族的にも他の事件と比較できないほど巨大な意義を持っているためであり、「陪都重慶」の呼び名は、中国人にとって日本軍の侵略、わけても残虐な重慶大爆撃に関する生々しい記憶と固く結びついている。

(2) 日本軍の重慶大爆撃以前の中国爆撃

日本軍は、盧溝橋事件の直後から中国に対する爆撃準備を始めた。

早くも1937年7月12日、海軍軍令部は、「対支作戦用兵に関する内示事項」を決定し、その中で「作戦行動開始は空襲部隊の概ね一斉なる急襲を以てす。第一（第二）航空戦隊を以て杭州を、第一聯合航空隊を以て南昌・南京を空襲す。爾余の部隊は右空襲と共に機を失せず作戦配備を完了す」（『現代史資料（9）』8頁参照）と述べ、すでにこの時点から杭州、南昌、南京等への都市爆撃を計画していた。すなわち、海軍軍令部は、日中戦争の当初から政府の不拡大方針を超えて、全面戦争を想定し、作戦準備を開始したのである（笠原十九司『日中全面戦争と海軍』参照）。

その後、海軍は同年8月13日に第二次上海事件が発生するや、直ちに陸軍に上海派兵を求め、翌14日から航空兵力による爆撃を強行した。同年11月16日までの約3か月の間に、日本軍は、上海に62日、南京に

22日、広東に24日など中国の都市を連日爆撃している。以下、この爆撃の状況について若干述べる。

8月15日、日本軍は、長崎県大村基地から96式陸上攻撃機（略称「中攻」）20機を発進させて首都南京を爆撃した。また同日、台湾の台北から発進した中攻機14機は南昌（江西省の省都）を爆撃した。

8月16日から同月30日まで、日本軍は、南京を中心に、上海から南京に至るまでの蘇州、揚州等の都市を爆撃した。この時期に使用された基地は、大村基地や台北・濟州島の各基地であり、また空母からであった。

その後日本軍は、占領した上海や南京で確保した航空基地を使い、次の地上作戦の対象地に対する航空作戦として広東省广州市、漢口市、宜昌市などの各都市を爆撃した（下線の都市の所在地は　　頁の地図の赤枠地点である。以下の下線も同様）。

(3) 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の概要

樂山爆撃等を含む重慶大爆撃の各年ごとの爆撃内容については、後記(4)以下で述べる。ここでは重慶大爆撃の概要を示すデータについて述べる。

① 航空部隊の所属は、陸軍と海軍の双方である。

具体的な航空作戦については、大陸命・大海令のほか「航空ニ関スル陸海軍中央協定」を基に策定され、実施された。

重慶大爆撃を全体的に見ると海軍の航空部隊が爆撃の主力であった。

② 航空部隊の爆撃機が使用した基地は、主に湖北省漢口と山西省運城の各基地である。

③ 爆撃機の主力機は、海軍では96式陸上攻撃機、陸軍では97式重爆撃機である。護衛機としては零戦（零式艦上戦闘機）が最も有名であるが、最初の実戦配備は1940年8月19日で、漢口を基地とし湖北省

宜昌を中継基地とした。

④ 爆撃対象地区

本件訴訟にいう重慶大爆撃の概念が樂山爆撃、自貢爆撃を含むものであることについてはすでに上記1で述べたが、本訴状で用いる各種のデータの性格を明確にするため、あらためて爆撃対象地区を基準に以下の通り「重慶大爆撃」の概念を確定しておく。

第1は、当時の重慶市に対する爆撃である。

第2は、上記第1を含む直轄市としての現重慶市に対する爆撃である。

第3は、上記第2および四川省（成都市、樂山市、自貢市、瀘州市など）に対する爆撃の総称として用いる。

従って重慶大爆撃は、上記第1が「最狭義」を意味し、上記第2が「狭義」を意味し、上記第3が本件訴訟に言う重慶大爆撃（樂山爆撃等を含む）を意味する。

⑤ 爆撃の規模

最近の中国側の研究（西南大学重慶大爆撃研究センターの潘洵教授ら）によれば、「直轄市たる重慶市」に対する爆撃（つまり上記④の狭義の重慶大爆撃）に限定した爆撃の規模は、「爆撃日ごと被害統計表」を集計した範囲では、爆撃日数が171日、出動爆撃機が8407機、投下爆弾が2万6306発、投下焼夷弾1542発である。

但し、他の日中の資料を総合すると、直轄市たる重慶市に対する爆撃回数は200回をはるかに超えている。

⑥ 爆撃時期

爆撃は、1938年2月18日から1944年12月18日までの間に実施された。すなわち、日本軍の8年間の中国侵略期間中の初めの6年10ヶ月である。なお特に集中的な攻撃が実施されたのは、1939年から41年までの3年間である。

⑦ 爆撃意図・性格

楽山爆撃、自貢爆撃を含む重慶大爆撃の意図は、まず臨時首都になつた重慶の市民生活に対する徹底的な破壊であり、次いで、その重慶を支える経済、文化、商業、工業の中心であった成都など四川省各地に執拗に爆撃を繰り返すことにより、中国の抗日戦争継続の意志を押し潰すことにあつた。

四川省の地位の重要性について、すでに1935年に、蒋介石は次のように述べている。「四川の地位について言えば、革命の一つの重要な地方であるばかりでなく、とりわけ我が中華民国の立国の根拠地である。どの面からいっても、条件はみな備わっている。人口の多さ、土地の広大さ、物産の豊かさ、文化の普及度などは、各省の代表ということができる。それゆえ、古来より天府之国と称され、恵まれた地である。」「四川は民族復興の根拠地とすべきである。」（1935年3月4日、蒋介石の四川党務特派員辦事処拡大紀念周会における演説）

楽山爆撃、自貢爆撃を含む重慶大爆撃は、必然的に国際法に違反することを充分認識しつつ強行された無差別爆撃であった。一つの都市や地域に対して6年10ヶ月という長期間、しかも大規模な爆撃を繰り返し実施した例は前例がない。

日本軍は、こうした爆撃の敢行が中国民衆の人心の混乱を引き起こし国民政府を瓦解させるものと位置づけ、「戦略的航空戦」と呼称した。

⑧ 奥地進攻としての楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃

日本軍は漢口占領（1938年10月）以降、地上作戦を前提としない中国奥地（四川省、甘肃省、雲南省など）への爆撃を繰り返し行った。当時の重慶市を含む四川省への爆撃の狙いは「政戦略要地攻略・抗戦意志粉碎」すなわち抗戦意志を押し潰す点にあつたが、他の甘肃省の蘭州方面や雲南省方面への爆撃は「戦略物資補給遮断」（援蒋ルート爆撃）

を狙うものであった。

日本軍は、上記の趣旨で1938年末から1941年中まで数次にわたり中国奥地の都市に爆撃を敢行したが、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃は上記奥地爆撃の主要な航空作戦として実施された。

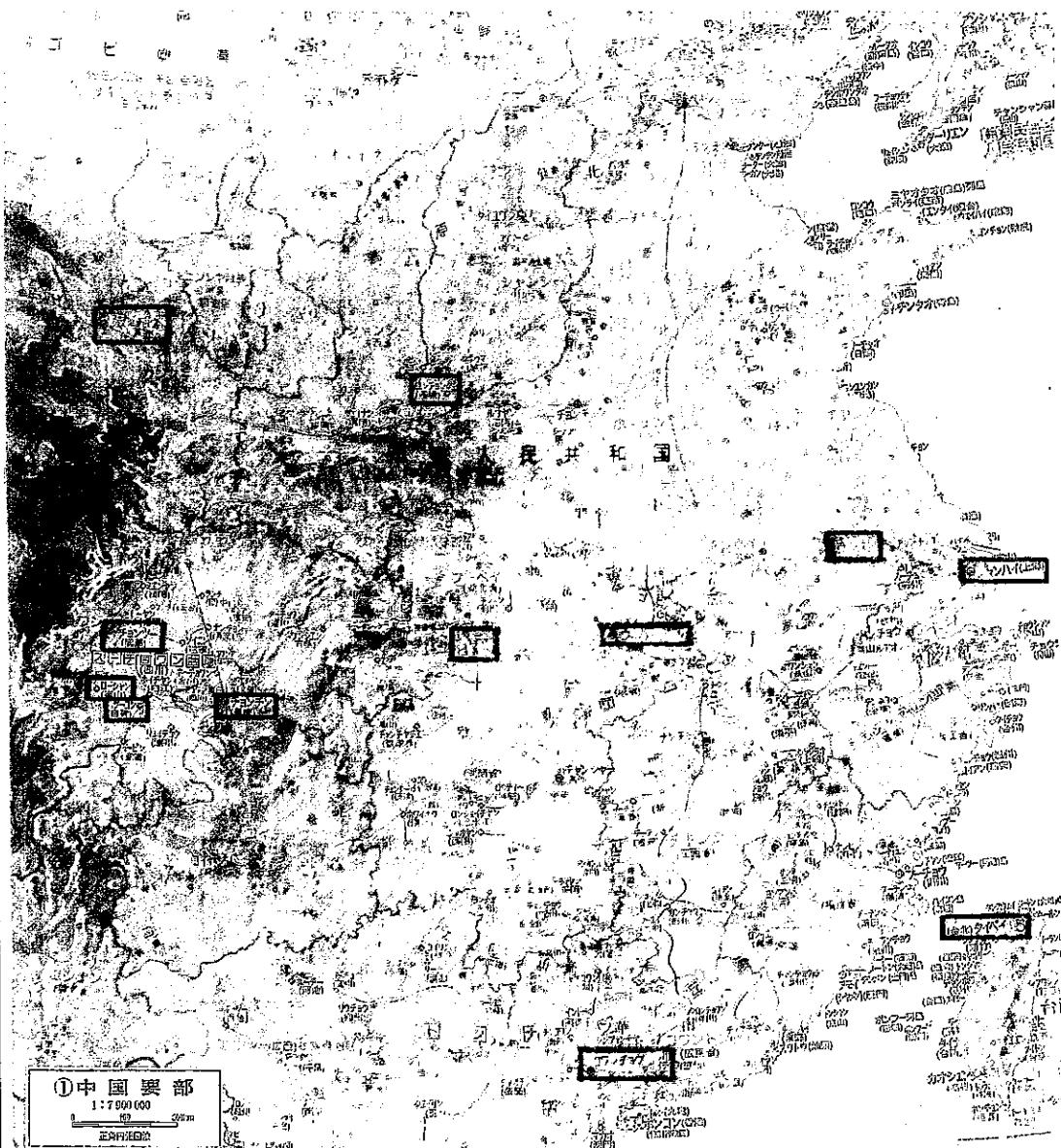
例えば、1940年5月からの101号作戦や1941年7月からの102号作戦などの作戦名で重慶大爆撃が実施された。

以上で述べた楽山爆撃を含む重慶大爆撃の関連都市の所在については、次頁の「重慶大爆撃関連地図」を参照されたい。

また、日本軍の中国侵略の経過と重慶大爆撃の対応関係については、次々頁の「日本軍の中国奥地爆撃の年譜」を参照されたい。

(以下、余白)

重慶大爆撃関連地図



■ 桁で囲んだ都市は重慶大爆撃の関連都市である

出典：最新基本地図・世界日本 29訂版（帝国書院 2005）

日本軍の成都等の中国奥地爆撃の年譜

西暦	日本の動向	中国大陆への日本軍の地上作戦 (*印は細菌戦関連)	日本軍の中国奥地爆撃 (丸かっこ内は爆撃日数)	世界の動向
1936	2月 2・26事件	8月 関東軍防疫部(部長・石井四郎) 新設*		12月 西安事件
1937	8月 南京政府断面膺声明 不抵抗方針放棄	7月 蘆溝橋事件 8月 第二次上海事件 11月 上海占領 12月 米艦八ナイ号撃沈 南京占領、大虐殺		4月 独、グルニカを爆撃 7月 蒋介石・周恩来会談 8月 中ソ不可侵条約調印 9月 第2次国共合作成立 12月 国民政府、重慶に遷都
1938	1月 近衛首相「国民政府を対手とせず」 4月 國家総動員法公布 11月 近衛首相、東亜新秩序建設を声明	1月 「特移(特殊移送)披二閥スル通牒」* 2月 北京「甲」1855部隊編成* 5月 徐州占領 10月 広東占領 武漢三鎮占領	2月 重慶(1日) 10月 重慶(3日) 11月 重慶(1日) 成都(2日) 12月 重慶(1日)	4月 国民党臨時全国大会、抗戦建国綱領を採択
1939	5月 第1次ノモンハン事件 7月 第2次ノモンハン事件	2月 海南島占領 3月 南昌占領 4月 南京「榮」1644部隊編成* 5月 広東「波」8604部隊編成* 8月 ノモンハンで細菌戦* 11月 南寧占領	1月 重慶(4日) 2月 重慶(2日) 3月 重慶(1日) 5月 重慶(4日) 6月 重慶(5日) 成都(1日) 7月 重慶(6日) 8月 重慶(7日) 9月 重慶(7日) 10月 重慶(5日) 自貢(1日) 成都(2日) 11月 成都(2日) 12月 重慶(2日)	9月 独、ボーランド侵入 英仏、対独宣戦、第2次世界大戦勃発
1940	2月 民政党資藤隆夫が戦争批判(3月議員除名) 7月 南進政策決定 10月 大政翼賛会発会式 11月 「支那事件処理要綱」大日本産業報国会創立	6月 宜昌占領 6月~9月 吉林省長春郊外の農安でペスト菌散布実験* 8月 関東軍防疫給水部に改称* 10月 衡州、寧波に空中から細菌戦* 12月 牡丹江、林口などの支那創設*	1月 重慶(1日) 4月 重慶(2日) 5月 重慶(10日) 染山(1日) 成都(2日) 6月 重慶(13日) 7月 重慶(10日) 自貢(1日) 成都(1日) 8月 重慶(10日) 自貢(1日) 染山(1日) 9月 重慶(5日) 10月 重慶(9日) 成都(5日) 12月 重慶(2日)	4月 独軍ノルウェー、デンマークに侵入 5月 独軍、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ侵入 6月 パリ陥落 9月 日独伊三国同盟調印
1941	3月 治安維持法改正公布 10月 東条内閣成立 12月 御前会議、対米英開戦決定。真珠湾攻撃	11月 常徳に空中から細菌戦*	1月 重慶(4日) 2月 重慶(1日) 3月 重慶(1日) 4月 重慶(1日) 5月 重慶(8日) 成都(3日) 6月 重慶(12日) 成都(1日) 7月 重慶(13日) 自貢(2日) 成都(1日) 8月 重慶(17日) 自貢(2日) 染山(1日) 成都(2日) 9月 重慶(2日)	6月 独軍、ソ連侵入(ソ連開始) 9月 ロンドン大空襲始まる 12月 重慶国民政府、日独伊に対して宣戦
1942	4月 東京など初空襲 6月 ミッドウェー海戦	3月 フィリピン攻略戦で細菌兵器使用計画(中止)* シンガポール「岡」9240部隊編成* 8月 浙江作戦で細菌戦(浙江省江山、江西省広豊等で実施)* 731部隊長に北野政次就任*		
1943	2月 ガダルカナル島撤退 5月 アツツ島守備隊全滅	11月 常徳作戦	8月 重慶(2日)	7月 ムッソリーニ失脚 11月 カイロ会談
1944	3月 インバール作戦開始 7月 東条内閣総辞職	1月 大陸打通作戦発令 5月 湘桂作戦開始 7月 サイパン奪回に細菌戦検討(中止)* 11月 柳州・桂林占領	9月 成都(3日) 10月 成都(3日) 11月 成都(1日) 12月 成都(1日)	6月 米英軍、ノルマンディー上陸 8月 パリの独軍降伏
1945	3月 東京大空襲 8月 広島・長崎に原爆日本敗戦	3月 731部隊長に石井四郎再任、ペスト菌大増産体制を実行* 4月 芜江作戦 8月 731部隊の解散命令下る。平房の施設爆破、「マルタ」虐殺*		2月 米英ソ、ヤルタ会談 5月 独軍、無条件降伏 7月 米英ソ、ボツダム会談(～8/2)

(4) 現重慶市に対する 1938 年の大爆撃

臨時首都になった重慶に対する爆撃は、1938年2月18日、海軍木更津航空隊の中攻機3機が南京を発進基地とした初攻撃をもって開始された（『戦史叢書中国方面海軍作戦（1）』533頁、『戦史叢書中国方面海軍作戦（2）』108頁、『海軍陸上攻撃機（上）』142頁参照）。

1938年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は6日であり、爆撃機数が113機、投弾数が爆弾372発である。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1938年	2月	18
	10月	4、8、22
	11月	5
	12月	26

1938年12月2日、重慶に対する戦略爆撃の企図を明確にした「大陸命第241号」とその作戦指示を記した「大陸指第345号」が発出された。

その事情は、同年10月の漢口占領以降日本軍は国民政府の新首都重慶に向け地上兵力を派遣することが不可能な状態だったので、地上作戦と切り離して重慶又は蘭州などの内陸部に「奥地進攻」と称して戦略爆撃を行うことが検討されるようになっていたところにあった。

さて、上記大陸命は、「航空進攻作戦」を命じ「敵ノ戦略及び政略中枢ヲ制厭擾乱スル」と述べている。これは、同作戦の目的が敵の戦略・政略中枢撃滅にあることを明らかにしたものである。

次に上記大陸指は、「全支ニ亘ル航空作戦ノ実施ニ關スル陸海軍中央協定、別冊ノ如ク定ム。敵ノ戦略及び政略中枢ヲ攻撃スルニ方リテハ好機ニ

投シ戦力ヲ集中シテ特ニ敵ノ最高統帥及最高政治機関ノ補足擊滅ニ勉ムルヲ要ス」と指示した。このように重慶爆撃を中心とする政戦略攻撃では、当初から陸海軍協同作戦による兵力の集中使用を宣言したが、これは日本軍の作戦としては極めて異例なことであった。

さらに上記別冊の「航空ニ關スル陸海軍中央協定」は、「全支ノ要域ニ瓦リ陸海軍航空部隊協同シテ戦政略的航空戦ヲ敢行シ敵ノ繼戦意志ヲ挫折ス」と述べた。これは「敵ノ繼戦意志ヲ挫折ス」すなわち重慶国民政府の抗戦意志をたたきつぶす戦政略的航空作戦を開始することを明らかにした（『大陸命・大陸指 昭和13年』151頁、223頁参照）。

同年12月26日から、漢口を発進基地として陸軍飛行隊による遠距離航空作戦が実施された（往復約2000キロ。97式重爆撃機12機、イタリア式重爆撃機10機）。

上記26日の爆撃に先立ち、その前日の12月25日、この作戦の責任者の陸軍第一飛行団長寺倉正三少将は、漢口において、「飛行団ハ主力ヲ以テ重慶市街ヲ攻撃シ敵政権ノ上下ヲ震撼セントス」「飛行第六十戦隊及飛行第九十八戦隊ハ相協同シテ明二十六日十三時ヲ期シ重慶市街ヲ攻撃スルノ準備ニ在ルヘシ 目標ハ両戦隊共 重慶市街中央公園都軍公署…公安局県政府ヲ連ヌル地区内トシ副目標ヲ重慶飛行場トス」（『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』131頁参照）と述べて、市街地を主目的として爆撃して、市民に厭戦気分を抜け、戦意の喪失をねらったものであり、臨時首都重慶の住民を対象にした無差別爆撃である意図を明確にした。

(以下、余白)

(5) 現重慶市に対する 1939 年の大爆撃——「^{ウーラン}^{ウースー} 5・3、5・4」など

ア 陸軍は、前年末に続き、1939年1月7日、10日、15日と重慶への爆撃を続けた。

一方、海軍は、中攻機の整備を進めてきたが、重慶の天候が良好となる5月3日から本格的攻撃を開始した。

上記5月以降の日本軍の爆撃は、1939年4月28日付大陸命291号及び大陸指440号、さらに同別冊「陸海軍航空中央協定」に基づいて実行された。

上記大陸命は、「航空進攻作戦ニ任シ特ニ敵ノ戦略及政略中枢ヲ制厭擾乱スル」ことを命じた。

上記大陸指は、「全支ニ亘ル航空作戦ノ実施ニ関スル陸海軍中央協定別冊ノ如ク改ム。敵ノ戦略及政略中枢ヲ攻撃スルニ方リテハ好機ニ投シ戦力ヲ集中シテ特ニ敵ノ最高統帥及最高政治機關ノ捕捉擊滅ニ勉ムルコトヲ要ス」と指示した。

そして大本營陸軍部、大本營海軍部の「陸海軍航空中央協定」は、「全支ノ要域ニ亘リ陸海軍航空部隊協同シテ戦政略的航空戦ヲ敢行シ敵ノ継戦意志ヲ挫折ス」ことを目指し兵力配備等を決定した（『大陸命・大陸指 昭和14年』102頁、242頁）。

日本軍は、戦線が膠着し泥沼化の様相を呈し始めた戦況を開拓し、中国国民政府の屈服（「継戦意志ヲ挫折」）を意図して臨時首都の住民への本格的な無差別爆撃に踏み切ったのである。

1939年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は43日であり、爆撃機数が1003機、投弾数が4992発（爆弾4589発、焼夷弾403発）である。

なお、四川省各地への攻撃は、次の表の中には含まれていない。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1939年	1月	7、10、14、15
	2月	4、6
	3月	29
	5月	3、4、12、25 【「5・3、5・4」大爆撃】
	6月	7、9、11、28、30
	7月	5、6、12、24、25、31
	8月	2、3、4、23、28、30、31
	9月	1、3、4、12、28、29、30
	10月	3、4、10、13、24
	12月	18、19

イ 1939年の現重慶市への爆撃の中で、市民に最も被害が大きかったのは、5月3日と4日の爆撃である。

5月3日は、漢口飛行場を基地にした海軍航空隊による、重慶に対する本格的な攻撃の開始であった。

「海軍第3艦隊航空隊昭和14年戦闘概報」は、次のように5月3日の重慶爆撃を報告している。

「戦闘概報第五一三号 五月三日

第一空襲部隊ハ天候ノ良好ナルニ乗ジ中攻四十五機（14fg 二十四機13fg 二十一機）ヨリナル飛行機隊ヲ以テ一五三〇敵首都重慶ニ對シ本年度第一回ノ攻撃ヲ実施シ軍事委員會委員長行營ヲ中心トシ中央公園北東部ヨリ水泥廠附近一帶ニ亘リ猛爆撃敵ニ大損害ヲ與ヘタリ」

すなわち、海軍第1空襲部隊は、中攻機45機（第14航空隊24機、

第13航空隊21機) よりなる飛行機隊をもって、15時30分、重慶に対し、本年度第1回の攻撃を実施し、中央公園北東部より水泥蔽付近一帯に亘り猛爆撃したと報告している。報告によれば、爆撃地は軍事委員会委員長行営の中心地と記載されているが、実際は重慶市の中で最も人口が密集している繁華街であり、爆撃は繁華街を狙い撃ちしたものである。

また5月4日について、前記戦闘概報は、次のように報告している。

「戦闘概報第五一四号 五月四日

第一空襲部隊ハ中攻二十七機(14fg 十五機13fg 十二機)ヲ以テ雲
ト山頂ノ間ヲ縫ヒ夕闇ヲ選ビ二〇三〇頃再度敵首都ノ攻撃ヲ実施シ
重慶防空司令部委員長行営縣政府ヲ中心トシテ中央公園ヲ通ズル南
北線以西市街全面ニ亘り猛爆撃ヲ加ヘ之ニ壊滅的損害ヲ與ヘタリ」
すなわち、第1空襲部隊の中攻27機（第14航空隊15機、第13
航空隊12機）で、20時30分頃、重慶に攻撃を実施し、中央公園に
通ずる南北線以西の市街全面にわたり猛爆撃を加え、壊滅的損害を与えた旨報告している。

重慶市民にとっては、準備のない今までの大規模攻撃が連日行われたため被害が甚大であった。また日本軍は、焼夷弾を多用し、当時木造建物が多かった市街地に火災を引き起こすことを意図して爆撃した。

5月3日、4日の連續爆撃は、3日に中央公園より東（揚子江）側、
4日に中央公園の西（嘉陵江）側と分けて、2日間で重慶の繁華街を破壊することを計画し実行したのである。

32頁の5月5日付東京朝日新聞は、5月4日の爆撃について、次のとおり報道した。

すなわち、東京朝日新聞は、「重慶を再度大空襲 敵都大半暗黒と化す 海軍機・矢継早の猛撃」との見出しで、「この再度の猛烈な空襲に

より重慶市民は雪崩を打って市外に逃走中」と、日本軍の市街地連続爆撃により市民生活が破壊されていることを贅美した。

ウ 5月12日午後9時、海軍航空隊は、27機が運城基地を経由して重慶市江北区に対する爆撃を行った。また、5月25日には、夕刻に中攻機26機が、夜間に中攻機12機が、それぞれ重慶市街地に対する爆撃を行った。

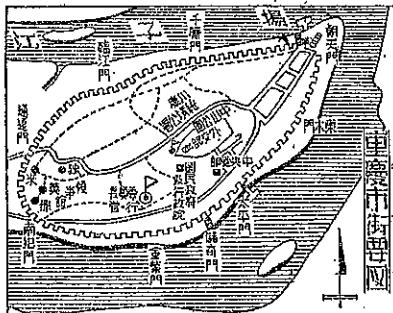
この後も、海軍航空隊は、6月1日には高雄航空隊、9月5日に第一聯合航空隊を加えて12月まで、漢口飛行場を基地として、継続的に重慶を主とする四川省集中爆撃を行った。

なお、12月26日、27日、28日の3日間、重慶への援蒋ルートの甘肃省蘭州への爆撃が、100号作戦という秘匿名で陸海軍の爆撃機約100機による集中攻撃が行なわれた。

(以下、余白)

重慶を再度大空襲

海軍機・矢継早の猛撃



嘆驚も側人外

力値の擊爆慶重がわ

(6) 現重慶市に対する 1940 年の大爆撃——「101号作戦」など

ア 1940 年、陸海軍の共同作戦として重慶を主にした四川省各地への爆撃が本格化し、「101号作戦」という作戦名により計画実行された。

1940 年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は 62 日、爆撃機数は 3954 機、投弾数は 1 万 2651 発（爆弾 1 万 2474 発、焼夷弾 177 発）であり、前年と比較しても爆撃機の機数は約 4 倍に増えた。

なお、四川省各地への攻撃は、次の表の中には含まれていない。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1940年	1月	7
	4月	23、30
	5月	3、19、20、21、22、26、27、28、29、30 【5/18～9/4 「101号作戦」】
	6月	6、10、11、12、16、17、21、24、25、26、 27、28、29
	7月	3、4、5、8、9、10、16、22、28、31
	8月	2、3、9、11、17、18、19、20、23、30
	9月	12、13、14、15、16
	10月	4、6、10、13、16、17、25、26、27
	12月	1、11

イ 「101号作戦」は、陸軍では、1939年9月23日付の大陸命第363号に基づいて1940年5月2日付の大陸指第684号、同年5月15日の大陸指685号別冊「航空ニ関スル陸海軍中央協定」の実施命令によるものであった。

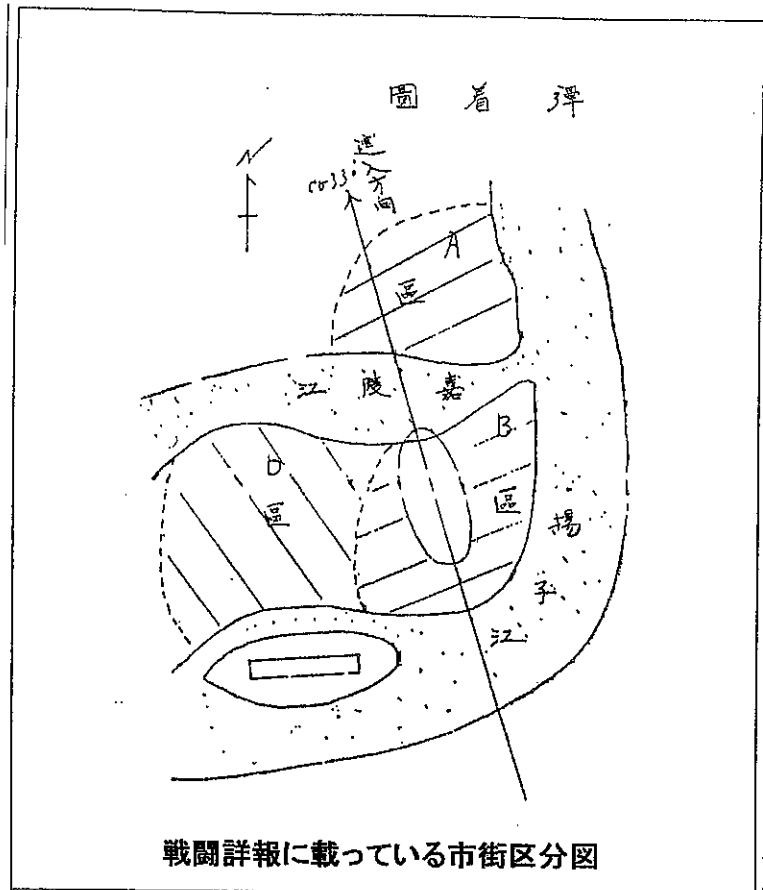
陸軍第3飛行集団と海軍連合空襲部隊の間で、5月13日付「百一号作戦ニ関スル陸海軍協定」及び5月29日付「百一号作戦ニ於ケル攻撃実施要領ニ関スル陸海軍協定」が結ばれ、本格的な陸海軍の共同作戦として5月18日ないし9月4日の期間、実施された。

5月29日付協定では、「陸海軍航空部隊ハ本協定期間中主攻撃目標ヲ重慶市街及其ノ周辺（極力第三國権益ノ被害ヲ避ク）ニ指向シ兵力及天候ノ許ス限り攻撃ヲ持続ス……陸海軍は六月中旬以降月明利用期間ハ極力昼夜ニ亘リ連續攻撃ヲ実施ス」（百一号作戦の概要）として、昼夜の別なく重慶上空に出没して爆弾を投下し攻撃することを協定した。

海軍は、同年5月18日、連合空襲部隊が漢口を主要基地として、陸軍は、同年6月6日、第3飛行集団が山西省運城を基地として重慶を攻撃して開始された（『大陸命・大陸指 昭和15年度』14頁参照）。

6月中旬以降、重慶の市街地がAからHまでに区分され、陸海軍が協同して、昼に夜に爆撃を繰り返し、各地区を順次徹底的に総総爆撃する戦術が採用された。例えば次頁に示すように、戦闘詳報には、市街地の区分を A 区、B 区、D 区などに区分して爆弾の投下場所を特定して「弾着図」が作成されている。

（以下、余白）



海軍連合空襲部隊作成の「百一号作戦の概要」別表第二「百一号作戦統計表」によると、重慶方面に対する攻撃日数が41日（海軍32日、陸軍9日）、その他の地域が30日（海軍18日、陸軍12日）で、奥地攻撃全体で71日（海軍50日、陸軍21日）行われている。使用した爆撃機の延べ機数は4354機（海軍3627機、陸軍727機）であり、投下した爆弾は2万7243発（海軍2万4121発、陸軍3122発）に達した。

ウ この作戦で配慮されたのは、米・英など第三国の権益所在地を出来る限り避けることだけであり、中国人が居住する市街地は徹底した爆撃の対象とされた。

6月14日、日本政府は外交機関に対して、安全地帯を指定し、一時避難を勧告し、6月24日より各国の外交機関を気にすることなく徹底的に重慶市街地を爆撃した。

また、学校等の文京地域も頻繁に爆撃した。

エ 1940年7月21日、開発されたばかりの零式艦上戦闘機（ゼロ戦）が漢口飛行場に配備され、戦場慣熟訓練を行った。

8月19日、ゼロ戦13機が漢口飛行場から飛び立ち、途中、宜昌の飛行場で給油の後、中攻機と合流した。ゼロ戦が護衛戦闘機として参加したことによって、制空権はほとんど日本軍が掌握していった。このゼロ戦配備には、次のような強い国家意志が働いていた。

6月12日、陸軍は宜昌を完全占領したが、兵力整理のため6月15日には宜昌撤退を決めた。しかし、天皇の出席する御前会議において、陸軍が宜昌撤退案を上奏し、海軍が宜昌を重慶爆撃の中継基地として極めて大きな価値を持つことに言及すると、天皇は「陸軍は宜昌をなんとかならないのか」と下問した。そのため、陸軍参謀本部は、方針を一転させ、6月16日、宜昌一時確保の命令を発した。この御前会議での天皇発言にあるように、重慶爆撃は、日本国の国家最高意志として敢行されたものであった（『戦史叢書支那事変陸軍作戦（3）』212頁）。

オ 「101号作戦」は、1940年9月4日で終了したが、海軍航空部隊は、引き続き重慶への爆撃を続行した。

(7) 現重慶市に対する1941年の大爆撃——「6・5隧道大惨案」、「102号作戦」など

ア 1941年の現重慶市への爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は爆撃は59日、爆撃機数は3280機、投弾数は9682発（爆弾8745発、焼夷弾937発）であった。

なお、四川省各地への攻撃は、次の表の中には含まれていない。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1941年	1月	4、14、20、22
	2月	4
	3月	18
	4月	29
	5月	3、9、10、16、17、20、21、22
	6月	1、2、5、7、11、14、15、16、18、28、29、30 【6／5隧道大惨案】
	7月	4、5、6、7、8、10、18、19、27、28、29、30、31 【7／27-8／31「102号作戦】
	8月	1、2、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、22、23、30、31
	9月	1、2

イ 1941年には、5月3日の重慶に対する爆撃を皮切りに7月中旬まで22次にわたり爆撃を続けた。

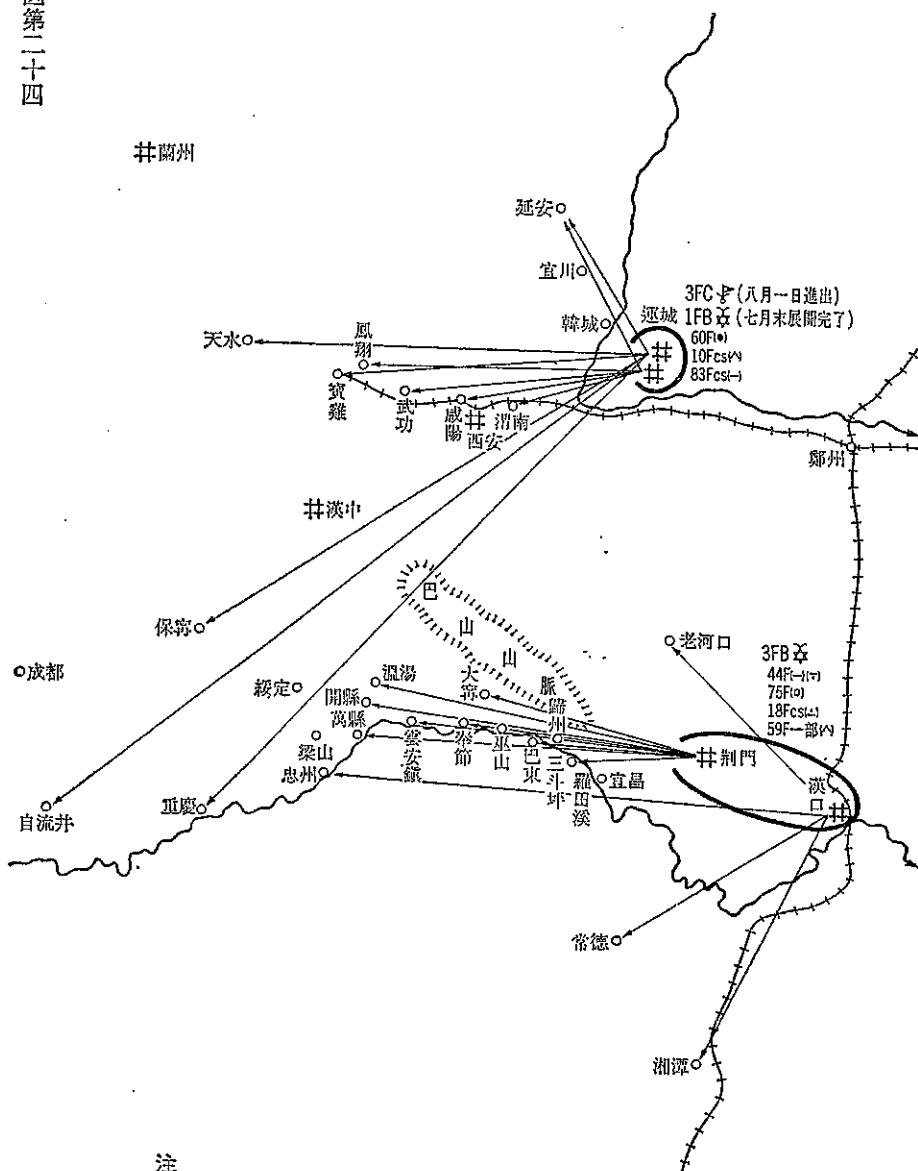
そうした中で、6月5日、「隧道大惨案」と呼ばれる防空洞として使用されていた較場口隧道内での大量の窒息死が発生した。

ウ 同年7月27日から8月31日まで、日米関係が修復不可能なまでに関係が悪化し日米開戦不可避になりつつある中で、中国との戦争をすみやかに終了させ、中国を対米英戦における後方基地とするために、日本軍は再び大量の航空機を動員し、重慶を中心とする四川省に対して無差別戦略爆撃を「102号作戦」と名付けて実施したのであった。

海軍は、湖北省漢口と孝感の基地から、陸軍は山西省運城の基地から発進した（発進基地と重慶等の位置関係は次頁の「概見図」参照）。

第五次奥地進攻作戦(前段)概見図 (昭和十六年八月上旬)

挿図第二十四



注

- 1 1FB の 90Fは濟南で九三双輕に改変中
2 12F・98Fは八月二十一日南苑着 1F長の指揮下に入る
3 中支より奥地攻撃に任じていた海軍航空は九月初頭内地方面に引揚ぐ

0 200km

出典：防衛庁防衛研究所戦史部『戦史叢書 中国方面陸軍航空作戦』（朝雲新聞社、1974年）222頁

(8) 現重慶市に対する 1943 年の大爆撃

ア 1943 年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は 2 日にわたり、爆撃機数は 79 機、投弾数は 151 発（爆弾 126 発、焼夷弾 25 発）であった。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1943年	8月	8、23

イ 戦史叢書には、8月 23 日の重慶爆撃について、第 8 飛行団の飛行第 58 戦隊、第 25 戦隊、第 33 戦隊が漢口の基地を午前 9 時 30 分に出発し、午前 12 時 30 分重慶工業地帯を爆撃した旨記録されている（『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』363 頁参照）。

(9) 四川省の商業都市楽山

樂山市は、中国四川省の中南部に位置し、北は眉山市に連なり、東は自貢市と隣り合い、南は宜賓市と接し、西は涼山彝族自治州と雅安市である。

成都市から南西約 160 キロメートル（高速道路で約 100 分）の地点にある三千余年の歴史を持つ都市である。重慶市から西 260 キロメートルである。長江水系の岷江（びんこう）に大渡河（だいとが）および青衣江が合流する場所であり、成都市、重慶市などの主要都市につながる水陸交通の要衝として栄えてきた。

平均海拔は 500 メートル、年平均気温は 17.2 ℃、年降水量 1400 ミリメートル。気候は温和で湿潤、四季がはっきりしており雨量は多く、春と冬が過ごしやすい。土壤は肥沃で米、小麦、トウモロコシ、搾油用作物、茶、みかん、綿等を中心とした農作物の栽培が盛んである。樂山市一帯の地形は起伏に富み、良好な自然環境と景観にも恵まれ、市南部の凌雲

山には世界で最も高い石仏座像といわれる樂山大仏があり、同市から36kmのところには中国仏教の4大名山のひとつで、山中に数十の寺院を有する峨眉山がある。1996年12月に樂山大仏と峨眉山がユネスコの世界文化自然遺産に登録された。

樂山は、遠く3000年以前、古代蜀王朝（開明）の都であった。漢代に南安県が置かれ、南北朝時代に平羌県と改められた。

紀元前4世紀秦が巴蜀を滅ぼし、樂山は蜀郡に属し、成都の南側にあつたので、南安と名付けられた。漢朝は南安を犍為郡の所属とした。北周は嘉州を置いたが、「郡土嘉美」の意からであった。隋は眉山郡を置き、南安県を龍游県と改名した。唐は嘉州、眉州に復した。

宋朝は嘉州を嘉定府と改め、元代には嘉定路となり、明代には嘉定州となつた。清雍正十二年（1734年）嘉定州を嘉定府に昇格させ、かつ府の中心を樂山に置いた。「城西南の五里に‘至樂山’」があることで名づけられ、龍游県を樂山と改め、「樂山」の名は現在まで沿用されている。

中華民国に入った後、樂山は西南地域の重要な埠頭と物流集散地としての役割がさらに突出したものとなつた。川南と川西からの物質がまず樂山に収集され、その後それぞれの地域に運ばれる。成都に近いため、成都の民衆に供給する柴・炭や塩などはほぼ樂山から運送されたのである。

また日中戦争期間、樂山は成都市、重慶市などの主要都市につながる水陸交通の要衝として栄えている。水路、陸路両方とも軍用物質や食糧などの運送に使われた。

1939（民国28）年に樂山県城の常住人口は3万5000人であった。南京から武漢、武漢から西南四川へ逃げてきた難民がかなり多くいた。沿岸工業と重要な機構も西南、西北へと移転した。1937年から1938年まで国民政府中央財政部塩務総局、国立武漢大学、国立中央技術専門

学校、江蘇省立蚕糸専門学校が相次いで楽山城区に移され、その後の1939年には四川大学も峨眉山に移った。

1937年後、沿岸地区の大量の工場の内陸遷移によって、楽山は大規模な工業区になった。1937年から1945年までの8年間、印刷工場が21社までできた。1938年頃、嘉樂、延中の2つの紙製造工場が設立され、県産の紙欠乏状況を改善した。そのほかシルク工場や綿糸工場をあわせて60社ほど存在した。

(10) 楽山市への爆撃

ア 楽山市への爆撃は四川省档案館資料等によれば、下記の4回であるが、
樂山城区への爆撃は1939年8月19日と1941年8月23日の2回であった。

爆撃年月日	爆撃場所	機数	爆弾 投下数	死亡	負傷	損害家 屋	備考
1939年8月19日	樂山城区	36	100	838	980	3500棟	重傷380余、軽傷600余
	沙嘴鄉拱背橋(現蘇稽鄉管轄)	1	2			10室	農家10室、牛1頭
1940年5月	彭山縣青龍、觀音						損失100萬元。 防空費3200萬元。
1941年8月23日	樂山城区	7	50	13	35	60室	
	蘇稽場	7		65	47		
1944年11月21日	夾江県		12				農作物を破壊

イ 当時の樂山城内の状況は、当時の行政機構としては樂山県であった。

付図の三十年代「樂山縣城内外街道図」（1934年作成、出典『樂山市中

区文史資料選輯』)にあるように、中国の一般的な町と同様、城壁にかこまれている。この城壁でかこまれている部分を以下では、「県城」あるいは「城内」と記述する。爆撃前の「城内」の人口は、約3万5000人であった。

ウ 1939年8月19日、日本軍は四川省の都市・楽山市を爆撃した。日本軍機36機は楽山市上空に侵入し、それぞれ100発以上の爆弾と焼夷弾を投下した。

海軍航空隊の戦闘概報には、次のとおりに記載されている。

戦闘概報 第629号 8月19日

1. 第一空襲部隊ハ中攻35機(13f g 27機、高空9機、内1機故障ノ為引返ス)ヲ以テ遷都準備中トノ情報アル嘉定ヲ攻撃。市街軍事施設ニ壊滅的打撃ヲ与エタリ。又峨眉山自流井瀘州付近ノ偵察竝ニ威圧飛行ヲ行ヒ、伝單50万枚ヲ散布セリ

当時の商業新聞には、特派員報道として、「蒋、遷都準備を急ぐ 海鷺・嘉定初空襲」とという見出しで、次のように楽山(嘉定とも呼ばれた)爆撃を報じている。

わが海軍航空隊は19日午後大挙して四川省の奥地嘉定に最初の爆撃を敢行。多数の軍事施設に目下建設を急いでゐた政府諸機関を猛爆。多大の戦果を挙げた。嘉定は重慶の西方約50マイルにあり最近十数次にわたりわが海鷺の連続首都爆撃に全くその機能を破壊された重慶政府の最後の逃避地といはれ最近遷都準備をいそいでゐるところである、即ち今回の嘉定爆撃は先きの成都爆撃と同様最早

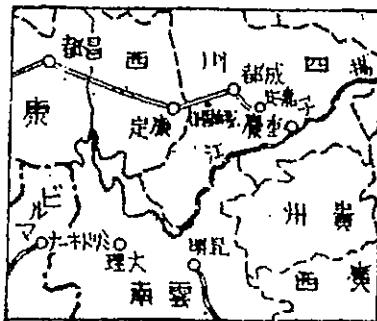
四川に身の置きどころなき蒋介石にわが猛鷲の翼の下よりはのがさじと不動の決意を實証したものである。

この日午前零時飛び立った海鷲は増田少佐指揮の下に大編隊で午後2時半嘉定上空に現れ市街の軍事施設目がけて一斉に爆撃を敢行した。敵は全く周章狼狽し抵抗も試みずわが機の實弾は悉く市街の軍事施設に命中、十数ヶ所から火災を起し、嘉定全市内は全く火の海と化した、付近を飛行中のダグラス機と大型飛行艇は周章狼狽遁走した。

わが機は機首を転じて抗日政府要人の私宅の散在する峨眉山に向ひ堂々たる威壓飛行を行い全機無事帰還した。

(1939(昭和14)年8月20日付「東京日日新聞」)

1939年8月19日の楽山爆撃に関する報道記事



【100基地本社特電】
九日川野特派員發
わ

蔣、遷都準備を急ぐ

峨眉山上も威壓飛行

が樂山空襲は十九日午後大舉し

て四川省の要地嘉定に最初

の爆撃を行なう軍事施

設に、且下轄を試してゐた政府

機関を威嚇の大威を擧げた

嘉定は蘇聯の西方約五十マイルに

あり最近十數次にわたりわが海軍

の軍艦が空襲に全くその機知を

露せられた嘉定府の最後の避

難といはれる嘉定遷都準備をいそい

でゐるところであるところであ

る、即ち今回の嘉定空襲は先きの

蘇聯機と同様最早四川に身の置

きどころなき蒋介石にわが海軍の

決意を實證したものである

この日午前零時飛び立つ海軍

は塘田少佐指揮の下に大編隊で

午後二時半嘉定上空に現れ市街

の重要施設に全くその機知を

露せられた嘉定府の最後の避

難といはれる嘉定遷都準備をいそい

でゐるところであるところであ

る、即ち今回の嘉定空襲は先きの

蘇聯機と同様最早四川に身の置

きどころなき蒋介石にわが海軍の

決意を實證したものである

この日午前零時飛び立つ海軍

は塘田少佐指揮の下に大編隊で

午後二時半嘉定上空に現れ市街

の重要施設に全くその機知を

露せられた嘉定府の最後の避

難といはれる嘉定遷都準備をいそい

でゐるところであるところであ

出典：1939年8月20日 東京日日新聞



海就鳥惡天候を冒して
重慶及び周邊痛爆

【海軍〇〇基地】にて井谷特派員(十二日發)、野中、尾崎、森、中西、吉川の各閣
院長の率める我が海軍艦艇隊の艦隊は二十三日拂曉に敵を離して四川省上空に到着して殺到、重慶の
ほか、渝州(重庆)北方六十五キロに位置する重慶南方三百五キロの瀘州(泸州)東方百十五キロの瀘州(重
慶東方百十九キロ)などの沿岸部町を網撲してやられたる結果をきめた。すなはち野中、尾崎副官長等
長機下の艦隊は午後一時三十分重慶西方の重慶地帶に到着つて開港所、兵器庫などに警戒をよ
びせ天敵機物を焼き飛ばし、次いで同日午後十五分重慶西方の新嘉坡等小港を掃蕩水雷敷設船と爆
弾艇を用ひて爆破し、艦隊は再び下の海軍軍は海軍艦艇隊初の定式軍飯を飲食、興奮したる表情、活潑な
ことを表情しまさざに爆轟、また首謀後援の率める二隊は物資輸送上の要衝たる界橋、通航に果敢な
爆撃を加へ爆轟では橋頭を陥落さらに中西隊長の指揮する二隊は渝州を頼り、所期の供給をあげた。

軍に假設の止とを刺し次いで黙加連
軍の軍事的形態を解体し更に精良
開闢、収穫、蓄積、運搬、販賣、開
拓等四川省内各處の軍事組織
を改組改編し同時に最大なる結果
を收めた。

安寧、江關兩省方面においては
機械、器械、機器、軍事、軍需、軍備、
孔銀、糧草、糧餉、糧餉方略等に關
しては延安、延平、銀川、吉州、
蘇沙市、永安、北方、開闢、西大、
開拓、沿岸、沿岸等の軍事施設、軍用

は市隱に歸し事變以來最大の空襲戰を展開し物心兩面に甚大なる打撃を貰へた、この前一日には成

のうち湯原の酒類は次の通りである

[上海特務第二回] 文部方面
陰謀調査部では二十三日支那方面領事
機關合併（八月十一日より同二
十日まで）問題を發表したが、そ

海鷺の匂間戰況發表

江の右岸の龍山の東北に位し人口

嘉定

3

エ 1941年8月23日の爆撃は、「第1航空隊 重慶攻撃戦闘詳報」によると、1941年8月23日（日本時間）、海軍は第1攻撃隊から第6攻撃隊にわかつてそれぞれの指揮官の下、重慶・樂山（嘉定市）へ爆撃を敢行した。

第1攻撃隊である鹿屋海軍航空隊陸攻（全力）は攻撃目標を重慶H区南部、第2攻撃隊である第1航空隊（全力）は攻撃目標を重慶L区、第4攻撃隊である元空陸攻（全力）は攻撃目標を嘉定市街、第5攻撃隊である美空陸攻（全力）は攻撃目標を嘉定市街、第6攻撃隊である高空陸攻（全力）は攻撃目標を重慶H区またはJ区工場とした。」（第1、第2攻撃隊以外の実際の爆撃内容は不明）と記載されている。

1941年8月24日付「朝日新聞」によると、「1941年8月23日、海軍は嘉定市への爆撃を敢行した。嘉定は重慶西方300Km、峨眉山の東北に位置し、人口10万4千人、四川省有数の都市で養蚕、製糸などの中心地として知られており、また塩の产地としても有名である。森部隊長の指揮の下、海軍航空部隊は嘉定を攻撃目標として爆撃を敢行し、製塩施設などを完膚無きまでに爆砕した。」と報道されている。

オ 当時の樂山の防空体制は、「樂山城にはほとんど防空武器がなく、わずかな防空施設（防空壕）もきわめて粗末なもので、その上、人々が重視することもなかった。そのため損失が大きなものとなった。さらに城内の建築は多くが木造で、爆撃後、翌日明け方まで大火が続いた。（『樂山市志』1336頁）」といわれているように、ほとんど無防備状態であったといつても過言ではない。

8・19以前と以後を比べてみると、8・19以前は、民国档案によれば、戦争初期ただ陪都重慶、省都成都、三峡の重鎮万県等にのみ少量

の高射砲と探照灯防空部隊があるのみであった。当時の樂山の防空の実施は、ただ汽笛を鳴らし、気球をかけて、民衆に空襲警報をしらせるのみで、防火火力は全くなく、消防設備もただ手押しポンプのみであった。1938年岷江の福泉門埠頭に浮橋が掛けられ、空襲時の避難用とされた。

8・19以後は、1940年3月、樂山防空指揮部が設けられた。編制は7人だった。

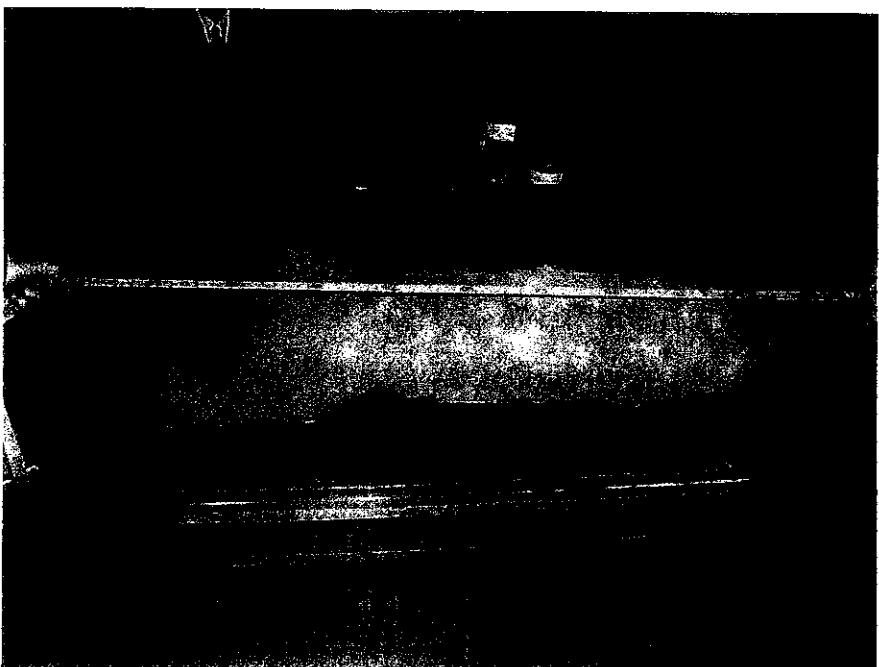
1940年4月、防空指揮部は命令を受け、防空部隊を設けた。高射機銃27挺を配備し、城区の老宵頂、觀斗山、凌雲山、半片街、演武街、九龍巷等六カ所の制高点に、高射機銃射撃点をつくった。指揮部が直接指揮した。1941年、高射砲陣地六カ所、落下傘兵防御陣地四ヶ所を構築した。

以上の事実からあきらかに、1939年「8・19」日本軍機の爆撃前には、樂山城内は全くの無防備都市であった。

(次頁の写真は、日本軍が樂山市に1939年8月19日に投下した爆弾の実物。

信管部分から羽根までの長さは、1メートル10センチメートル
直徑は、23.5センチメートル

現在、樂山市防空弁公室に保管されている。)



(11) 自貢市への爆撃

日本軍は、重慶市から西160キロメートルの四川省の都市・自貢市を、1939年10月から1941年8月の期間に7回（1939年に1回、1940年に2回、1941年に4回）爆撃した。

中国側資料を整理した徐勇論文によると、爆撃機数474機、投弾数1544発（爆弾1079発、焼夷弾465発）であった。

とくに1941年7月、8月の爆撃は、中国の最も主要な産塩地と見なされていた自貢製塩場に対する「塩遮断」爆撃行動として、102号作戦の重点目標に登場した。

同年7月27日、南京での陸軍飛行集団長の会議で、「中心課題は、派遣軍の指導に基づく塩の補給しや断（このころ中国の奥地では塩の不足に苦しんでいるとの情報があった）であった。四川省の自流井方面には櫓を組んだ塩水井戸が多数あり、これを爆破するとともに、塩の集散地である都市を数多く攻撃することになった。」（『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』221頁）と自貢「塩遮断」爆撃の位置づけを確認し、翌28日から爆撃を開始している。

しかし、中国国内では、自貢製塩場の募金運動が高まり、「日本軍塩遮断特定爆撃の企図が失敗したこと」を示し、またそれは日本軍の期待した「厭戦心理」を生み出さなかっただけでなく、逆に客観的には国民政府の戦時動員の完成を助ける結果となった。」と指摘されている（徐勇「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」参照）。

(12) 瀘州市への爆撃

ア 合江県概況

四川省瀘州市合江县は、四川南部の辺縁にあり、地處四川、貴州、重慶三省市が境を接するところであり、四川省から長江に出る一番目の港

湾県である。全県の面積は 2421.9 平方キロ、人口は 84 万人。

合江県の資源は豊富で、竹資源と荔枝（レイシ）、オリーブ、ザボンの「三優秀品」を主とした果物は四川省でかなりの規模をしめ、楠竹は 70 万本、雑竹は 40 万 t 以上を年産し、全国でも晚熟の合江荔枝と合江オリーブの生産量は全四川の 90% 以上を占めている。380 平方キロの佛宝風景区は資源が豊富、独特で、世界の同緯度上で保存が最も整った亜熱帯常緑広葉樹林であり、丹霞地形（d a n x i a l a n d f o r m）の特徴も全国に優れ、稀少絶滅危惧種の動植物資源も豊かであり、ととのった生態環境と原始性は四川省により世界級や国家级の旅游资源とすることに定められている。

合江の交通運輸は便利で、陸路、水路で瀘州、成都、重慶と連なり、便利ではやい立体交通運輸のネットワークを構成している。

イ 合江への爆撃

日本軍の瀘州市への爆撃は計 6 回であるが、そのうち瀘州市合江への爆撃は次の 1 回である。

1940 年 8 月 16 日午前 11 時ごろ、日本機 20 余機が東から西に合江県城を掠め、瀘州方向に飛び去った。午後 1 時ごろ、日本機はひきかえし、金華山上空で、「一」の字に隊形を開き、県城に急降下して、爆弾、焼夷弾を投下し、さらに機銃掃射した。たちまち、城内は黒煙に覆われ、火柱が天を衝き、家屋が倒壊し、煉瓦が乱れ飛んだ。日本機はすぐに城東の筆架山に飛び、自東から県城に急降下し、再び無差別爆撃、機銃掃射をした。瞬時に、合江の県城半分が火の海となり、爆撃が最もひどかった北門城外の大街小巷は、血や肉が飛びちらり、屍体がころがり、瓦礫が山となり、悲鳴は天を震わせた。この爆撃で、合江県城は被災したのは 2000 戸余、爆破、倒壊、焼き払われた家屋は全城の家屋の 2 / 3 を占めた。死亡人数は、1945 年四川省政府が作成した「四川被

「炸各県人口傷亡分布情形」の記載によると、合江県は死傷が各 500 人以上の 49 の県市のうちに入っている。重傷者は張家溝、仁里溝だけでも 130 人余が運ばれた。報恩寺の下の王火炮（綽名）の一家 12 人は、すべて難を逃れ得なかった（河北省政協文史資料委員会『侵華日軍暴行総録』河北人民出版社。1995 年 7 月、1213 頁）。

(13) 成都市への爆撃

特に 1939 年 6 月 11 日と 1940 年の 7 月 24 日、1941 年の 7 月 27 日が最も激しいものであった。各爆撃では無辜で大量の成都市民が命を落とし、財産の損失、精神の損害を被った。

例えば、1939 年 6 月 11 日、成都市民にとってすさまじく悲惨な世界が繰り広げられた。この日、日本海軍第 2 連合航空隊 54 機は 2 隊に分かれ、夕暮れ時に湖北から突撃し、成都と重慶の両地を攻撃した。7 時 30 分、28 機の日本軍の爆撃機は成都市上空に侵入し無差別爆撃を行った。あわせて 111 発の爆弾が、にぎやかな商業区域や家屋の林立した人口密集地帯に投下された。加えて市区内初めて空襲を受けた地域では政府の防空設備と一般市民の防空意識が薄かったため、これらの損失は甚大なものとなった。

1940 年 7 月 24 日、36 機の日本軍機は午後に山西省南部より離陸し、陝西省南部から川陝路に沿って四川省の境まで来た。成都市は、午後 1 時 5 分に注意警報を、1 時 25 分に空襲警報を、2 時 9 分に緊急警報を発した。2 時 30 分に日本軍機は成都市の東部上空に現れ、春熙路から泉街、紗帽街から拱背橋一帯に対して 87 発の爆弾と 51 発の焼夷弾を投下した。

4 楽山爆撃を含む重慶大爆撃による被害

日本軍は、重慶大爆撃によって重慶市（直轄市）および四川省に長期にわたり大規模な戦略爆撃を行い、一般住民の生命、財産に巨大な被害をもたらした。

重慶大爆撃は、日中全面戦争期に日本軍が中国で犯した南京大虐殺、731部隊等の細菌戦部隊による人体実験と細菌戦、三光作戦および従軍慰安婦や強制連行などと並ぶ、残虐な戦争犯罪である。重慶大爆撃は、日本軍が中国で行った都市爆撃の中でも、その爆撃期間の長さ、爆撃回数の多さ、投下爆弾の数や種類の多さは抜きんでており、住民が受けた被害の深刻さは、類例をみない残虐なものであった。

本項では、まず(1)で重慶市（直轄市）および四川省の重慶大爆撃の被害の規模について述べ、次に(2)ないし(8)で1938年から1943年までの各年度ごとの重慶市の爆撃被害、四川省の楽山市、自貢市、瀘州市、成都市の爆撃被害について述べ、その中で、本件訴訟の被害者が被った被害について述べる。最後に(10)で原告の損害について主張する。

(1) 5年間にわたる重慶大爆撃の被害の規模について

1938年から1943年の5年間にわたる日本軍の重慶大爆撃の出撃回数は、全期間で200回を超えており、それによる死者・重傷者の被害は甚大なものとなった。

①当時の重慶市（渝中区、江北区、南岸区など）と②それ以外の地区に分けて、直轄市としての現重慶市に対する爆撃被害の規模を検討する。

ア 当時の重慶市に対する爆撃被害について

当時の重慶市の爆撃被害に関する被害統計としては複数のものがあり、それぞれ調査対象の時期・地域を異にしているが、代表的なものに、「四川省政府統計処統計資料」がある。同資料は、抗日戦争時に正式

に对外的に公布されたもので、主として重慶防空司令部、重慶市衛生総司令部と重慶市警察局の損害調査資料にもとづいて作成されたものである。上記資料によれば、当時の重慶市の死傷者総人数は2万3126人（死者9218人、重傷者1万3908人）である。

また、後記(2)以下で各年度ごとに述べる「爆撃日ごと被害統計表」のうち、重慶市（爆撃当時）の被害の合計は、次の表のとおりである。

被害地	爆撃日数	航空機数	爆弾数	焼夷弾	死亡者数	負傷者数	損壊家屋数
重慶	111	6253	15570	1170	10579	10047	41352

すなわち、死傷者総人数が2万0626人（死者1万0579人、重傷者1万0047人）である。

しかし、これは爆撃日が特定された被害に限られているので確実なデータではあるが、実際の被害規模は、被害時の混乱した状況のなかでの調査漏れ、報告漏れ、資料の不完全さから、被害数がもっと多いと考えられる。

1945年前後にかけて、中華民国政府は、中国各地で抗戦損失調査を実施したが、この調査は国民政府内政部抗戦損失調査委員会が主管し、空爆被害については、「後方各省実際報告本会空襲人民傷亡表」（軍令部第一庁調制、1946年2月7日）を作成し公表している（『抗日戦争』第二卷（下）、四川大学出版社、1997年参照）。同資料の中で、重慶市政府は、統計地域範囲を調査当時の重慶市に拡充し、資料収集を全面的に行い、調査漏れ、報告漏れを整理し補充して、空襲死傷者数を3万6202人（死者が1万5294人、重傷者が2万0908人）と報告している。

戦時首都重慶の大規模な人口流動と当時の統計状況を考慮すると、調

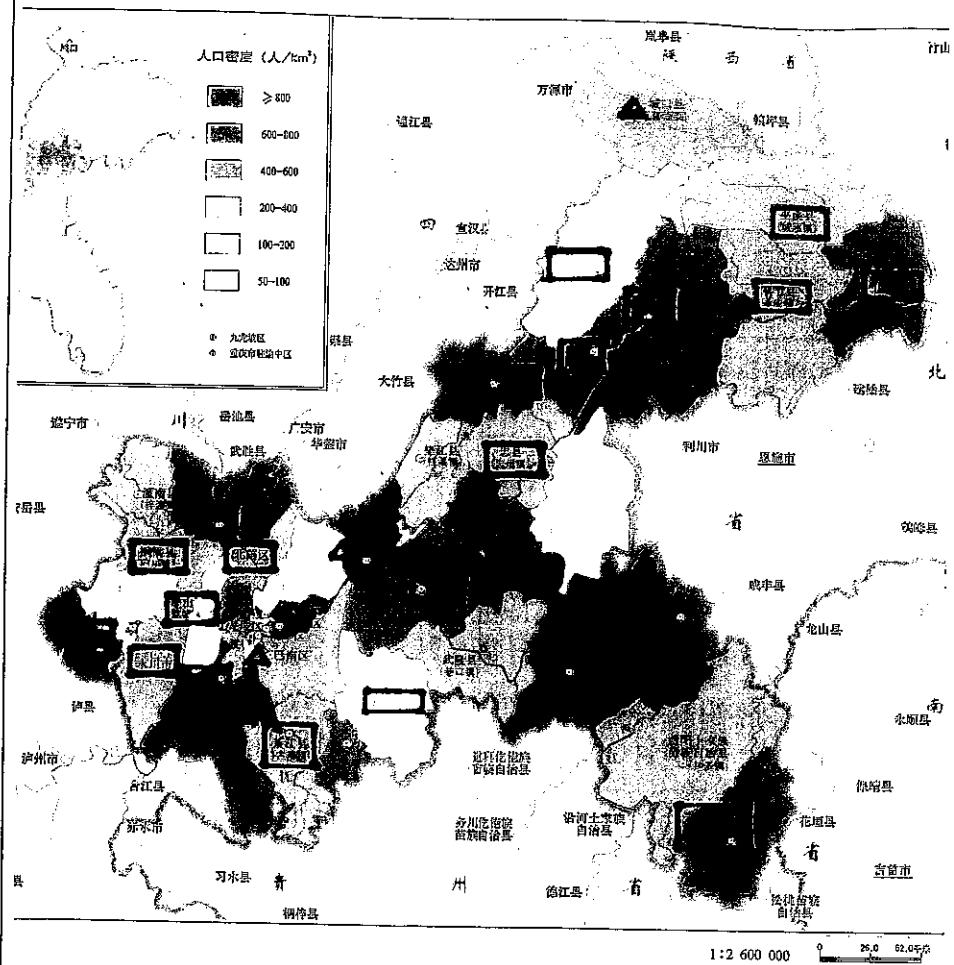
査漏れ、報告漏れの補充調査を経た、上記「後方各省実際報告本会空襲人民傷亡表」中の重慶市の死傷者数3万6202人の数字は爆撃被害者の人数として確実な範囲のものと考えられる。

イ 直轄市としての現重慶市（上記アを除く）に対する爆撃被害について
重慶市（当時）の周辺の19地区（万県、梁山、巫山、奉節など）の
爆撃被害は、『万県市志』『梁平県志』『奉節県志』、四川省防空司令
部档案などの当時の文献資料に基づくと、後述する「爆撃日ごと被害統
計表」のとおりである。

各地区ごとのデータ合計は、次の表のとおり、死傷者総人数が1万4
764人（死者5873人、重傷者8891人）である。なお、上記1
9地区は、次頁地図の赤四角枠で囲んだ地区である。

被害地	爆撃日数	航空機数	爆弾	焼夷弾	死亡者数	負傷者数	損壊家屋数
万県	26	575	1809	5	1413	1554	4639
梁山	26	589	4431	49	700	613	5733
巫山	16	85	498	63	236	235	875
奉節	15	75	854	55	1083	1465	2847
忠県	11	80	195	50	56	105	222
涪陵	10	30	120	2	327	235	3397
南川	8	112	535	5	232	423	1790
合川	7	171	834		1112	2411	4424
達陽	5	38	192	12	76	143	136
開縣	4	29	125	90	28	100	42
銅梁	4	102	350		33	107	1459
北碚	3	31	60	11	117	738	139
綦江	3	117	270		161	265	628
江津	2	27	89		7	11	15
秀山	2	6	82	30	18	37	1260
榮昌	1	18	2		83	127	573
永川	1	26	136		147	257	1862
巫溪	1	7	35		4	9	20
璧山	1	36	119		40	56	82
合計	146	2154	10736	372	5873	8891	30143

重慶市爆擊被害地圖



- 1 □枠で囲んだ地域が「爆撃日ごと被害統計表」記載の被害地区。
2 △印の地区は、「爆撃日ごと被害統計表」に記載はないが、他の資料から
爆撃を受けたことが明らかになっている被害地区。

出典：重慶市地圖冊 2004 新版（中國地圖出版社 2004）

ウ 重慶大爆撃の人的被害について

重慶市（直轄市）に対する重慶大爆撃（狭義の重慶大爆撃）の死傷者については、上記アのデータ（当時の重慶市の死傷者数 3万6202人）と上記イのデータ（当時の周辺地区の死傷者数 1万4764人）を合計すると、次のとおりである。

爆撃被害地域	死亡人数	重傷人数	死傷者総人数
(1) 当時の重慶市	15,294	20,908	36,202
(2) 周辺地区	5,873	8,891	14,764
合計【重慶市(直轄市)】	21,167	29,799	50,966

すなわち、重慶市（直轄市）の死傷者総人数は 5万0966人を数えることができる。

上記統計については、当然、被害時の混乱した状況の中での調査漏れ、報告漏れ、資料の不完全さを考慮しなければならないから、実際の死傷者数は確実にもっと多い。重慶市（直轄市）の死傷者数は、約6万人と推定することができる。

次に、重慶市と四川省全体の重慶大爆撃（本件訴訟にいう重慶大爆撃）の被害規模であるが、これは「狭義の重慶大爆撃」の約2倍と考えられるので、重慶大爆撃の人的被害は死傷者数が明らかに 10万人を超えていている。

なお、重慶の 90 パーセントの家屋が破壊され 50 万人ないし 60 万人あまりの重慶市民が家と財産を失った。重慶市を含む四川省全体では、家や店舗を破壊され失った人は 100 万人規模にのぼる。

(2) 1938年の現重慶市の爆撃被害

1938年2月、日本軍は最初の重慶大爆撃を行った。これは、海軍の木更津航空隊によって開始されたが、同年10月の武漢占領までは、日本軍の空爆は、占領作戦と結びついていたので、重慶にはまだ散発的な爆撃に留まっていた。

この年の1年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は次のとおりであり、その合計は、少なくとも95人（死者28人、重傷者67人）にのぼる。

なお、以下の各年度ごとの重慶市の「爆撃日ごと被害統計表（1938年）」は、重慶防空司令部档案、重慶市政府档案及び各新聞報道記事および各県志などの当時の文献資料から爆撃日ごとの記載があるデータから作成された。

爆撃日ごと被害統計表（1938年）

爆撃日 (1938年)		爆 撃	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人 数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
2月	18	重慶	9	14		0	3	3
10月	4	重慶	18	36		23	24	
		梁山	18	212		5	40	16
	8	重慶	1	5				
	22	梁山	18	105				
11月	5	梁山	27					
1年間合計			91	372		28	67	19

なお、日本側の記録によれば、重慶に対する戦略爆撃の企図を明確にした「大陸命第241号」・「大陸指第345号」および「航空ニ関スル陸海軍中央協定」に基づき、第1波重慶攻撃として同年12月26日、陸軍飛行隊が漢口から重慶爆撃に発進し爆弾投下を行ったことは明らかであるが、中国側の記録には同日の記録が見あたらない。

(3) 1939年の現重慶市の爆撃被害

ア 1939年1年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも1万4077人（死者7495人、重傷者6582人）にのぼる。なお、下記表の爆撃地区欄記載の「重慶」は、爆撃被害当時の重慶市である。

爆撃日ごと被害統計表（1939年）

爆撃日 (1939年)		爆撃 地区 (単位:機)	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆焼弾	焼夷弾	死亡	重傷	
1月	7	重慶	21	74		5	7	13
	10	重慶	21	53		38	37	103
	14	万県	6	31		47	65	45
	15	重慶	27	69		119	166	
2月	4	万県	18	134		229	219	352
	6	万県	18	99		235	150	155
3月	29	万県	9	1				6
		梁山	18	300		259	285	1495
5月	3	重慶	36	98	68	673	350	1068
	4	重慶	27	78	48	3318	1973	3803
	12	重慶	27	65	51	62	348	362
	25	重慶	39	91	19	404	536	560
6月	7	万県	36	25		2	6	92
	9	重慶	27	69	20	25	21	216
	11	重慶	27	139	17	181	90	119
	28	奉節	27	129		813	909	
		忠県	1			4	3	7
	30	梁山	27	136		70	15	470
7月	5	重慶	21	26	11	42	71	437
	6	重慶	18	30	16	2	92	118
		涪陵		4	2	1		1
	12	奉節		41		5	13	121
		巫山		61		106	59	105
	24	重慶	18	136	31	29	58	205
		巫山				13	20	
	25	巫山	4	28		8	6	340
	31	重慶	18	33	5	6	5	77

爆撃日 (1939年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
8月	2	重慶	18	74	11	80	134	45
		忠県		4				
	3	重慶	18	53	6	12	8	21
	4	重慶	18	74	7	4	22	60
	23	重慶	26	11	2	3	4	6
	28	重慶	36	92	10	33	47	45
	30	重慶	24	60	15	52	31	89
	31	南川		1		5	4	
9月	1	重慶	20	28		17	1	
		梁山	18	136		2	15	158
		万県		18		58	78	51
	3	重慶	57	65	23	27	23	16
	4	重慶		88		8	27	8
		奉節		2				
	12	万県	27					
	28	重慶	48	48	5	2	4	12
	29	重慶	36	29		1		2
		梁山	36	486		90	30	1765
		奉節		23				
10月	30	奉節		300		120	145	265
	3	重慶	9	54		1	2	3
	4	重慶	9	53	1	1	2	3
	10	秀山	6	75	30	18	37	1260
	13	南川	18	137	5	180	310	821
		梁山	36	314		28	30	765
		雲陽		1				
	24	奉節		100		28	70	400
12月		巫山	5	58		13	21	4
	18	梁山	26	170		8	14	29
	19	南川	21	84		8	19	22
1年間合計			1003	4589	403	7495	6582	16120

イ 1939年で最も被害が大きかったのは、5月3日、4日の連続的爆撃であった。重慶市ではこの両日に加えられた日本軍による重慶大爆撃を「ウーサン、ウースウ」と呼んでいる。

5月3日の爆撃を受けた重慶市内の様子を、5月4日付新華日報が次のように報道している。

「目の前に繰り広げられているのは、信じられないほど悲惨な情景である。

担架部隊が通り過ぎると、アスファルトの道路には幾筋もの血痕が赤い線となって残っている。担がれた怪我人は足を失い、ズボンから血がにじみ、灰や木くずがこびりついている。うめき声すらあげる力もなく、顔面が苦痛にゆがむだけである。

血まみれの顔からは目鼻立ちの区別さえつかない。激しい苦痛で彼らは身動きもとれず、とぎれとぎれのかすかな呼び声が、人々の神経を刺激した。声をあげて訴えるまでもなく、血生臭い事実が最も切実な訴えに他ならない。

戸板に横たわっている中年の男性からは、赤い血がどくどくと流れ出し、傍らの地面に座り込んでいる彼の妻は、全身泥にまみれていた。このようなかつて経験したことのない苦痛に、彼女は途方に暮れていた。やっとの思いで崩れた家の中から重傷の夫を助け出したものの、子供2人はすでに死亡していた。打鉄街の破壊された家屋の瓦礫の中には、30体余りの遺体が埋もれていた。すでに掘り出されたものは、哀れにも路傍に横たえられ、覆いかげられた筵ごしに彼らが裸足の労働者であったことがわかる。」（1939年5月4日付新華日報）

焼夷弾の燃焼作用は、爆撃機が上空を去ったあと本格的に猛威を振るい、火炎の領域を拡大しながら人々を追い詰め、焼き殺した。消火しようにも水道本管は爆撃によって破壊され、龍吐水の消防隊やバケツなどでは消火は不可能であった。被害状況は次頁の写真のとおりである。

5月3日の空襲で破壊・炎上した区域は、重慶市の旧城内の揚子江寄りの一帯である。中央公園を中心に、陝西街、蒼平街、左營街、太平門、儲奇門など市街中心の、北東から南西にかけて長さ約1.5キロ、幅500メートル、主要な大通り27のうち19通りに被害は及んだ（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

そのときの目撃者は次のように供述している。

「鄭素清は、逃げ場といえば中央公園しか思い浮かばなかった。緊急警報になって、防護団の叱声や避難する人たちの金切り声が周囲に高まったとき、公園の木の陰に隠れていようと考えた。まさかそこが爆撃中心点だとは思いも及ばない。防空施設は自家用も公用用のもの鄭のような無職の夫をもつ主婦などにあるはずもなかった。素清は娘を抱いて中央公園へ走った。

彼女が公園に入ってみると、そこはもう避難民であふれんばかりになっていた。ただでさえ平地に乏しい市中区の、しかも商店密集地区に所在する唯一の公園とあってみれば、だれしもそこをめざすのに不思議はない。公園とは名ばかりの長させいせい 100 メートル、幅数 10 メートルの坂と石段で区切られた狭い場所だったから、人々は、ほとんど身を寄せ合っているという感じでしゃがみこんでいた。素清は、孫文の石像をささえる台座の下になんとか 2 人分もぐり込む所を探してた。孫中山先生の足もとなのだからここにいれば安心であるに違いない。

大きな石像の下にうずくまり、片手で子供を抱き、もう一方の手を木の枝にかけて不安定な姿勢を正しながら無事を念じているその時、頭上に爆発音が響き、身体を持ち上げられるような衝撃を感じて、鄭素清は、思わず掴んでいた枝から手を放した。耳が聴こえず、しばらく無音の世界になった。目を上げると、孫中山先生の頭がない。素清は初めて近くに爆弾が落ちたのを合点した。よく見回してみて、木の上には人の腕や足がバラバラに引っかかっているのに気づき、恐ろしくなった。地面にはもっと多くの死体が散乱している。聴覚が戻ってくるにつれて公園内に満ちている悲鳴や呻き声も耳に入ってきた。血の池を人がのたうっているようだった。一刻も早くここを動かなければ、と焦った。火の手が見える。生き残った者はてんでに新しい逃げ場を求めて走った。その中には不自由な歩行しかできない纏足の鄒華清もいるはずだった。ようやく鄭素清は手に激痛を覚え、自分の右手人差し指が根元近くからなくなっていることを知った。」（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）

（以下、余白）

1939年の重慶大爆撃の被害写真



(上) 爆撃にあった太平門一帯



(上) 母は爆撃によって重傷を負ったが、子供はあどけなく乳を飲んでいる

(右) 重慶の路上には爆撃被害者の血まみれの遺体が至る所に見られた



出典：重慶市文化局・重慶市博物館・重慶紅岩革命紀念館編『重慶大爆撃図集』（重慶出版社、2001年）

ウ 5月4日の薄暮攻撃で投弾が集中したのは、旧城内の嘉陵江寄り一帯の小梁子、都郵街、夫子池、七星崗の繁華街である。都郵街では絹織物の店15軒が焼け落ち16万7200反もの反物が焼失した。蜀錦の華麗な細工を誇る老舗ばかりであった、鷄街の華々綢緞（絹織物）店も爆弾1発で瓦礫の山と変わった。鷄街は壊滅した。国泰映画館は大勢の観客が入っているところを爆弾の直撃を受け、死傷者300人の被害を出した。全市37の銀行のうち14行が、一夜にして焼け落ちた。

焼夷弾の多用によって、各所に前日以上の火災を見たことも「5・4」の被害をさらに大きくした。木造の街並みに焼夷弾が投下されると、自ら風を捲き起こし火炎が舐めつくした。大きなものだけで14件の火災が発生した。朝天門から七星崗まで東西2キロ、中央公園—嘉陵江岸間、南北700メートル、この区域内の14カ所の火の手は合体し大きな火の海となった（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

重慶市街区の十数本の主要な街路は爆破されて廃墟となり、数十本の路地の家屋は燃え上がり、大火は3日近くしてようやく消し止められた。いたるところ焦土と化し、死屍がつらなり、樹の枝や電線上に、ちぎれた手足がひつかかっているものすらあった。史上空前の空からの殺戮、一般市民にたいする虐殺行為であった。

エ 日本では、東京朝日新聞が、「史上に比なき猛連爆 重慶を四度び大空襲 敵都いまや生色なし」という見出しで、次のように報道している。

「【重慶特電五日發】（ルーター特約）四日の日本空軍襲来によつて起つた火災は二十萬の市民が雑然居住する重慶市の一角を舐め 罷し彼等は燃えさかる我が家を後に夜を徹して命からがら避難した。昨日の騒然たる市民の生活は一朝にしてかき消され今日は哀れにも荒涼たる残骸を横たへてゐるのみである。市内には水道も電氣も絶たれてしまった。電話等は云はずもがなのことである。五日朝になつて發行された新聞は僅に二紙あるのみでそれも一片の紙切れに過ない。中央通信本社の社屋も灰燼に帰し支配人何思源は重傷を負つた。」（1939年5月6日付東京朝日新聞）

オ このように、「5・3」「5・4」2日間の爆撃において、日本軍機は人口稠密な都市中心区域に大量の爆弾と焼夷弾（爆弾176発、焼夷弾116発）を投下し、2日間での重慶市民の死傷者は、少なくとも爆死3991人、重傷2323人（「重慶防空司令部調査」『重慶大爆撃』2002年、75～77頁）におよんだ。

1939年5月15日の「重慶フランス語放送」は、5月3、4日の重慶爆撃を次のように放送していた。

「日本軍飛行機の目標は果して是等の軍事施設にあつたのであらうか、私の観るところでは寧ろ戦争には何等関係のない平和な市民に脅威を與へ且つ殺戮することがその目的であつたに相違ないとと思ふ、何故ならば五月三日殊に四日に彼等の爲した野蛮極まりない行為は私の觀察を立派に裏書してゐるからである。初夏の緑に恵まれた重慶は夕暮は路行く人で充満しデパートもカフェーも劇場も超満員であるが恰もこの時を選んで空襲警報が市内に俄然鳴り渡ると思ふ暇もなく敵の爆弾は戦慄その極に達してゐる市民の頭上に見舞つたのである。此一瞬の光景こそは到底筆紙にし得ない凄惨極まるものであった。

敵飛行機の投下する爆弾と焼夷弾は高射砲弾と交錯して夕暮の空は紅と化し地上には狂乱した婦女子や子供の聲を限りに叫び戦く聲傷いて救を求める老人の呻聲が炸裂する爆弾の音に和して然ながら地獄の如き光景を呈してゐる。敵の焼夷弾は見る見るうちに市中各所に火炎を起こして火炎は天を焦がし逃げ狂ふ罹災民は火炎に閉され窒息して打殞れる者その数を知らない。軍用トラック、赤十字の救急車、自動車が市中を右往左往に飛駆して死傷者の運搬に救助に文字通り死物狂の努力を終夜継続しなければならなかつた。病院という病院は負傷者で一杯で醫師は徹宵手術と醫療に寸隙なし、それでも尚負傷者の幾割がこの幸運を引当て得たであらうか、路上に満ちてゐる憐れな死者の遺骸などは到底省みる暇さへもない状態であつたのである。

日本軍の飛行機の投げた焼夷弾のために市中に火炎を起した地は二十ヶ所に及び人家の櫛比してゐる市中殷賑な町々はその爲大半灰燼に帰し去つたのであるが火炎を後に丸裸となつて逃狂う人々の惨状は眼を覆ふばかりで昨日まで繁栄を誇つた重慶の美しい市街が爆戻な敵の野蛮行為のために一朝にして廢墟と化した事は到底神の赦し得ない事である。」（1939年5月15日「重慶フランス語放送」国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレ

ンス番号 : A03024454200)

日本軍はその後も断続的に重慶への爆撃を敢行した。

(4) 1940年の現重慶市の爆撃被害

ア 1940年1年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも1万3909人（死者5312人、重傷者8597人）にのぼる）。

爆撃日ごと被害統計表（1940年）

爆撃日 (1940年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾弾	焼夷弾	死亡	重傷	
1月	7	南川	12	2			1	1
4月	23	重慶	32	24		4	1	44
	30	重慶	18	91	4	40	47	36
		梁山		63		4	2	12
		巫山	4	30		37	66	
5月	3	合川	9	30		114	140	20
	19	梁山	63	756		63	33	292
	20	重慶	45	176		1	2	6
		開県	4	1				
	21	重慶	10	224	1	15	9	37
	22	重慶	46	140		37	10	280
	26	重慶	99	210		64	107	25
	27	重慶	99	167		78	131	21
		北碚				92	115	
	28	重慶	99	280		250	420	250
	29	重慶	63	275	9	67	95	64
	30	重慶	27	96		175	84	300
		合川		30		175	149	89
		涪陵		8		95	89	368

爆撃日 (1940年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾弾	焼夷弾	死亡	重傷	
6月	6	重慶	36	4		5	6	
		開県		2				
		梁山	33	348			2	12
	10	重慶	126	95	2	12	23	296
		梁山	35	102			3	242
	11	重慶	126	310		64	172	657
	12	重慶	117	305	14	303	463	1112
	16	重慶	117	263		286	108	670
	17	重慶	75	370		12	13	132
		涪陵		2				
	21	銅梁	3			3	9	21
	24	重慶	126	318		22	67	828
		北碚				19	506	
	25	重慶	150	92		20	48	200
		江津		2		7	11	15
		梁山	34	235		2		30
		涪陵		2				
	26	重慶	90	270		19	124	629
	27	重慶	99	185		51	125	44
		万県	1	2				
		忠県	1	1		4	3	8
	28	重慶	90	197		77	128	700
	29	重慶	117	196		12	19	505
7月	3	巫山	18	72		8	17	46
	4	重慶	63	203		12	9	18
	5	綦江	63	200		150	245	600
	8	重慶	89	329		98	81	734
	9	重慶	90	326		45	92	468
		南川	9	41		9	33	360
	10	榮昌	18	2		83	127	573
	16	重慶	54	184		10	27	255
	22	合川	108	500		700	2000	4000
		綦江	27	70		10	15	20

爆撃日 (1940年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
7月	28	万県	80	321		367	422	1003
		南川	25	225		24	46	565
		奉節		8		9	15	
	31	重慶	54	320	8	62	226	444
		涪陵	18	87		200	120	1000
		銅梁	36	100		23	59	170
8月	2	璧山	36	119		40	56	82
	3	銅梁	36	247		7	38	1268
	9	重慶	90	278		199	173	1798
		秀山		7				
	11	重慶	90	182		65	48	243
		万県	1	2		6		35
	17	永川	26	136		147	257	1862
	18	万県		128		12	13	293
	19	重慶	135	411	36	181	132	2194
		涪陵	9	4			1	28
		奉節	1	2			10	8
		江津	27	87				
	20	重慶	126	422		133	148	5921
		万県	3	5				33
		涪陵	3	10		31	25	2000
	23	重慶	81	284	50	12	37	348
	30	南川		1		5	6	1
9月	12	重慶	62	80		25	32	264
	13	重慶	45	86			7	247
	14	重慶	50	103	17	26	77	147
	15	重慶	39	12		38	19	187
	16	重慶	71	157	14	38	38	106
10月	4	万県	13	30		8	30	60
	6	重慶	42	180	11	74	156	373
		梁山	15	71			23	74
		涪陵		1				
	10	北碚	31	60	11	6	117	139
	13	万県	36	177		124	177	588
	16	重慶	3	11		4	4	29

爆撃日 (1940年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
10月	17	重慶	18	57		25	17	467
	25	重慶	44	115		46	42	316
		涪陵		1				
	26	重慶	33	77		15	33	252
		涪陵		1				
12月	27	万県	15	59		3	7	282
	1	重慶	9					
	11	梁山	6	29		18	9	46
1年間合計			3954	12474	177	5312	8597	37908

イ 1940年の大爆撃は、同年5月中旬から発動され9月上旬まで続けられた「101号作戦」によって、重慶大重慶の中でも最も猛烈で最も残虐なものであった。

「101号作戦」に基づく重慶大爆撃は、航空機の稼働延べ回数が最も多く、しかも爆弾の投下量も最も多く、爆弾を大量に投下した以外に新型焼夷弾をも投下し重慶市街を焼き尽くした。

こうして重慶市民が被った被害は極めて深刻なものであった。日本軍は、重慶を区割りして、連日、絨毯爆撃を繰り返し、すべての施設が破壊し尽くされ、多くの一般市民がその場で殺された。

とりわけ1940年6月、各国大使館およびその機構が南岸の安全区（日本軍が画定した安全地帯）に移転した後は、日本軍機の爆撃はいつもはばかりことなく行われた。6月24日から29日まで連続6日間の市街地への爆撃が記録されている。

面積9・3平方キロの旧城郭を中心にして急速に膨れ上がった臨時首都に連日の空中爆撃が続いたのである。狭く、しかも三方を大河に遮られた人口密集地に対する反復的・持続的空襲という点にこそ、重慶爆撃の特徴はあった。

8月21日付新華日報は、爆撃を受けた重慶市内の様子を次のように報道している。

「被災地区を取材して 炎が起ち上り 商店街のほとんどが灰燼に帰す
当社の営業部建物が全壊・全焼

一昨日の灰燼がまだ完全に消え去らない中で、昨日の午後、敵の飛行機が再び重慶の上空から大量の焼夷弾を投下した。大区の大梁子から小什字を通過して、左の方向の龍王廟街や小梁子、会仙橋などに至るまで、そして蒼坪街付近から青年会に至るまで、まだ瓦礫の中に焼け残っていた梁や柱などが再び燃え上がって一つの火の輪となり、炎が空を赤く染めていた。

太平門と新豊街にも焼夷弾が投下され、商店街はたちまち火の海となった。西大街西二街なども燃えてしまい、市街区では炎の勢いが最も強くなった地域であった。」「千廻門の居住区も例外なく燃え上がった。木造の建造物は非常に乾燥していたため、大工が板一つ削るほどの短い時間で、500メートル平方の山斜面にあった1000軒あまりの民家が焼き尽くされた。」
(『新華日報』1940年8月21日)

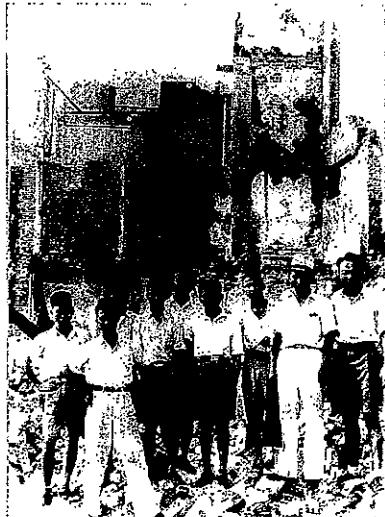
1940年の重慶市の被害現場の状況は、次頁の写真のとおりである。

(以下、余白)

1940年の重慶大爆撃の被害写真



(上) 1940年7月22日、120機余りの日本軍機が重慶を襲ってきたが、雨天だったため方向を変えて合川と綦江を襲った。日本軍機は570発余りの爆弾を投下した。約700名が死亡、多数の重傷者を出し、合川のおよそ70%が破壊された。写真は被爆後の合川の状況



(右) 爆撃にあった国際新聞社

出典：重慶市文化局・重慶市博物館・重慶紅岩革命紀念館編『重慶大爆撃図集』（重慶出版社、2001年）

ウ また、学校等の文京地域や水源施設も頻繁に爆撃された。

1940年5月29日、重慶市沙磁区、四川省立教育学院に着弾し、死者7人（学生）、重傷者3人（学生2人、労働者1人）が出た。同日、重慶大学も爆撃された。6月11日、復旦中学校に26発が着弾し、爆撃被害を受けた。

6月24日、北碚にある小学校が被爆、校長夫婦と学生5、60人が死亡した。同日、江蘇医学院付属病院も被爆し、20人以上の死者を出した。6月27日、沙坪壩にある中央大学が被爆した。7月4日、中央大学、重慶大学が被爆し、労働者2人が死亡し、3人が負傷した。7月5日、重慶大学が被爆し、労働者2人が死亡した。8月、南開中学校が被爆した。9月13日、求精中学校が被爆した。このように、日本軍は、文教施設を継続的に標的にした。また水源地も爆撃された。

(5) 1941年の現重慶市の爆撃被害

ア 1941年1年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも7147人（死者3473人、重傷者3674人）にのぼる。

爆撃日ごと被害統計表（1941年）

爆撃日 (1941年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
1月	4	合川	9	30		20		40
	14	重慶	18	33		51	34	81
	20	巫山	9	43		17	4	3
	22	重慶	19	20		8		40
2月	4	合川	9	44		2	10	270
3月	18	重慶	18	22	2		1	12
4月	29	梁山						

爆撃日 (1941年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾弾	焼夷弾	死亡	重傷	
5月	3	重慶	63	150		5	11	50
	9	重慶	80	300		100		200
	10	重慶	54	200		10		
	16	重慶	63	200		10	8	104
		忠県	1	2		22	40	41
	17	巫山	9	36	7	5	6	150
	20	梁山	12	73	4	18	77	39
	21	梁山	27	274	6	1		170
	22	梁山	8	16				5
		万県	12	53		61	51	80
6月	1	重慶	27	158	11	32	59	383
	2	重慶	27	262	16	124	86	765
	5	重慶	24	82	13	1019	173	190
	7	重慶	31	50	30	12	10	300
	11	重慶	72	209	25	6	10	25
	14	重慶	34	71	6	4	22	236
	15	重慶	27	50	9	53	41	97
	16	梁山	27	158	25	1	11	37
	18	銅梁	27	3			1	
	28	重慶	53	34	9	3	21	17
		万県	25	190		58	84	322
		忠県	25	7		8	17	4
	29	重慶	63	138	14	186	64	538
	30	重慶	48	26	12	14	34	317
		万県	53	164		57	71	322
7月	4	重慶	28	55	10	28	29	206
		梁山	29	185				
	5	重慶	21	66	14	4	42	191
	6	巫山	9	42		21	19	134
		重慶	23	59	22	2	8	352
	7	重慶	41	63	11	56	65	201
		奉節	9	35		34	71	472
		巫山	3	21				23
	8	重慶	25	81	9	89	180	348

爆撃日 (1941年)		爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
7月	10	重慶	51	127	22	15	40	51
	18	重慶	27	75	10	2	16	296
	19	巫山	3	21				23
	27	万県	108	4				6
		忠県	9	6		5	14	
	28	万県	25	134		76	91	418
		忠県	1	3				1
		合川	26	100		1	2	5
	29	重慶	101	148	6	17	33	248
	30	重慶	130	372	41	51	89	674
		梁山	27	32		2	13	7
		万県	27	1			1	
8月	31	万県	27	32	1	2	13	7
	1	奉節	17	49	12	11	55	491
	2	奉節	8	49	12	11	55	500
		雲陽	10	32	5	55	89	59
	8	重慶	106	323		101	138	
		巫溪	7	35		4	9	20
		巫山	9	39	54	6	15	47
	9	重慶	62	313		40	65	303
	10	重慶	100	291	76	66	134	1565
	11	重慶	135	220	37	142	207	1309
		開縣	9	46		28	18	12
		奉節	6	39	29	21	52	263
	12	重慶	36	53	1	21	3	98
		雲陽	8	40	7		6	28
		忠県	9	9				2
13	重慶	84	315	50	162	181	545	
		万県	1	3			2	24
	14	重慶	100	120	14	6	28	100
		巫山	6	18				
		忠県	1	1		1	7	
15		南川	27	44		1	4	20
	万県	18	90	4	38	63		399

爆撃日 (1941年)		爆撃 地区	航空機數 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾弾	焼夷弾	死亡	重傷	
8月	17	開県	16	76	90		82	30
	18	雲陽	3	9			7	
	19	忠県	15	80	40	2	10	134
		巫山	4	26	2	2		
	22	重慶	135	205	28	35	141	493
		合川	10	100		100	110	
		巫山						
	23	重慶	135	249	42	40	75	1265
		奉節	7	76	2	40	76	312
		忠県	17	82	10	10	11	25
30		梁山	9	93	14	1	3	53
		綦江	27			1	5	8
		重慶	205	196	9	54	154	317
		云陽	17	110		21	41	49
31		万県	13	100		35		39
		梁山	16	137		5	8	16
		奉節						
		万県	3	6		1	5	27
9月	1	重慶	27	85	45	33	68	67
	2	巫山	2	3			2	
	1年間合計		3280	8745	937	3473	3674	17349

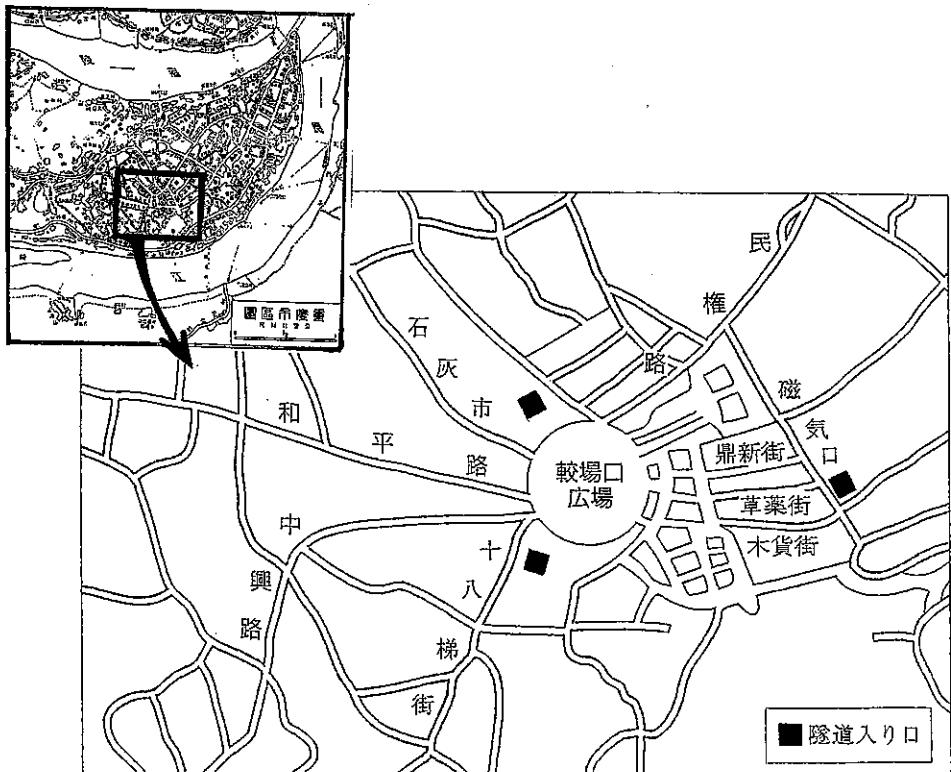
イ 1941年、5月3日から7月中旬まで22次にわたって連続的攻撃が行われた。

その中で、6月5日、世界を震撼させた「較場口大隧道窒息惨案」(防空洞の大惨事)は起こった。

同日午後7時ころ、突然の日本軍機の夜襲があった。突然であったため、南岸や江北から来た人は渡し舟で対岸に戻る15分から20分の余裕さえなかった。大きな荷物を抱えた老人、子供を何人も連れた母親など老人や幼子を含む人々の群れは、近くの防空洞を求めて走った。個人

や事業所の専用洞には入れてもらはず、各地区の小さな公共洞も近所の人ですぐに満員になったから、「較場口大隧道」に集中した。

揚子江の渡し場に近い十八梯口は、とくに上記のような人々で溢れた（較場口大隧道の出入り口は下図参照。）。



前田哲男『戦略爆撃の思想(下)』26頁より

揚子江岸の二つの船付き場、染碼頭（埠頭）と茄子碼頭から十八梯街までは幅3メートル以上の石段で結ばれており、渡し舟に乗るいとまがないと悟った人々は、公共洞に殺到した。

較場口隧道の最大定員は6555人であったが、1万人とも2万人とも言われる避難民を収容して酸素不足になり、避難民の数千名から1万名が死亡した（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

このような大惨事をもたらした原因是、日本軍機の突然の夜襲と連続的な爆撃にある。

ウ また、1941年7月27日から8月31日にかけての102号作戦の爆撃の被害は甚大であった。

この時期の日本軍の爆撃行動は、回数が多く、時間が長い「疲労爆撃」戦術をとり連続して重慶を攻撃した。市民の住宅、学校、商店等の人口が稠密で繁華な地区を集中的に爆撃した。重慶市民はしばしば数時間、十数時間にわたり空襲警報の中におかれた。

8月前半、日本軍機は昼夜を分かたず6時間を空けない間隔で、重慶に対して1週間におよぶ持続的な爆撃を行った。8月10日から13日にかけて、重慶市街地の空襲警報は13回、長さは96時間に達し、市内の水道電気は止まり、市民は食べることも眠ることもできなかつた。

8月24日付新華日報は、爆撃を受けた重慶市郊外の様子を次のように報道している。

「 昨日敵機が陪都住民生活区域を空爆し着弾

23日の午前と午後、敵の飛行機が百機ほどグループに分かれて四川を爆撃した。そのうちの2つのグループが重慶市郊外の民間居住区に対し無差別爆撃を加えた。爆撃を受けて百棟ほどの民家や商店が倒壊し、死傷者が数十人出た。経済機構が被害を受けた同胞を収容し、食事と住まいを提供した。また、24日の朝に緊急の救援物資が送られることが決められた。（『新華日報』1941年8月24日）」

1941年の重慶市の被害現場の状況は、次頁の写真のとおりである。

原告の重慶市の被害は、次のとおりである。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害 の態様
86	王淑華	王淑華本人 (N o. 44)	1940年8月16日	四川省瀘州市合江县 背街 (外出先)	重傷 (左 足切断)	自宅全壊

1941年の重慶大爆撃の被害写真



爆撃された後の両路口新村の様子（1941年5月16日）



1941年6月5日の隧道大惨案の犠牲者

出典：重慶市文化局・重慶市博物館・重慶紅岩革命紀念館編『重慶大爆撃図集』（重慶出版社、2001年）

(6) 1943年の現重慶市の爆撃被害

1943年1年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも162人（死者144人、重傷者18人）にのぼる。

爆撃日ごと被害統計表（1943年）

爆撃日 (1943年)	爆撃 地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
			爆弾弾	焼夷弾	死亡	重傷	
8月	8 梁山	24			123		
	23 重慶	55	126	25	21	18	99
1年間合計		79	126	25	144	18	99

1943年8月23日、日本軍は重慶市を爆撃した。151発の爆弾が投下され、21人が死亡し18人が重傷を負った。

(7) 楽山市の1939年8月19日の爆撃被害

ア 1939年8月19日、日本軍による楽山市への爆撃によって、楽山市の東・南・北の三つの門に位置する繁華街二十数カ所が炎の海となり、焦土と化した。商店の損害は1000万元であり、死傷者数は2000人を超える空前の大災害であった。楽山は中土橋街、下土橋街、東大街、玉堂街、箱箱街、順城街、学道街、中河街、後河街、塩市街、鼓樓街、庙兒拐街の計12の街が全壊し、上土橋街、泊水街、県街が半壊状態となつた。2050世帯が被爆し、家屋3000棟余りが倒壊した。これらの街では、建物と家にある財産、私的財産と国家財産、たくさんの商店、商品工場の機械生産原料が爆撃の被害を受けた。

8・19当日の午後、四川省第五行政督查專員陳炳光、国民革命軍駐樂山第17師師長劉樹成、樂山県長劉芳等の軍政官員は連名で国民政府軍事委員会蒋介石、行政院長孔祥熙、四川省政府主席王續緒等に特急電報で報告した。

「本日午前、十一時零卅分、敵機は南川、綦江に至り、川南に飛行せんとす趨勢なりとの情報に急に接し … 十二時零二十分、即ち敵機は富順に到達せしとの消息に接し、緊急警報を発出せり。敵機三十余機はすぐに樂山市空に飛来し、爆弾及び焼夷弾約二百余発を投下し、かつ空中より機銃を掃射し、ただちに飛びされり … 全城の家屋爆破されしもの二分之一、繁華街は尽く毀滅し、人民の傷亡甚だ多し、帰るべき家なき者約万余人。軍警団及び壯丁隊、消防隊にもまた傷亡あり …」（四川省檔案館 41全宗7537案卷 2-33p）

イ 爆破された街路の状況は、城区から岷江にそって、第一列目は肖公嘴から、横通りの板廠街、鉄貨街。第二列は、横通りの較場壠、大巷子、縦通りの成衣巷。第三列は、横通りの興盛街、下河街、中河街、上河街の半分、縦通りの迎春門街。第四列は肖公嘴から、横通りの順城街、縦通りの東大街、会府街。第五列は、廟儿拐から、横通りの泊水街、下土橋、中土橋、上土橋、縦通りの婺嬌街、玉堂街、鼓樓街、府街からずつと城中心の中山公園まで。さらに名もない街巷を加えると、あわせて27の通りが破壊され、全城の4分の3の面積を占める。これはつまり、肖公嘴から玉堂街まで、迎春門から県街口まで、樂山の最も繁栄した商業繁華街であった。（胡同如 張盛隆「慘痛難忘的八・一九」樂山市編史修志委員会編『樂山市志資料 第2期 総3期』1982.7 28-29頁）

市民は突然の空襲で逃げるいとまもなく、飛行機の音や爆弾の爆裂した音や家屋が倒壊する音など入り交じって、人々の泣き叫ぶ声が覆った。炎が天を衝き、巨大な黒煙が立ち上がり、血が至る所に流れ、罹災者が至る所に満ちた。

樂山市史資料には、次のように記載されている。

「爆撃によって、ある者は四肢を失い動けなくなっていた。またある者は腹部が引き裂かれて腸が飛び出していた。重傷者らの呻き声は聞くに耐えないほど惨めだった。死亡者の様子はもっと悲惨であった。ある者は死体がばら

ばらになっており頭部は割れて脳みそが出ていた。」また、「ある者は手に子供を抱いたままの姿で血だらけになって死んでいた。田氏という女性は妊婦で行動が不自由だったために身を隠すことができず、爆弾の破片が彼女の腹部にあたって胎児が飛び出し血だらけになって死亡しており、見るに忍びないほど悲惨であった。」「公園内の中山記念堂も爆撃され、建物の周りの大きな樹木は飛び散った被害者の血と肉片でまみれていた。また、焼死者もかなり多数にのぼった。ある者は顔形も分からぬほど黒焦げになっていた。ある者は両手足が焼けて胴体だけになり黒焦げになった虫のようだった。」「頭部が焼けて胴体だけ残っている者や肉が焼けて骨がむき出しになっている者もいた。遺体の状態はさまざまであり、その惨状は見るに忍びなかつた。」（『樂山市史資料』）

ウ 破壊されたのは住居家屋ばかりでなく、商工業施設にもおよんだ。

「爆弾と焼夷弾は、樂山の繁華街を選んで投下された。金融業の大銀行、例えば中央、中国、交通、農民等の四大銀行と民間銀行のうち聚興誠、美豊、和成及び川康平民等の銀行はすべて爆破、焼き払われた。商業面での八大同業組合、百貨、綿糸、薬材、雑貨、ゴマ、服飾絹織物、紙たばこ等もすべて難を逃れ得なかった。とりわけ各組合の貨物倉庫が焼き払われ、損失は甚大であった。当時、樂山城で最も繁栄していた玉堂街は、あますことなく破壊された。多數の商店が営業を停止せざるをえなかつた。」「工場の中で、損失が大きかったのは、隆興絹工場で、時価95,700元。嘉裕電気会社、時価約463,708元。」「全城の商工業の經濟損失は、推計銀貨で2億元以上になるが、一般大衆の受けた損失は、はかりしれない。」（徐雨深「“八・一九”日機轟炸樂山城的前前後後」、中国人民政府協商會議樂山市委員会文史資料委員会編『樂山文史選輯第三輯』1987.9, 110-111p）

エ 商店、工場ばかりでなく、文教、宗教施設も大きな被害を受けた。

「1939年8月19日 樂山城の城壁は半分が破壊された。城内の6ヶ所の学校が全壊した。樂山県立女子小学校、城区第二小学校、智團初小学校、新團初小学校、公信小学校、三育小学校。」（四川省樂山市市中区地方

志編纂委員会『四川省樂山市市中区志』)

武漢大学は、1938.4-1946まで樂山に疎開していた。（盧祥麟「武漢大学在樂山」、中国政治協商會議樂山市委員會文史資料委員會編『樂山文史選輯 第三輯』1987.9, 81-92p を参照。）

「学校については・・・・・・武漢大学の月咡塘文廟本部及び九龍巷の附属中学が爆破された。武漢大学の学生6人が爆死し、負傷は十余人。家族の死亡7人、校務員爆死2人であった。城内の中小学校はすべて爆撃、火災にあい難を逃れたところはなかった。そのうち、完全に倒壊したのは、県立女子中学校、県立女子小学校、私立公信小学校男校と女校、城区の東二小学校等。」（徐雨深「“八・一九”日機轟炸樂山城的前前後後」、中国政治協商會議樂山市委員會文史資料委員會編『樂山文史選輯 第三輯』1987.9, 110-111p）

破壊された宗教寺院教会建築は、天主教大教会、イスラム教のモスク、道教の四聖宮、蕭公廟などであった。

才 人的死傷について、「四川省防空司令部」の資料（樂山市檔案館 1全宗 1 目錄566号案卷5, 8頁）によれば、死傷総数は1218人で、負傷は380人、死亡838人、損壊家屋3000余室となっているが、実際の死傷者数は、これより多い。樂山県の住民しか統計の対象でなく、他所から来ている人は入っていないし、統計漏れもある。

被害者数について、1939年8月29日、樂山県商会より四川省政府宛に被災者の救済を求めた呈文（四川省檔案館 41全宗7537案卷127頁）には、「東南北三門の繁華街の20余ヶ所は焼き尽くされ、たちまち一片の焦土と化し、商場の損失は約計一千万元以上、人民の死傷は二千余」とあるが、これが当時の史料で確認しうる比較的確かな数である。

死亡者が多かったために、「当時の調査で、一家全員爆死焼死し、一

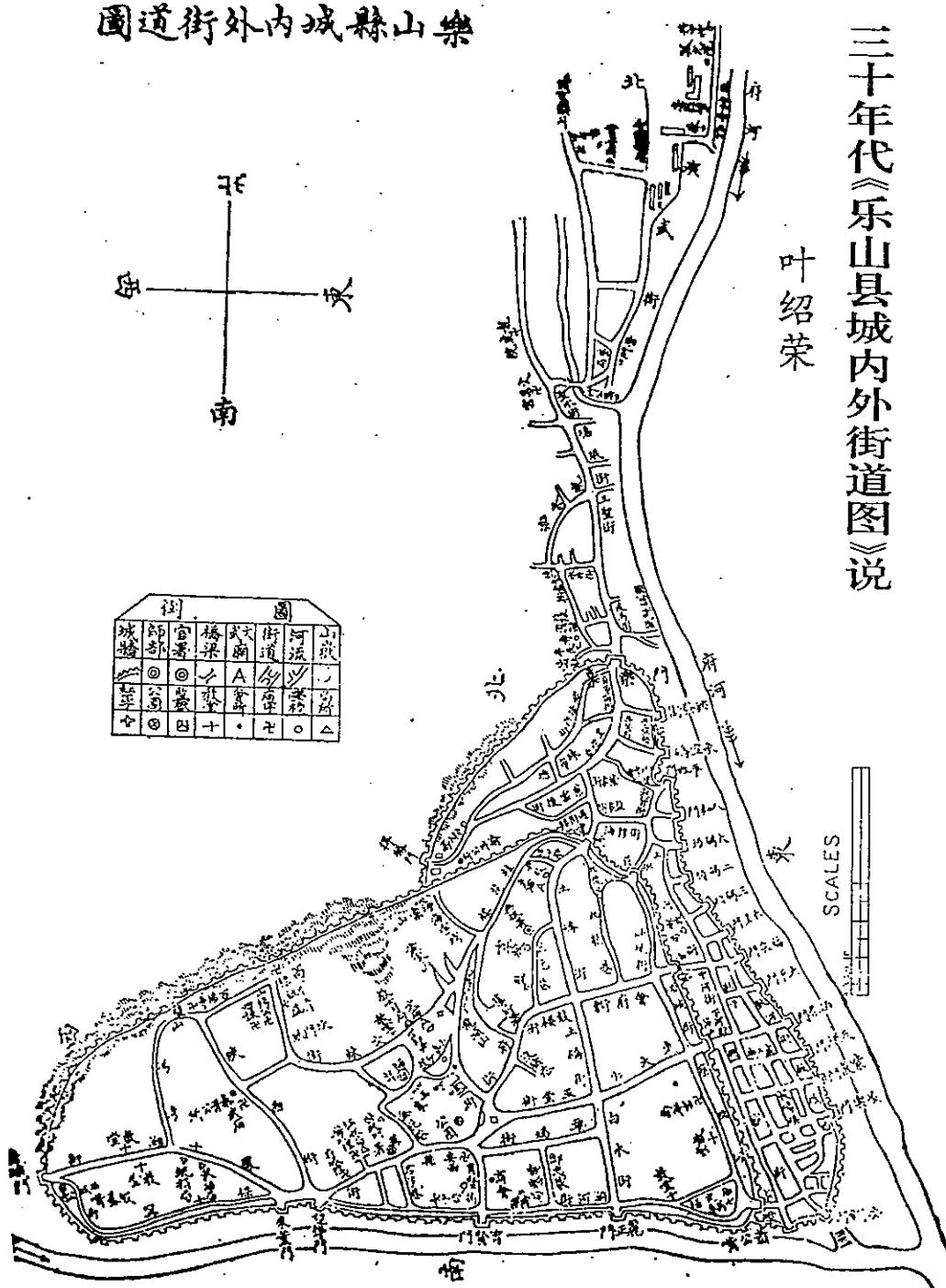
家が断絶した家は、49戸あった。そのうちには較場壩でゴマ店を開いていた荀子言一家5人、較場壩で酒舗を開いていた吳季隆一家7人、学道街の徐粘綿一家4人、雑貨屋の劉水廷一家9人、すべてみな爆死した。さらに、茶館を開いていた杜子明の一家7人のうち、爆死5人。染め物屋の鄧志清1家7人のうち、爆死6人等であった。敵機が空にきたとき、幸い城外に逃れることができたものもいたが、しかし機銃掃射にあって、府河の岸辺や得勝門外や老宵頂山の後ろで、たくさんの人々が死に倒れた。向こう岸の篦子街付近、任家壩河岸でも、機銃掃射で死亡した屍体が横たわっていた。」（徐雨深「“八・一九”日機轟炸樂山城的前前後後」、中国人民政府協商會議樂山市委員会文史資料委員会編『樂山文史選輯 第三輯』1987.9, 110-111p）と報告された。

カ 郊外の被害については、「二十八年（1939）8月19日、敵機の爆撃中、沙嘴鄉十四保拱背橋に爆弾2発が投下され、一発が爆発し、民家十余室を爆破した。一発は不発で、土に1丈余めり込んだ。県長劉芳は十月九日に樂山縣空襲緊急救濟聯合弁事処に救済するよう通知させた。」（「民国二十八年樂山被敵機轟炸紀事」、『樂山史志資料（季刊）1989-1990（総第13期-20期合刊 樂山歴代文集』樂山市市中区編史修志弁公室 1990.12, 513p）ように、郊外の農村部でも被害が生じている。

民国二十三年(1934)作成「樂山城内外街道図」
（『樂山 市中区文史資料選輯』より）

三十年代《乐山县城内外街道图》说

叶绍荣



一九三四年绘制

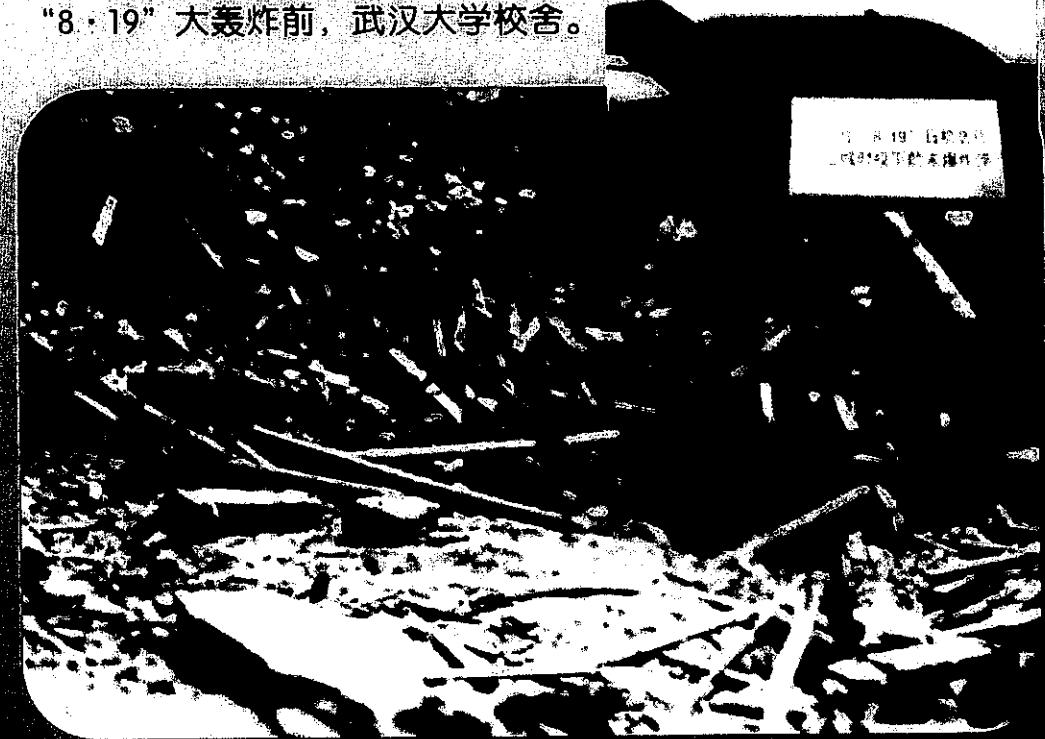
珍惜和平 守记历史

「8·19」大爆撃前の武漢大学校舎



“8·19”大轰炸前，武汉大学校舍。

「8·19」大爆撃後破壊された武漢大学校舎





8・19 大爆撃時、一片の
廃墟となった楽山城。

“8・19” 大轰炸
时，一片废墟的乐山
城。



8・19 大爆撃時、濃煙
わき上がる楽山城。

“8・19” 大轰炸
时，浓烟滚滚的乐山
城。

8・19 大爆撃時、倒壊
した樂山城の中心。

“8・19” 大轰炸
后，残垣断壁的乐山
城中心。

(8) 楽山市原告の1939年8月19日の爆撃被害

ア 楽山市原告のうち1939年8月19日の爆撃被害者を、3つの被害類型に分けて被害の深刻性について主張する。

類型Ⅰは、両親や片親が爆撃で亡くなり、孤児またはそれに近い状態になった原告である。

類型Ⅱは同年の大爆撃により、親族を失った原告である。

類型Ⅲは同年の爆撃を本人が自ら経験し負傷した原告である。

イ 類型Ⅰ

8・19大爆撃により孤児になった子供も少なくはない。爆撃当時、両親が爆撃で即死し孤児となった子供がいるし、親は財産をすべて失い、生活に迫られたため、苦労し死亡、孤児になった子供もいる。

次の被害者番号1番ないし14番、16番の15名の被害者は、原告番号1ないし6の原告6名の三親等内の親族であり、同年月日の爆撃によつて死亡した。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
1	程大銀	劉国珍の祖父 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	自宅全壊
2	劉子彬	劉国珍の父 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
3	劉程氏	劉国珍の母 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
4	劉子剛	劉国珍の叔父 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
5	劉国容	劉国珍の姉 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
6	劉国全	劉国珍の長兄 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
7	劉国英	劉国珍の四姉 (No. 1)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
8	劉国群	劉国珍の五姉 (No. 1)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
9	劉国金	劉国珍の弟 (No. 1)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
10	冷兵	劉国珍の甥 (No. 1)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
11	黃明金	黃俊華の父 (No. 2)	1939年8月19日	樂山市市中区霄公嘴 (勤務先)	死亡	自宅全壊
12	伍興炳	李玉玲の父 (No. 3)	1939年8月19日	樂山市市中区上土橋街 (自宅兼旅館)	死亡	自宅兼旅館、飯店全壊
13	夏貴廷	夏安全の父 (No. 4)	1939年8月19日	樂山市市中区河街 (仕事先)	死亡	なし
14	瀬桂枝	鐘素琪の母 (No. 5)	1939年8月19日	樂山市市中区較場霸豪溝街付近 (避難途中)	死亡	自宅全壊
16	王袁氏	王曼君の母 (No. 6)	1939年8月19日	樂山市市中区塩閑街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	自宅兼店舗全壊

具体的な被害の例を見てみる。

原告番号3番の李玉玲さん：（1935年生まれ、当時4歳）。

「私は樂山市上土橋街『杏花天』旅館で生まれました。父は当時樂山飲食業界の名人でした。『杏花天』飯店、旅館を経営し、商売が繁栄しました。私一家は豊かな安らかな生活を送っていました。しかし、すべては日本軍が樂山に対して行った大爆撃により終わりを告ぎました。

1939年8月19日は私が永遠に忘れられない日です。

8月19日の数日前から樂山県城内、続けて警報が鳴っていました。父は私の安全のため映山崖にある祖母（母方の祖母）の家に送ってくれました。

あとから聞いた話によると、8月19日の正午12時ごろ、予備警報

が鳴り、その後すぐ緊急警報が鳴りました。人々は相次いで山地に避難しましたが、私の父は逃げられませんでした。

数十機の日本軍機が樂山上空に飛んでいて樂山に爆弾を投下し、樂山県城内はすぐ火の海になってしまいました。城外に逃げ出す暇がない人々は敵機の機関銃掃射を浴びました。死体は玉堂街、鉄牛門、較場壩、土橋街などが廃墟となりました。倒壊した壁やばらばらになつたテーブル・イスなど燃え続けていました。

土橋街の『杏花天』飯店・自宅すべてを失いました。飯店の後ろの廃墟に脚と黒焦げになった頭や胴体を見つけました。旅館の大樹の上に黒くなった腸など臓器をかけてあり、長さが1.5メートルの水がめの中にも骨と肉はばらばらになった死体を見つけて見るに忍びなかつたのです。父と旅館にいる数十名の手伝い人の死体を分別するのできなかつたです。

爆撃後、母は生きるため、再婚しました。私は孤児になって、祖母と一緒に生活をするようになりました。祖母は年取っているので、私たちの生活がかなり苦しかったのです。祖母は私を連れて叔母や五番目の叔母の家に泊まってもらいました。こういう生活は解放前まで続けました。私は名前が伍玲から李玉玲に変えました。」

原告番号4番の夏安全さん：（1936年生まれ、当時3歳）。

「1939年のとき、母黄貴珍と私は樂山県城の里仁街の借家に住んでいました。父夏貴廷が上河街の王姓の家で料理人として働いていました。8月19日、日本軍機が樂山を爆撃したとき、私の父と王氏一家全員が死亡しました。

母は日本軍機が去った後、父が働いた王姓家まで父を探しに行きましたが、家屋がすべて倒壊し、廃墟になりました。父の遺体がどこでも見つかりませんでした。

中国人は『入土為安』という伝統的な観念を持っています。しかし、父は遺体さえ見つけることができませんでした。父が亡くなった時、私はまだ3歳で、何も分らない子供でした。あとで祖母（母の母）から、大爆撃の後、母はあまりに大きなショックを受けたため、精神病になってしまい、病床に就いて一年と立たないうちに早々と亡くなってしまったのだと聞きました。当時、私はわずか4歳でした。両親を失った私は孤児になってしまい、流浪し野宿の生活を送ることとなりました。」

ウ 類型II

1939年8月19日の爆撃で親族の死に直面し、幼い体でも残忍な爆撃を体験した。今でも体にその爆撃の証拠となる傷跡が残っている人も少なくはない。

次の被害者番号17番ないし39番、41番ないし70番、72番の被害者は原告番号7番ないし32番の原告27名の三親等内の親族であり、同年月日の爆撃によって死亡した。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
17	楊連貞	羅光廷の母 (No. 7)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (外出先)	負傷し3日後死亡	住宅、倉庫、2ヶ所の薬局全壊
18	楊敬齋	羅光廷の叔父 (No. 7)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅)	死亡	
19	杜劉氏	杜玉全の母 (No. 8)	1939年8月19日	樂山市市中区紫雲後街 (自宅)	死亡	財産全焼
20	杜光新	杜玉全の二妹 (No. 8)	1939年8月19日	樂山市市中区紫雲後街 (自宅)	死亡	
21	唐楊氏	黃光發の祖母 (No. 9)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵝居 (自宅)	死亡	自宅、店舗全壊

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
22	黄何氏	黄光発の母 (No. 9)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居(自宅)	死亡	
23	黄瑞華	黄光発の叔父 (No. 9)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居(自宅)	死亡	
24	黄淑芳	黄光発の姉 (No. 9)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居(自宅)	死亡	
25	黄淑芬	黄光発の二姉 (No. 9)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居(自宅)	死亡	
26	黄小妹	黄光発の妹 (No. 9)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居(自宅)	死亡	
27	伍梁氏	李本澤の母 (No. 10)	1939年8月19日	樂山市中心城区中河街(店舗兼自宅)	死亡	自宅兼店舗全壊
28	出生後4ヶ月	李本澤の弟 (No. 10)	1939年8月19日	樂山市中心城区中河街(店舗兼自宅)	死亡	
29	伍佑清	李本澤の姉 (No. 10)	1939年8月19日	樂山市市中区中河街(店舗兼自宅)	死亡	
30	朱梁氏	李本澤の伯母 (No. 10)	1939年8月19日	樂山市市中区中河街(店舗兼自宅)	死亡	
31	劉黃氏	劉淑華の母 (No. 11)	1939年8月19日	樂山市市中区順成街中段(自宅)	死亡	自宅全壊
32	劉老五	劉淑華の弟 (No. 11)	1939年8月19日	樂山市市中区順成街中段(自宅)	死亡	
33	田桂真	孫蜀東の母 (No. 12)	1939年8月19日	樂山市市中区高北門(外出先)	死亡	
34	孫桂英	孫蜀東の妹 (No. 12)	1939年8月19日	樂山市市中区高北門(外出先)	死亡	
35	謝李氏	謝淑芳の祖母 (No. 13)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴(自宅)	死亡	自宅兼店舗全壊
36	謝錫思	謝淑芳の父 (No. 13)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴(自宅)	死亡	
37	謝秀芳	謝淑芳の妹 (No. 13)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴(自宅)	死亡	
38	謝老六	謝淑芳の二弟 (No. 13)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴(自宅)	死亡	

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
39	謝老七	謝淑芳の三弟 (No. 13)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴(自宅)	死亡	
41	程大銀	程徳昌の祖父 (No. 14)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (親族の店舗内)	死亡	なし
42	程玉珍	程徳昌の姉 (No. 14)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (親族の店舗内)	死亡	
43	杜秀蓮	杜厚發の亡父の妹 (No. 15)	1939年8月19日	樂山市市中区高北門(避難先)	死亡	自宅、倉庫、酒造り工場全焼
44	高氏	高永孝の祖母 (No. 16)	1939年8月19日	樂山市市中区下順城街 (自宅)	死亡	自宅、店舗全壊
45	高国棟	高永孝の叔父 (No. 16)	1939年8月19日	樂山市市中区下順城街 (自宅)	死亡	
46	高貞秀	高永孝の姉 (No. 16)	1939年8月19日	樂山市市中区下順城街 (自宅)	死亡	
47	劉茂成	黃叶の叔父 (No. 17)	1939年8月19日	樂山市市中区較当口街 (自宅兼店舗)	死亡	自宅と2ヶ所の店舗全壊
48	雷清銀	雷時仁の亡父の父 (No. 18)	1939年8月19日	樂山市市中区福泉門埠頭 (仕事先)	死亡	自宅全壊
49	毕婆婆	廖徳鏞の祖母 (No. 19)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街中段(自宅兼店舗)	死亡	自宅、倉庫全焼
50	廖徳興	廖徳鏞の弟 (No. 19)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街中段(自宅兼店舗)	死亡	
51	廖桂蘭	廖徳鏞の三妹 (No. 19)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街中段(自宅兼店舗)	死亡	
52	劉金銘	劉正全の亡父の弟 (No. 20)	1939年8月19日	樂山市市中区鼓樓街 (仕事先)	死亡	
53	馬炎英	馬成芳の亡父の姉 (No. 21)	1939年8月19日	樂山市市中区迎春門 (自宅)	死亡	自宅、店舗全壊
54	任廖雲	任淑芳の亡父の兄 (No. 22)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼店舗)	死亡	自宅兼店舗全壊
55	商楊氏	商栄清の祖母 (No. 23)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街演武庁(自宅)	死亡	自宅全壊
56	商金秀	商栄清の妹 (No. 23)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街演武庁(外出先)	死亡	

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
57	沈清明	沈淑華の亡父 の父 (No. 24)	1939年8月19日	樂山市市中区廟兒拐 (自宅)	死亡	自宅全壊
58	沈光林	沈淑華の亡父 の兄 (No. 24)	1939年8月19日	樂山市市中区廟兒拐 (自宅)	死亡	
59	楊茂林	楊俊華の叔父 (No. 25)	1939年8月19日	樂山市市中区塩閣街 (自宅)	死亡	自宅全壊
60	楊世鑫	楊世君の兄 (No. 26)	1939年8月19日	樂山市市中区土橋街大 十字口 (自宅兼店舗)	死亡	自宅兼店舗全壊
61	楊元銘	楊元鑄の三弟 (No. 27)	1939年8月19日	樂山市市中区草堂寺湖広 会館前 (自宅兼自営工 場)	死亡	自宅兼自営工 場、店舗全壊
62	張海青	張志平の亡父 の兄 (No. 28)	1939年8月19日	樂山市市中区福泉門 (仕事先)	死亡	なし
63	周正成	周正国の兄 (No. 29)	1939年8月19日	樂山市市中区玉堂街 (自宅兼店舗)	死亡	自宅兼店舗全壊
64	周正華	周正国の次兄 (No. 29)	1939年8月19日	樂山市市中区玉堂街 (自宅兼店舗)	死亡	
65	周子明	周志鵬の父 (No. 30)	1939年8月19日	樂山市市中区福全門学道 街 (自宅兼旅館・店 舗)	焼死	自宅兼旅館・店 舗全焼
66	周兆南	周志鵬の次兄 (No. 30)	1939年8月19日	樂山市市中区福全門学道 街 (自宅兼旅館・店舗)	焼死	
67	陳渝氏	余秀雲の亡夫 の母 (No. 31)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩 (仕事先)	死亡	なし
68	劉振沂	劉超群の兄 (No. 32)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	死亡	自宅兼店舗全壊
69	劉駿德	劉超群の次兄 (No. 32)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	死亡	
70	劉文輝	劉超群の弟 (No. 32)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	死亡	
72	王秀珍	王榮昌の姉 (No. 33)	1939年8月19日	樂山市市中区板廠街 (自宅)	死亡	自宅全壊
82	陳黃氏	李維麟の亡父 の祖母 (No. 42)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩濠沟 街 (自宅)	死亡	自宅全壊

具体的な被害の例を見てみる。

原告番号19番の廖德鏞さん：（1930年生まれ、当時9歳）。

「私の家は楽山公園の近くと、較場壩街真ん中のところの2ヶ所にありました。楽山公園の近くの家屋は古い家でした。較場壩にある家屋は、1938年9月から1939年4月までの間に建て直したばかりの住宅兼店舗の木造の3階建てでした。8月19日に店舗の営業のお祝いを行うつもりでした。

8. 19の大爆撃当日、父、母、四番目の姉、六番目と七番目の妹が楽山公園の近くの家にいました。兄、次兄、八番目の弟、九番目の妹、夫姓のお婆さん、いとこ、私は較場壩の新しい店にいました。午前中、開業祝いの最中で予備警報と緊急警報が次々に鳴りました。まもなく、日本軍機が楽山県城の上空に飛んてきて、爆弾、焼夷弾を投下し、機関銃掃射も加えました。一瞬のうちに楽山県城内は、至るところでもうもうとした煙が立ち込め、炎の海と化しました。

兄、次兄と私は斑竹湾の方面へ避難しました。いとこ、八番の弟と九番目の妹、料理人一人が逃げる暇なくその場で爆死しました。後から父から聞いた話ですが、楽山公園近くの家は消防活動を妨害するために、他人に家具とかを出され、家屋は壊されてしまいました。

この光景をみた父と母は思わず涙を流しました。父は長いため息をしながら、母に『すべてなくなった、なくなったよ。数十年の家業がわずかの間に全部爆撃された。これから、どうやって生きていくのか。』と言いました。母は泣きながら『銅河（大渡河の別称）に飛びこみ、死ぬしかないんだ』と言って、死のうとしました。私の兄弟はすぐ母を抱えて、行かせようとしました。

家屋も財産もすべてなくなった私たちはこれから的生活を考えると、抱き合って泣き続けるしかありませんでした。私たちにはもう帰るべ

き家がないため、楽山公園の中山ホールで一時的に身を寄せ合いました。もともと幸せだった家族は流浪し、物もらいをして生きる生活に一変しました。」

原告番号27番の楊元鑄さん：（1928年生まれ、当時11歳）。

「1930年、私の父は商売の規模を拡大し楽山県城で「嘉禾味噌園工場」と「麦利乾麺工場」を創立しました。二つの工場とも草堂寺湖広会館（禹帝宮）の前にありました。それから、東大街にも店舗がありました。十数年の経営で評判がよく、商品は楽山県城人々だけではなく、隣県の住民にも受け入れられました。

1939年のとき、私の家族10数人いました。父、母、兄、次兄、次兄の嫁、三兄、四兄、姉、弟、二番目の弟、妹、四番目の弟と私でした。商売が日増しに勃興したこと、私たちは安定し豊かな生活を送っていました。

1939年8月19日、母は次兄、弟、二番目の弟、妹、私を連れて東大街の店舗に留守をしました。父と次兄の嫁、保母と1歳の弟が工場に行きました。

当日の昼頃、緊急警報が鳴って、母は私たち兄弟4人（弟、二番目の弟、妹と私）を連れて、慌てて西門に避難しました。西門についていた途端、日本の飛行機が飛んできて爆弾を次々に投下しました。母は私たちと必死で城外に逃げました。ようやく田舎にいる親戚の家に着いて、難を免れることができました。

翌日の朝、母は私たちを連れて城内に草堂寺にある工場に戻りました。目の前の工場はすべて爆撃され、工場の中心部に炸裂後の爆弾による巨大な穴が残されていました。私たちは工場の味噌工場で父を見つけました。父は全身血だらけで、破片が一つ父の頭に当ったようで

した。入院1ヶ月ぐらいで漸く治りました。また庭の桑の木の下で、次兄の嫁、1歳の弟と保母の死体を見つけました。後で父から次兄の嫁、弟と保母は爆撃のとき、部屋にいたけれども警報を聞いて、禹帝宮の後ろの防空洞に逃げる最中に、桑の木の下で日本軍機の機銃掃射に撃たれたと聞きました。」

エ 類型III

以下の被害者は同年の爆撃を自ら経験し負傷した生き残った被害者である。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害の態様	財産被害の態様
15	鐘素琪	鐘素琪本人 (No. 5)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩濠溝街付近 (避難途中)	重傷 (背中、口)	
40	謝淑芳	謝淑芳本人 (No. 13)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	重傷 (頭部)	
71	劉超群	劉超群本人 (No. 32)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街51号(店舗兼自宅)	重傷 (鼻柱、左足、右腕)	
73	王榮昌	王榮昌本人 (No. 33)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩演武庁自宅付近 (避難先)	重傷 (右脚、両耳)	
74	鄧立成	鄧立成本人 (No. 34)	1939年8月19日	楽山市市中区較場壩街 (自宅)	重傷 (左足のくるぶし)	自宅全壊
75	田輝其	田輝其本人 (No. 35)	1939年8月19日	楽山市市中区迎春門茶屋	重傷 (両耳)	なし

具体的な被害の例を見てみる。

被害者番号71番の劉超群さん：（1924年生まれ、当時15歳）。

「私は1939年のとき、楽山県城区較場壩街に住んでいました。家は住宅兼店舗でした。店舗と住宅との総面積500平方メートルほどでした。

当時私の父は重慶の西南塩務所に勤め、母は店舗の経営をしていたので一家の生活は比較的に裕福で安らかでした。しかし、1939年8月19日、日本軍機が行った樂山県城の爆撃によって、私の兄、次兄と弟が爆死し、私も大怪我しました。

当日の正午、予備警報が鳴ってから間もなく緊急警報が樂山県城に鳴り響きました。私はそのとき店舗で遊んでいたが、緊急警報を聞いて、外に出て空をじっと見ていました。飛行機が飛んできたのを見ると、すぐ母の部屋寝室に逃げ込んでいました。寝室に入った途端、飛行機のどろく音が聞こえ、その後すぐに、爆発のどかんという音、家屋の倒壊する音、火が燃える音と人々の叫ぶ声を次々としました。

私は洋服箪笥の前に隠れましたが、爆撃で箪笥は隣のベッドに倒れ、私の鼻柱にあたり、鼻柱は骨折しました。爆撃後、医者に治療してもらいましたが今でも傷跡が残っています。私の左足も箪笥の下敷きになってしまい、その場で動けなくなってしまいました。そのせいで6年を経ても左足が依然としてだるく、力が入れないです。腕も怪我をしました。しかし幸いにも、倒れた箪笥とベッドとの間にちょうど身が隠せる空間ができため、私は命を拾いました。

爆撃が一段落してから、母は私を燃えている部屋から救い出しました。私たちの髪と服がボロボロになり、顔も血だらけでした。

日本軍機が全て去っていた後、母と私は家に戻って爆のとき、同じく家にいた二人の兄と弟の姿を探しましたが、どこにもいなく、死体さえ見つかりませんでした。」

被害者番号15番の鐘素琪さん：（1928年生まれ、当時11歳）

「私の父鐘澤安は1937年抗日戦争が始まった後、国民党に徴兵されたまま行方不明になりました。父はいなくなった後、母沈桂枝と私

は楽山県城の較場壩街に引っ越しました。

1939年8月19日の日は私にとって一生も忘れられない日です。この日を思い出すと、恐怖で耐えられなり、魂も身体から離れたようになります。8・19の昼頃、予備警報と緊急警報が次々に鳴りましたが、人々は油断していました。飛行機が近くに飛んで、エンジンの音が聞こえるようになった時、ようやく人々は危険が迫ってきたのを認識しました。すぐに楽山県城内は混乱となり、皆家から逃げ出しました。

まもなく、日本軍機は最初の「品」字の形から「一」字の形になり爆弾を投下、機関銃掃射も加えました。瞬間で楽山県城は炎の海になり黒い煙がもうもうとたちこめ、炎は天まで届くかのようでした。爆弾の爆裂の音と家屋が倒れる音が入り交じり、私はそれを聞いて一瞬動けなくなった。突然、爆弾の破片一つが目の前から飛んできて、私の唇に当りました。目の前が真っ黒になって地面に伏せました。さらに一つの破片は私の背中の右側に当たり、口も背中も血が流れていったため、私は怖くて怖くて「ママ、ママ」と大きな声で呼びました。しかし、何も返事はありませんでした。動けなくなった私は地面に伏せたままで泣き続けました。目の前を通った一人の熱心なおじさんが私に同情し、背負われて福泉門の方に避難しました。

爆撃の後、祖母（母の母）が5キロメートルを離れた瓦廠壩から駆けてきた。私を見つけた後、一緒に母を探してくれましたが、住んでいた家もすべてなくなり、母の姿もどこにもありませんでした。私は一人ぼっちになってしまいました。」

(9) 楽山市の1941年8月23日の爆撃被害

ア 楽山防空司令部より四川省防空司令部宛の報告統計(四川省档案館 18

0全宗1587号案卷 63-75p)によれば、午前11時30分に空襲警報が出され、12時30分に緊急警報が出された。

「民国30年(1941年)、日本機7機は、「一」の字隊形で青神、夾江を経て、13時58分に樂山県城の上空に侵入し、城区の白塔街、陝西街、土橋街、河街、君子巷、任家壩に爆弾38発、焼夷弾20発を投下し、そのうち不発弾は4発、河の中に落ちたのが4発、計58発で、さらに人の群れに機銃掃射した。その後、樂山県所属の蘇稽鎮の上空に侵入し、爆弾を多数投下し、さらには人の群れに機銃掃射した。」(楊追奔主編『樂山大轟炸』樂山市人民防空弁公室2005, 180p)

イ 人的被害について、民国30年8月、樂山防空司令部より四川省防空司令部宛の報告統計(四川省檔案館 180全宗1587号案卷 63-75p)によれば、「樂山県城の死傷者は48人、そのうち死者13人、負傷35人。爆破家屋40余室、倒壊家屋60余室。蘇稽鎮では死傷者は112人。そのうち死者65人、負傷47人。家畜の死亡多数。」とある。

しかし、同年10月14日の樂山政府より四川省政府宛の爆撃被害報告(四川省檔案館 41全宗7537号案卷 53-57p)では、「樂山県及蘇稽場」あわせて「死亡82人、重傷は特等重傷16人、一等重傷89人、軽傷66人」とあり、約2月たって被害の調査がやや進んだことが窺え、被害統計をみるのにどの時期の資料であるのかに留意すべきである。

同報告では、蘇稽場での被害が多かったことについて、「県城の損害は比較的少なきも、ただ蘇稽場はこの日まさに市の立つ日であり、人民は警報発出後場外に分散せしも、掩護をよくしえず、機銃にあたりて傷亡かなり大きく、鄉長の宋餘慶および副鄉長の馬標錦分散の指揮にあたりしに、ともに負傷せり。」と述べている。

以下、被害の具体的な事例について樂山市檔案館所蔵、民国時期樂山商会檔案より選ばれた「民国三十年樂山被敵機轟炸紀事」(『樂山史志

資料（季刊）1989－1990（総第13期－20期合刊 楽山歴代文集』楽山市市中区編史修志弁公室 1990. 12 , 520p）より引用する。

「玉堂街の永達商号、町咚街の同達商号（社長はともに劉志文）より商会への報告」は、「本年（1941）年八月二十三日の空襲により、すべての貨物、家屋、家具が完全に爆破され、貨物運搬の炊事場の李がその場で爆死し、屍体は不完全なものとなった。徒弟の楊志倫は重傷を負い、さらに同達の徒弟鐘云崇、陳謀德も爆死した。その後の調査で、永達の貨物損失は価値三千元余、店員6人の損失価値三千元余、家具二千元余。同達の損失は貨物価値三千元余、家具価値三千元余、店員5人および社長の損失は三千元。両商号であわせて死者三人、重傷一人。」

「県街の福源商店は八月二十三日に爆撃を受け、損失は二万元余。」

「三十年（1941）9月30日仁済男女病院より楽山商会宛書簡八月二十三日楽山爆撃を受け、防護団より当院に送られた重傷者21名、そのうち全く支払いできないもの15人おり、入院すでに満一ヶ月となり、8月23日より9月20日までの食費治療費計2677元を支払われたし。（以下略）」「県街の亜江東、裕昌通、双盛長、榮興隆、作祥社、鳳翔店、義發号、詮鑑、可口香、長春号、榮順久、新新食品店等より商会宛の呈文にて、八月二十三日、日本侵略者の航空機の爆撃により、財産家屋ことごとく灰燼に帰し、生活がなりたたず、税金を完納することあたわず、免除を嘆願。」と商店の被害が大きく税金の免除を求めている。

エ 原告番号42番の原告李維驥の同日の被害は、次のとおりである。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害 の態様
83	劉開文	李維麟の亡父の二弟 (No. 42)	1941年8月23日	樂山市市中区県街金花巷の福榮商店の後(自宅)	死亡	自宅全壊

(10) 自貢市の爆撃被害

日本軍による7回の自貢市に対する爆撃によって、自流井製塩場の周辺地域などは炎の海となり、焦土と化した。

自貢市の死傷者は987名（死者365名、重傷者622名）、被災家屋は2785戸の大災害であった（徐勇「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」参照）。

自貢市の原告の同日の被害は、次のとおりである。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害 の態様
84	張周氏	張季雲の母 (No. 43)	1939年10月10日	四川省自貢市自流井区廟溝井（自宅）	死亡	自宅全壊
85	張仲軒	張季雲の長兄 (No. 43)	1939年10月10日	四川省自貢市自流井区廟溝井（自宅）	死亡	

(11) 瀘州市の爆撃被害

瀘州市の原告の被害は、次のとおりである。

番号	被害者	原告との関係 (原告番号)	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害 の態様
86	王淑華	王淑華本人 (No. 44)	1940年8月16日	四川省瀘州市合江縣背街（外出先）	重傷（左足切断）	自宅全壊

(12) 原告らの被害

原告らは、次の被害を受けている。

原告番号	原告氏名	生年月日	被害者（原告との関係）	被害日	被害地	人的被害の態様	財産被害の態様
1	劉國珍	1935. 3. 7	程大銀 (祖父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	自宅全壊
			劉子彬 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉程氏 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉子剛 (叔父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉國容 (姉)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉國全 (長兄)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉國英 (四姉)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉國群 (五姉)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			劉國金 (弟)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
			冷兵 (甥)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼旅館・茶屋)	死亡	
2	黃俊華	1926. 8. 20	黃明金 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区胥公嘴 (勤務先)	死亡	自宅全壊
3	李玉玲	1935. 12. 1 9	伍興炳 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区上土橋街 (自宅兼旅館内)	死亡	自宅兼旅館、飯 店全壊
4	夏安全	1936. 8. 4	夏貴廷 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区河街 (仕事先)	死亡	なし
5	鐘素琪	1928. 10. 1 0	潘桂枝 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩廟嘴 街附近 (避難途中)	死亡	自宅全壊
			本人	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩廟嘴 街附近 (避難途中)	重傷 (背 中、口)	
6	王曼君	1935. 6. 10	王袁氏 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区鹽閻街 (自 宅兼旅館・茶屋)	死亡	自宅兼店舗全壊
7	羅光廷	1916. 2. 12	楊連貞 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (外出先)	死亡	住宅、倉庫、2 ヶ所の薬局全壊
			楊敬齋 (叔父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅)	死亡	
8	杜玉全	1918. 11. 2	杜劉氏 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区紫雲後街 (自宅)	死亡	財産全焼
			杜光新 (二妹)	1939年8月19日	樂山市市中区紫雲後街 (自宅)	死亡	

原 告 番号	原 告 氏 名	生年月日	被 害 者 (原 告との関係)	被 害 日	被 害 地	人 的 被 害 の態様	財 産 被 害 の態様
9	黃光堯	1935. 2. 10	唐楊氏 (祖母)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居 (自宅)	死亡	自宅、店舗全壊
			黃何氏 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居 (自宅)	死亡	
			黃瑞華 (叔父)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居 (自宅)	死亡	
			黃淑芳 (姉)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居 (自宅)	死亡	
			黃淑芬 (二姉)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居 (自宅)	死亡	
			黃小妹 (妹)	1939年8月19日	樂山市市中区東大街天鵬居 (自宅)	死亡	
10	李本澤	1938. 1. 2	伍梁氏 (母)	1939年8月19日	樂山市中心城区中河街 (店舗兼自宅)	死亡	自宅兼店舗全壊
			弟	1939年8月19日	樂山市中心城区中河街 (店舗兼自宅)	死亡	
			伍佑清 (姉)	1939年8月19日	樂山市市中区中河街 (店舗兼自宅)	死亡	
			朱梁氏 (伯母)	1939年8月19日	樂山市市中区中河街 (店舗兼自宅)	死亡	
11	劉淑華	1933. 8. 22	劉黃氏 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区順城街中段 (自宅)	死亡	自宅全壊
			劉老五 (弟)	1939年8月19日	樂山市市中区順城街中段 (自宅)	死亡	
12	孫蜀東	1925. 11. 1 8	田桂眞 (母)	1939年8月19日	樂山市市中区高北門 (外出先)	死亡	
			孫桂英 (妹)	1939年8月19日	樂山市市中区高北門 (外出先)	死亡	
13	謝淑芳	1925. 10. 2 7	謝李氏 (祖母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	死亡	自宅兼店舗全壊
			謝錫恩 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	死亡	
			謝秀芳 (妹)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	死亡	
			謝老六 (二弟)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	死亡	
			謝老七 (三弟)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	死亡	
			本人	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩肖公嘴 (自宅)	重傷 (頭部)	
14	程德昌	1927. 6. 16	程大銀 (祖父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (親族の店舗内)	死亡	なし
			程玉珍 (姉)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (親族の店舗内)	死亡	

原 告 番号	原告氏 名	生年月日	被害者（原 告との関係）	被害日	被害地	人的被害 の態様	財産被害の態様
15	杜厚發	1942. 3. 2	杜秀蓮 (亡父の妹)	1939年8月19日	樂山市市中区高北門(避 難先)	死亡	自宅、倉庫、酒 造り工場全焼
16	高永孝	1930. 4. 1	高氏 (祖母)	1939年8月19日	樂山市市中区下順城街 (自宅)	死亡	自宅、店舗全壊
			高國棟 (叔父)	1939年8月19日	樂山市市中区下順城街 (自宅)	死亡	
			高貞秀 (姉)	1939年8月19日	樂山市市中区下順城街 (自宅)	死亡	
17	黃叶	1931. 5. 1	劉俊成 (叔父)	1939年8月19日	樂山市市中区較當口街 (自宅兼店舗)	死亡	自宅と2ヶ所の 店舗全壊
18	雷時仁	1962. 2. 15	雷清銀 (亡父の父)	1939年8月19日	樂山市市中区福泉門埠頭 (仕事先)	死亡	自宅全壊
19	廖德鏞	1930. 3. 19	毕婆婆 (祖母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街中 段(自宅兼店舗)	死亡	自宅、倉庫全焼
			廖德興 (弟)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街中 段(自宅兼店舗)	死亡	
			廖桂蘭 (三妹)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街中 段(自宅兼店舗)	死亡	
20	劉正全	1942. 12. 1 5	劉金銘 (亡父の弟)	1939年8月19日	樂山市市中区鼓樓街(仕 事先)	死亡	
21	馬成芳	1947. 8. 2	馬炎英 (亡父の姉)	1939年8月19日	樂山市市中区迎春門(自 宅)	死亡	自宅、店舗全壊
22	任淑芳	1953. 2. 1	任廖雲 (亡父の兄)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅兼店舗)	死亡	自宅兼店舗全壊
23	商榮清	1926. 3. 28	商楊氏 (祖母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街演 武亭(自宅)	死亡	自宅全壊
			商金秀 (妹)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街演 武亭(外出先)	死亡	
24	沈淑華	1953. 1. 24	沈清明 (亡父の父)	1939年8月19日	樂山市市中区廟兒拐(自 宅)	死亡	自宅全壊
			沈光林 (亡父の兄)	1939年8月19日	樂山市市中区廟兒拐(自 宅)	死亡	
25	楊俊華	1932. 6. 18	楊茂林 (叔父)	1939年8月19日	樂山市市中区塙關街(自 宅)	死亡	自宅全壊
26	楊世君	1930. 4. 20	楊世鑫 (兄)	1939年8月19日	樂山市市中区中土橋街大 十字口(自宅兼店舗)	死亡	自宅兼店舗全壊
27	楊元鑄	1928. 5. 18	楊元銘 (三弟)	1939年8月19日	樂山市市中区草堂寺湖廣 会館前(自宅兼自営工 場)	死亡	自宅兼自営工 場、店舗全壊
28	張志平	1962. 11. 4	張海青 (亡父の兄)	1939年8月19日	樂山市市中区福泉門(仕 事先)	死亡	なし

原 告 番号	原 告 氏 名	生年月日	被 害 者 (原 告との関係)	被 害 日	被 害 地	人 的 被 害 の態様	財 産 被 害 の態様
29	周正国	1945. 7. 16	周正成 (兄)	1939年8月19日	樂山市市中区玉堂街 (自 宅兼店舗)	死亡	自宅兼店舗全壊
			周正華 (次兄)	1939年8月19日	樂山市市中区玉堂街 (自 宅兼店舗)	死亡	
30	周志鵬	1932. 4. 8	周子明 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区福全門学道 街 (自宅兼旅館・店舗)	死亡	自宅兼旅館・店 舗全焼
			周兆南 (次兄)	1939年8月19日	樂山市市中区福全門学道 街 (自宅兼旅館・店舗)	死亡	
31	余秀雲	1934. 9. 24	陳添氏 (亡夫の母)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩 (仕事先)	死亡	なし
32	劉庭群	1924. 4. 17	劉振祈 (兄)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	死亡	自宅兼店舗全壊
			劉駿德 (次兄)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	死亡	
			劉文輝 (弟)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	死亡	
			本人	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街51 号(店舗兼自宅)	重傷 (鼻 柱、左足、 右腕)	
33	王榮昌	1920. 4. 15	王秀珍 (姉)	1939年8月19日	樂山市市中区板廠街 (自 宅)	死亡	自宅全壊
			本人	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩演武 庁自宅付近 (避難先)	重傷 (右 脚、両 耳)	
34	鄧立成	1935. 5. 30	本人	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅)	重傷 (左 足のくる ぶし)	自宅全壊
35	田輝其	1926. 11. 2	本人	1939年8月19日	樂山市市中区迎春門茶屋 (外出生)	重傷 (両 耳)	なし
36	陳玉華	1931. 12. 1 2	陳洪順 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩壩 街 (自宅)	なし	自宅全壊
37	吳農林	1943. 10. 2 3	吳信初 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区較場壩街 (自宅)	なし	自宅兼店舗全壊
38	先茂秋	1937. 7. 25	先錫澤 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区中河街 (自 宅兼店舗)	なし	自宅兼店舗全焼
39	熊慶沛	1934. 8. 15	熊佩章 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区土橋街中部 (自営旅館)	なし	自営旅館全焼
40	楊銘佳	1947. 10. 2	楊宗道 (父)	1939年8月19日	樂山市市中区学道街 (自 宅)、東大街、中河街、 土橋街、学道街、玉堂街 (自営店舗)	なし	自宅、六ヶ所の 店舗 (旧徳星 隆、新徳星隆、 徳康、徳星成、 徳星和、正味 齋) 全壊

原告番号	原告氏名	生年月日	被害者（原告との関係）	被害日	被害地	人的被害の態様	財産被害の態様
41	張厚宣	1947. 11. 28	張吉珊（父）	1939年8月19日	樂山市市中区福泉門（自宅兼店舗）	なし	自宅兼商号全壊
42	李維麟	1968. 7. 19	陳黃氏（亡父の祖母）	1939年8月19日	樂山市市中区較場廟蒙沟街（自宅）	死亡	自宅全壊
			劉開文（亡父の二弟）	1941年8月23日	樂山市市中区縣街金花巷の福榮商店の後（自宅）	死亡	自宅全壊
43	張季雲	1926. 3. 10	張周氏（母）	1939年10月10日	四川省自貢市自流井区廟溝井（自宅）	死亡	自宅全壊
			張仲軒（長兄）	1939年10月10日	四川省自貢市自流井区廟溝井（自宅）	死亡	
44	王淑華	1918. 3. 22	本人	1940年8月16日	四川省瀘州市合江県背街（外出先）	重傷（左足切断）	自宅全壊
45	鄧小玲	1949. 8. 11	鄧德芳（亡父の父）	1939年6月11日	重慶市渝中区両路口付近（仕事先）	死亡	なし

以上のとおり原告番号1ないし33の原告33名は、父母、祖父母や兄弟姉妹、伯父伯母など三親等の親族が日本軍の爆撃によって死亡したことにより、親しい親族を亡くしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。とくに父母を失うなどした原告は、貧困の中で生活を余儀なくされた。

また、原告番号5、13、33ないし35、44の原告6名は、日本軍の爆撃によって、手や足に重傷を負うなど肉体的精神的傷害を受け、耐え難い苦痛を味わった。原告番号4、14、28、31、35、45を除く原告39名は、父親などが所有する自宅または店舗などを破壊され、路頭に放り出され、貧困の中で生活を余儀なくされた。

原告らは、いずれも高齢化により健康状態が悪化しており、経済的にも極めて困窮している。

しかも、1945年の敗戦から現在まで63年が経過し、成都大爆撃からはさらに数年が加わるという膨大な時間が経過しているが、被告は、未だに、原告ら成都爆撃被害者らに全く謝罪と賠償を行っていない。

5 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃の違法

(1) 空爆と国際法規

航空部隊による空爆に関しては、爆撃対象と投下爆弾の両面から、国際法違反の有無が検討されなければならない。

周知のとおり、爆撃に関しては、19世紀末から徐々に国際法による規制の必要性が認識されるようになり複数の条約の中に空爆規制が取り入れられるようになった。

楽山爆撃等を含む重慶大爆撃が開始された1930年代末の当時、空爆規制に関する一般的な国際法規は未だ制定されていなかったが、後述するとおり、すでに「空戦に関する規則案」（1923年署名。以下、同規則案を「空戦規則案」という）が策定されており、同法規案が定める軍事目標主義の原則を中心とする空爆規制に関する確立された国際慣習法が成立していた。

そこで、本項では、上記国際慣習法の存在と内容を確定する手がかりとなる空爆に関する法規と事実の存在について簡潔に述べ、必要な内容は後記（2）以下で述べる。

第1に、早くも1907年段階で、陸戦および海戦の際の爆撃に関しては一定の爆撃規制が条約として定められていたし、それらの条約は、重慶大爆撃の当時において国際法として機能していた。

第2に、空戦に関する空戦規則案が1923年に制定され、それは条約としては成立しなかったが、同案の内容は軍事目標主義の原則を宣言して上記第1の陸戦・海戦の爆撃規制を当時の国際法学や軍隊行動の実際に合致させる方向で発展させたものであった。

第3に、米英等の諸国や国際連盟は、日本軍が行った重慶大爆撃以前の都市爆撃について、国際法違反の立場から爆撃非難を何回も出している。

第4に、日本は、日本の都市を爆撃した米軍パイロットらを拘束して軍律法廷にかけて死刑を含む刑罰を課し、都市爆撃の国際法違反に関する認識を示した。

第5に、日本は、米軍が行った都市爆撃（1942年以降）や原爆投下（1945年）について、国際法違反を主張した。

以上のような諸事実の存在を前提にしながら、①重慶大爆撃の当時に空爆を規制する国際慣習法が確立していたと言えるか否か、②もし確立していたとすれば、その国際慣習法の内容はどのようなものか、について以下で検討する。

(2) 爆撃に関する国際法規

ア 陸戦・海戦における爆撃の規制について

① まず陸戦に関しては、1907年に成立した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の条約付属書である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（以下、「ハーグ陸戦規則」という）がある。

上記規則中の第2款「戦闘」中の第1章「害敵手段、攻囲及砲撃」に爆撃規制に関わる条項がある。以下、上記規則の関連条文を紹介する。

22条は、害敵手段に関して次のように規定する。

「交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス。」

上記22条の規定は「害敵手段」全般にわたる規制であるが、当然、爆撃の場合も使用兵器（投下爆弾等）と攻撃対象の双方で、重要な規制基準として機能する。

23条も、害敵手段に関して次のように禁止事項を定める。

「特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ。」

イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

(以下、チ号まであるが条文は省略)」

上記23条も、爆撃だけに限られないが、上記22条同様に爆撃の使用兵器と攻撃対象の双方に関し規制基準となる。具体的には、上記のイ号のほか、ホ号「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物資ヲ使用スルコト」も爆撃を規制するものである。

25条から27条までは主に爆撃そのものに関する規制を念頭において規定である。

まず25条は、次のように規定する。

「防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニ依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス。」

これは、従前の規定に「如何ナル手段ニ依ルモ」という文言を加えたもので、今後は航空部隊による空爆が戦闘の重要な攻撃方法になることを意識して爆撃規制の大原則として制定されたものである。言うまでもなく、上記条項中の「防守セサル都市」等の概念が重要となる。

また26条は爆撃予告の原則を掲げ、さらに27条は「宗教、技芸、学術及慈善ノ用ニ供セラル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ収容所」について、原則的に（つまり「軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限」）損害発生回避の措置義務があることを規定する。

② 次に、海戦に関しては、同じく1907年に成立した「戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ閑スル条約」がある。以下で、上記条約中の爆撃関連の条文を紹介する。

第1条は、「防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ、海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ス。（以下略）」と規定する。

第2条は、「右禁止中ニハ、軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯蔵所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラルヘキ工場及設備並港内ニ在ル軍艦ヲ包含セサルモノトス。（以下略）」と規定している。

さて、上記①および②のとおり、陸戦と海戦に関しては、条約によつて爆撃規制が定められており、これらの国際法規が重慶大爆撃の当時も有効であったことは争いがない。

そこで、重慶大爆撃の当時、上記①および②の国際法規から更に国際法がどのように発展していたかどうかにつき以下で検討を加える。

イ 「空戦規則案」の国際慣習法化について

空戦に関しては、周知のとおり「空戦規則案」がある。

以下では、空爆規制に関する国際慣習法の内容を検討する観点から、空爆規制に最も直接的に関連する22条と24条を紹介する。

第22条 普通人民を威嚇し、軍事的性質を有しない私有財産を破壊し若しくはき損し、又は非戦闘員を損傷することを目的とする空中爆撃は、禁止する。

第24条

1 空中爆撃は、軍事的目标、すなわち、その破壊又はき損が明らかに軍事的利益を交戦者に与えるような目標に対して行われた場合に限り、適法とする。

2 右の爆撃は、もっぱら次の目標、すなわち軍隊、軍事工作物、軍事建設物又は軍事貯蔵所、兵器弾薬又は明らかに軍需品の製造に従事する工場であつて重要で公知の中枢を構成するもの、軍事上の目的に使用される交通線又は運輸線に対して行われた場合に限り、適法とする。

3 陸上軍隊の作戦行動の直近地域でない都市、町村、住宅又は建物の爆撃は、禁止する。第二項に掲げた目標が普通人民に対して無差別の爆撃をなすのでなければ爆撃することができない位置にある場合は、航空機は爆撃を避止することが必

要である。

4 陸上軍隊の作戦行動の直近地域においては、都市、町村、住宅又は建物の爆撃は、兵力の集中が重大であって、爆撃により普通人民に与える危険を考慮してもなお爆撃を正当とするのに充分であると推定する理由がある場合に限り、適法とする。

5 交戦国は、その士官又は軍隊がこの条の規定に違反したことによって生じた身体又は財産に対する損害につき、賠償金を支払う責任がある。

なお、条文の引用は略するが、26条は保護地帯に関する特別規則を定めている。

上記各条項から明らかなどおり、空戦規則案における空爆規制の考え方は次のようなものである。

第1。「非戦闘員を威嚇し、損傷する」ことを目的とする空爆は違法である（22条）。

第2。「軍事的目標に対する空爆」だけが適法である（軍事目標主義）を掲げている（24条1項、2項参照）。

第3。軍事的目標に対する空爆であっても、それが非戦闘員に対する無差別爆撃になる場合は違法である（24条3項後段）。

第4。「陸上軍隊の作戦行動の直近地域」でない都市等に対する爆撃は違法である（24条3項参照）。

第5。「陸上軍隊の作戦行動の直近地域」の都市に対する空爆は、非戦闘員に対する被害を考慮しても爆撃を正当とするのに充分であると推定できる理由がある場合に限り、適法である。

以上のような空爆規制に関する空戦規則案は、従前のハーグ陸戦規則の規定から軍事目標主義の原則の方向に踏み込んだ内容となっている。

このような空戦規則案は、国際法学者の間で今後の空爆規制の方向を示すものとして高く評価され学問的な権威をもち、しかも、各国の軍隊（日本軍を含む）では空戦規則案の上記条項の趣旨を事実上航空作戦の戦闘規範とするようになってきた。

従って、空戦規則案は条約としては成立しなかったが、上記で紹介した空戦規則案22条、24条を主たる内容とする空爆規制は、すでに重慶大爆撃当時の国際慣例になっており、従って国際慣習法化していたものである。

以下では、上記内容の空爆規制に関する国際慣習法の成立を裏付ける重要な事実について述べる。

(3) 空爆規制に関する空戦規則案の国際慣習法化を裏付ける事実（1）

日本軍が1937年に南京市に対して都市爆撃を行ったことに対して、諸外国および国際連盟は、爆撃に関する国際法違反を指摘して日本を非難している。

まず同年8月29日、南京駐在のアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア5カ国代表は、「爆撃は、かかげられた軍事目標にもかかわらず、現実的には教育や財産の無差別の破壊、および民間人の死傷、苦痛に満ちた死につながっている」と非難した。

もともと南京爆撃を見ると、日本軍側が一般住民の爆撃被害を回避しようとした形跡はない。次いで9月15日、南京空爆に際して海軍第二聯合航空隊参謀が「爆撃ハ必ズシモ目標ニ直撃スルヲ要セズ、敵ノ人心ニ恐怖ヲ惹起セシムルヲ主眼トスルヲ以テ敵ノ防御砲火ヲ考慮シ投下点ヲ高度二千乃至三千米附近ニ選定シ且ツ一航過ニテ投下ヲ完了スル如ク努メラレ度」と方針を出した。このため日本軍の南京爆撃は一層無差別的となり、一般住民の被害は甚大なものとなった（伊香俊哉「戦略爆撃

から原爆へ」、2006年参照）。

同年9月28日、国際連盟総会は、全会一致で「都市爆撃に対する対日非難決議」を採択した。

同決議は、「諮問委員会は、日本航空機による支那における無防備都市の空中爆撃の問題を緊急考慮し、かかる爆撃の結果として多数の子女をふくむ無辜の人民に与えられたる生命の損害に対し、深甚なる弔意を表し、世界を通じて恐怖と義憤との念を生ぜしめたるかかる行動に対しては、何ら弁明の余地なきことを宣言し、ここに右行動を厳粛に非難する」と南京への空中爆撃を非難している（笠原十九司『日中全面戦争と海軍』参照）。

以上のとおり、米英などの諸外国や国際連盟は、日本軍の航空部隊が1937年に中国の首都南京市に対して都市爆撃を強行したことにつき、その爆撃が軍事目標主義に違反し、現に一般市民多数を殺傷する非人道的な行動をとった点を国際法違反とみて強く非難しているのである。

国際連盟などが日本軍の爆撃を非難する際の基準には、上記(2)のイの空戦規則案の内容（軍事目標主義）が採り入れられていることは明白である。

以上の事実は、上記(2)のイで述べた空戦規則案の内容が国際慣習法化されたという原告の主張を裏付けるものである。

(4) 空爆規制に関する空戦規則案の国際慣習法化を裏付ける事実 (2)

被告は、米軍が行った都市爆撃（1942年以降）や原爆投下（1945年8月）について、まさに戦時中の認識として国際法違反と捉え、その旨に則った言動を取っていた。

- ① まず被告が戦時中に行った無差別爆撃を理由とする軍律裁判の事実について述べる。

日本の都市は、1942年以降、米軍の航空部隊から爆撃を受けるようになつたが、被告は戦時中に米軍パイロットを拘束して国際法違反の無差別爆撃であるとして軍律裁判にかけた。

このきっかけは1942年4月に東京・名古屋などを米軍のドゥーリットル爆撃隊員が爆撃したことだった。日本軍は同隊員の一部8名が中国大陸の日本軍占領地に不時着したために捕えた。日本軍は、その米軍パイロットを国際法違反の罪で裁くため、「普通人民を威嚇又は殺傷することを目的として爆撃、射撃其の他の攻撃を加ふること」などを犯罪と規定する空襲軍律を策定、日本軍の軍律会議で全員に死刑を宣告した（後に5名は減刑）。敗戦までに日本軍に捕らえられた米軍爆撃隊員の大半に相当する約100名が死刑の判決を受けた（北博昭『軍律法廷』参照）。

上記のような米軍爆撃隊員に対する軍律裁判は、無差別爆撃を国際法違反の戦争犯罪と認定して行為者を処罰したものであり、被告の爆撃に関する国際法認識を示す重要な事実の一つである。

② 次に、被告政府が、戦争中に無差別爆撃が国際法違反であることを充分認識していたことを示すものとして、敗戦直前のアメリカに送った公式の抗議書がある。

これは、1945年8月6日の広島市への米軍の原子爆弾投下による一般住民に対する大量殺戮につき、同月10日被告がスイスを通じて加害国アメリカに原爆兵器使用が国際法違反であるとの認識を述べて提出した抗議文である。同抗議書は、無差別爆撃に関する被告の当時の認識を示す重要なものなので、少し長いが以下の通り一部を紹介する。

「本日6日米国航空機は広島市の市街地区に対し新型爆弾を投下し瞬時に多数の市民を殺傷し同市の大半を潰滅せしめたり。広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施し居らざる普通の一地方都市にして同

市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず。

実際の被害状況に従するも被害地域は広範囲にわたり右地域内にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問はず、すべて爆風および輻射熱により無差別に殺傷せられその被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の傷害状況よりみるも未だ見ざる慘虐なるものと言うべきなり。

抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与るべき兵器、投射物其の他の物質を使用すべからざることは戦時国際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書、陸戦の法規慣例に関する規則第22条、及び第23条(ホ)号に明定せらるゝところなり。

米国が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ慘虐性において、従来かゝる性能を有するが故に使用を禁止せられる毒ガスその他の兵器を遙かに凌駕しをれり。

米国は国際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施し來り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣学校病院一般民家などを倒壊または焼失せしめたり、而して今や新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性慘虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪状なり。帝国政府は自からの名においてかつまた全人類および文明の名において米国政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを厳重に要求す。」（下裁民集14巻2478頁参照）

以上のとおり、上記抗議書は、原爆のみならず、日本の諸都市に対する無差別爆撃についても国際法違反と非難している。

なお被告政府は、在スイス公使に訓令を發して上記抗議書と同様の趣旨を赤十字国際委員会にも説明させた。

被告が、上記のような爆撃規制に関する国際法認識を示している事実は、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃を初めとする無差別爆撃の国際法違反性を被告自ら認めたに等しい重大な意味を持っている。

以上の事実は、上記(2)のイで述べた空戦規則案の内容が国際慣習法化されたとの原告の主張を裏付けるものである。

(5) 空爆に関する「無防守都市」の意義

上記(2)で述べたとおり、すでに楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃の当時、空爆規制に関する空戦規則案が国際慣習法化していたと解する立場を取っても、次に、軍事目標主義の原則をどの程度徹底した内容で国際慣習法化したと解するかについては一応検討の余地がある。

そこで検討するに、そもそも爆撃規制に関しては明文の条約として「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」が有効に成立し存在しているのであるから、まずハーグ陸戦規則25条を軍事目標主義の原則に適合させて解釈し、空爆規制に関する国際慣習法は上記内容の範囲で成立したと解する立場が考えられる。

空戦規則案（軍事目標主義の原則）の観点からは、ハーグ陸戦規則25条の「防守セサル」の文言は、次のように解釈できる。

すなわち、ハーグ陸戦規則25条の「防守セサル都市」の概念は、空戦規則案中の22条、24条の影響を受け、結論的には「地上兵力による占領の企図に対して現に抵抗しつつある都市」に限定して解すべきである。

従って、たとえ都市に防衛施設や軍隊が存在しても、その都市が戦場から遠く離れ、敵による占領の危険が迫っていない場合には、無差別な爆撃の軍事的必要性は認められず、かかる都市は「無防守都市」にあたると解される。

要するに、空爆規制に関しては、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃の当時ハーグ陸戦規則25条を少なくとも上記のとおり解釈する内容で国際慣習法が成立していたと認められる。

上記の内容の空爆規制に関する国際慣習法の成立は、実は、すでに別件の東京地方裁判所の裁判で認められている。それは、東京地方裁判所1963年12月7日判決（いわゆる原爆判決）である。

同判決は、空爆に関する国際法上の規制基準について、踏み込んだ判断をしており、重要な判決なので、以下に紹介する。

「空戦規則案はまだ条約として発効していないから、これを直ちに実定法ということはできないとはいえる（中略）基本的な規定はすべて当時の国際法規及び慣例に一貫して従つてゐる。それ故、そこに規定されている無防守都市に対する無差別爆撃の禁止、軍事目標の原則は、それが陸戦及び海戦における原則と共通している点からみても、これを慣習国際法であるといつて妨げないであろう。」

「それでは、防守都市と無防守都市との区別は何か。一般に、防守都市とは地上兵力による占領の企図に対し抵抗しつつある都市をいうのであって、単に防衛施設や軍隊が存在しても、戦場から遠く離れ、敵の占領の危険が迫っていない都市は、これを無差別に砲撃しなければならない軍事的必要はないから、防守都市ということはできず、この場合は軍事目標に対する砲爆撃が許されるにすぎない。

これに反して、敵の占領の企図に対して抵抗する都市に対しては、軍事目標と非軍事目標とを区別する攻撃では、軍事上の効果が少く、所期的目的を達することができないから、軍事上の必要上無差別砲撃がみとめられているのである。このように、無防守都市に対しては無差別爆撃は許されず、ただ軍事目標の爆撃しか許されないので従来一般に認められた空襲に関する国際法上の原則であるということができる。

もちろん、軍事目標を爆撃するに際して、それに伴つて非軍事目標が破壊されたり、非戦闘員が殺傷されることは当然予想されうることであり、それが軍事目標に対する爆撃に伴うやむをえない結果である場合は、違法ではない。しかしながら、無防守都市において非軍事目標を直接対象とした爆撃や、軍事目標と非軍事目標の区別をせずに行う爆撃（いわゆる盲目爆撃）は、前記の原則に照し許されないものということになる。」

「広島市及び長崎市が当時地上兵力による占領の企図に対して抵抗していた都市でないことは、公知の事実である。また両市とも空襲に対して高射砲などで防衛され、軍事施設があつたからといって、敵の占領の危険が迫っていない都市である以上、防守都市に該当しないことは、既に述べたところから明かである。」（判例時報355号17頁、下裁民集14巻2435頁～2476頁）。

上記の原爆判決は、空爆規制に関する国際慣習法の成立の有無を検討した重要な判決であり、重慶大爆撃の国際法違反性を示す判例と言える。

では、上記のようなハーグ陸戦規則に関する解釈でもって、はたして重慶大爆撃が国際法に違反するか否かを判断できるのか。この点を次の（6）で検討する。

- (6) 楽山爆撃等を含む重慶大爆撃は国際慣習法に違反しており違法である
ア まず楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃の実際を見るに、すでに前記3および4で詳述したとおり、重慶大爆撃は、多数の一般住民の死者と重傷者を出した典型的な無差別爆撃である。

重慶大爆撃は、前に述べたとおり、意図において「敵ノ継戦意志ノ挫折」を目指し、「重慶市街ヲ攻撃シ敵政権ノ上下ヲ震撼セントス」ることを狙った戦略爆撃であった。

日本軍は、重慶大爆撃期間の1938年から1943年の5年半に、

重慶市（直轄市）だけで、少なくとも、2万6300トンの爆弾と1542トンの焼夷弾を投下し、死傷者総数は少なくとも5万人、合理的に推計すれば約6万人の一般住民を虐殺した。

さらに重慶大爆撃全体では、つまり重慶市（直轄市）と四川省を合わせた規模で見ると、死傷者総数は10万人を超えており、家屋や店舗を破壊され失った人は100万人規模にのぼる。

日本軍は、爆弾のほかに焼夷弾を多用した。それは重慶の市街地が木造家屋が多い街並みであることを熟知していたからであった。焼夷弾は投下されると自ら風を捲き起こし容易に火災を発生させた。とくに新型焼夷爆弾（100式50粍投下焼夷弾）は、黄磷溶液を吸収したゴム片と火炎剤を鉄製の弾体に詰めてあり、炸裂するとゴム片は火焔団子となって100メートル四方に飛び散った。黄磷は空気にふれると自然発火し、人体にあたるとその皮膚を貫いて内部でくすぶり続けるため、火傷を負わせたし、ひどい苦痛を苦しまされた（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

このように重慶大爆撃は、現重慶市のほか、四川省の樂山市、自貢市および成都市などの市街地を徹底的に破壊し、焼き尽くし、その結果多数の市民を殺傷した。原告らは、成都爆撃によって被害を被った全成都爆撃の犠牲者の代表であり、爆撃犠牲者の叫びを被告に伝える使命を負った人たちである。原告らの存在自体が成都爆撃を含む重慶大爆撃の無差別爆撃性を証明していると言っても過言ではない。

イ すでに(3)で述べたとおり、空戦規則案が制定されて以降、ハーグ陸戦規則25条の「防守セサル都市」及び空戦に関する規則案にいう「陸上軍隊の作戦行動の直近地域」とは、地上兵力による占領の企図に対し抵抗していた都市を意味する。

そこで、重慶市および成都市に対する地上兵力による占領の企図の有

無について、以下、検討する。

1937年7月、日本軍は盧溝橋事件を起こし全面的中国侵略戦争に突入した。これ以降、日本軍が行った軍事占領の経過は、25頁の「重慶大爆撃の年譜」中の「中国における日本軍の地上作戦」の欄に記載されているとおりである。

その部分を、若干補充しつつ以下に引用する。

1937年 8月13日 第二次上海事変勃発

* 8月中旬から日本軍は華中（上海・南京等）を爆撃開始

10月10日 石家莊占領

11月 5日 杭州湾上陸

11月 8日 大原占領

11月11日 上海完全占領

* 11月、蒋介石は中華民国の首都を重慶市に遷都

12月12日 米艦パネ一号撃沈

12月13日 南京占領（南京大虐殺）

1938年 5月19日 徐州占領

10月21日 広東占領

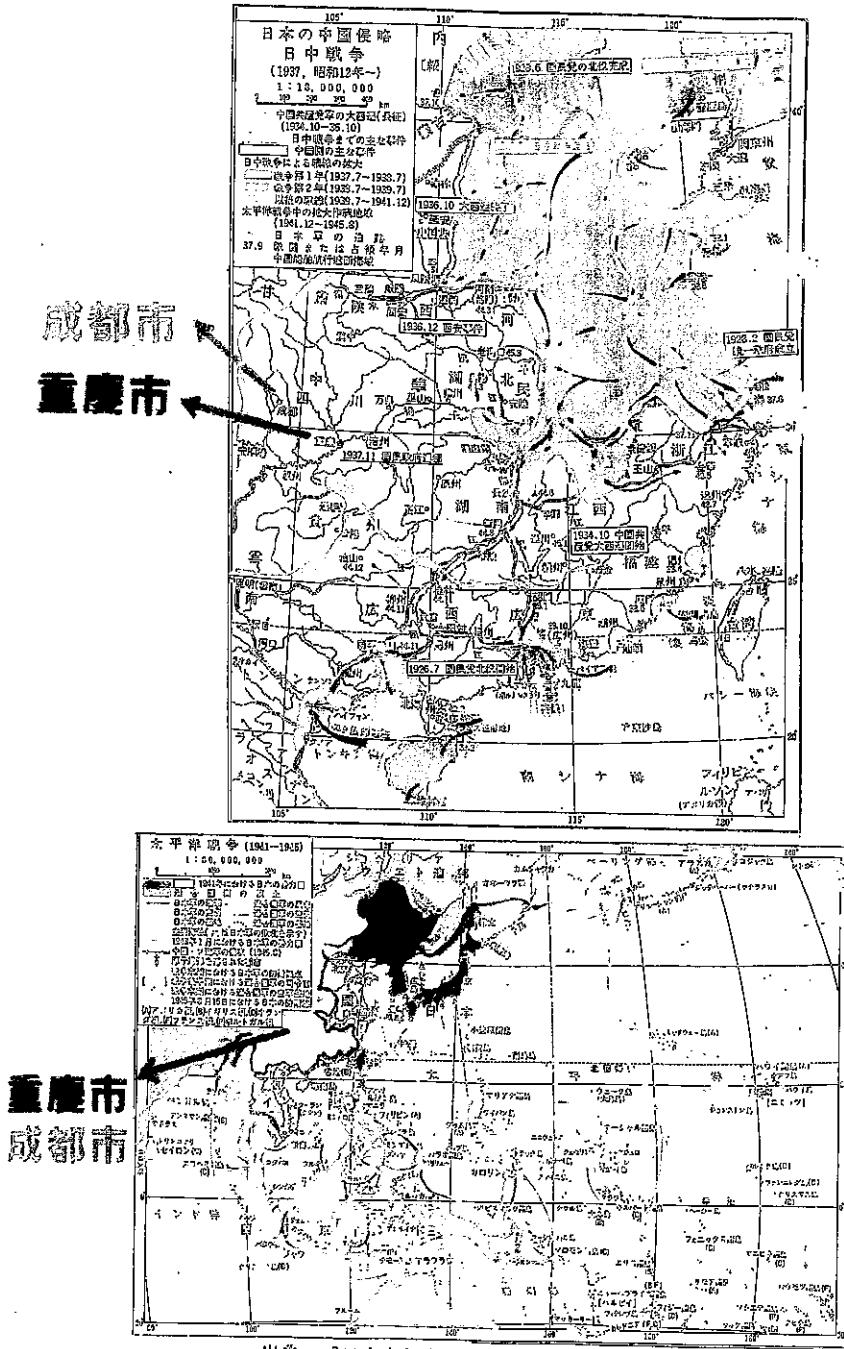
10月27日 武漢三鎮占領

以上の経過で、日本軍は漢口を初めとする武漢三鎮を占領したが、地上兵力による占領は基本的にこの漢口作戦までで終了した。日本軍は、この時点で補給線はすでに延びきっており、それ以上中国の内陸部に向かって占領地を拡大する余力は残されていなかった。

一方、蒋介石の率いる国民党政府は、1937年11月に、重慶に首都を移し、中国国民に長期持久戦を呼びかけた。そこで日本軍は漢口に航空基地を設け、重慶市を含む中国の「奥地」を1941年間まで継続的に爆撃した。その後日本軍は、1939年3月に南昌（江西省）を占

領し、1940年6月に宜昌（湖北省）を占領しているが、いずれも航空部隊の作戦との関連で意味をもっていた。

以上の中国侵略線の拡大と中華民国の新たな首都となった重慶市および成都市の位置関係は、次の地図のとおりである。



出典：『日本史年表・地圖』（吉川弘文館、2005年）

前頁の地図からも読み取れるが、日本軍は華北・華中の主要都市と鉄道（つまり点と線）を握ったが、中国奥地の広大な農村部は全く支配することはできなかった。日本軍は長期戦に突入し、中国戦線の軍隊は次第に疲弊していった

武漢占領以後、日本軍には重慶市や成都市を占領するという企図も、またそもそも重慶や成都へ進攻の余力もなかった。

こうした状況を裏付けるような天皇と陸軍中枢とのやりとりが記録されている。すなわち、1940年11月30日、天皇は、杉山参謀総長に「重慶迄行ケヌカ」と質問し、さらに1941年3月2日にも天皇が支那派遣軍総司令官畠俊六に拝謁時の懇談の中で「重慶に対して積極的行動はとれるか」と質問している。これに畠は「重慶に対する積極的行動は兵力の関係もあり困難なり」との考えを伝えている（『杉山メモ一大本營政府連絡会議等筆記 上』156頁、『戦史叢書 香港長沙作戦』350頁参照）。

以上に述べた経緯から明白なとおり、重慶大爆撃の当時、日本軍が地上兵力により重慶市や成都市を占領するなどということは、軍事力の面からも作戦面からも、全くあり得ないことであった。これは何人も動かし難い歴史の事実である。

従って、成都爆撃を含む重慶大爆撃の当時において、重慶市や成都市は、「地上兵力による占領の企図に対して現に抵抗していた都市」ではなく、まさに「無防守都市」であった。

ウ 上記のアおよびイに述べたところから、日本軍の海軍・陸軍の航空部隊が1938年から1944年にかけて行った成都爆撃を含む重慶大爆撃は、無防守都市である重慶市、楽山市、自貢市および成都市に対し、無差別爆撃を敢行したもので、当時、空爆規制に関して成立していた空戦規則案を内容とする国際慣習法に違反する戦闘行為であった。

6 被告の責任

被告は、ハーグ条約第3条、日本民法に基づき、重慶大爆撃の被害者である原告らに対し、謝罪及び損害賠償をすべき責任を負う。

(1) 成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者の損害賠償請求の権利

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、日本軍が、たんに組織的に行ったというだけではなく、文字通り国家の施策として行ったものである。

しかし空中爆撃は必然的に軍隊と関係ない一般住民に重大な被害を発生させる。前述したとおり、ハーグ条約及び国際慣習法化した空戦規則案に違反した戦争犯罪なのである。被害者である本件原告らの損害賠償請求の根源にある、戦争犯罪に対する司法的規制の核心的問題は、いまわしい戦争犯罪を将来にわたって抑止すること、および戦争被害者の現実的な救済にある。

この両方を実現するためには、被害者個人が、加害国に対し直接に、損害賠償を請求する権利をもつことが最も効果的である。

日本国憲法は、その憲法原理として、第9条に象徴される永久平和主義をとっている。さらに、この原理を実現するために憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た旨を宣言している。この前文の規定は、日本が、自ら遂行した侵略戦争の戦争被害の賠償について国家として積極的に行動すべきことを憲法上明らかにしたものと解することができる。こう理解することによって、その前文は有意義なものとなる。したがって、被告は、本件被害者の損害賠償請求に積極的な姿勢を示す法的義務を負っているのである。

(2) ハーグ条約第3条ないし同条の規定を内容とする国際慣習法に基づく損害賠償請求権及び謝罪請求権

「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（以下、「ハーグ条約」という）は、

1907年オランダのハーグにおいて開かれた第2回ハーグ平和会議で採択された条約である。同条約には、同会議に参加した44ヶ国が署名し、その効力は1910年1月に発生した。日本は1911年に批准している。

戦争被害の賠償に関して、ハーグ条約第3条は次のとおり規定する。

「第3条 前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責任ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」

このハーグ条約第3条は、軍隊構成員が戦争法規に違反する行為をおこなった場合に、その被害者個人が、加害国に直接に損害賠償を請求する権利を定めたものである。

ところでハーグ条約は、制定当時すでに国際的慣習として世界各国で承認されていた内容を条約にしたものであり、第1回ハーグ国際会議の参加国を上回る世界の主要な44ヶ国が参加した国際的な平和会議の総会において全員一致で採択された条約である。また、世界各国は、ハーグ条約の制定以降、同条約の遵守を表明し反対意思を表明する国もなく、かつ同条約の内容は現実に履行されてきた。さらに、同条約に違反する行為が戦争犯罪を構成することは国際的に承認されていた。日本も、批准後の第一次世界大戦に参戦するとき、同条約の遵守を表明すると同時に各国にその履行を要求した。

以上の事実から、ハーグ条約の内容が、遅くともその効力発生時以降、国際慣習法としても成立していたことは明らかである。

また、ハーグ条約第3条が認める「損害賠償」は、これを金銭賠償に限定すると解すべき理由はなく、むしろ当然、ハーグ規則違反によって被害を被った被害者個人は、加害国に対して謝罪請求をなしうるものである（申惠丰『人権条約上の国家の義務』、高木喜孝『戦後補償法』、申惠丰『戦争と個人の権利』参照）。

ハーグ条約について、日本は、前述のとおり 1907 年に署名し、1911 年 11 月に批准、12 月に批准書を寄託し、翌 12 年 1 月に公布しており、これにより同条約は、日本において国内法的効力を持つにいたった。

そもそも大日本帝国憲法では、その第 13 条に「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス」とあるとおり、条約の締結権は天皇にあった。条約については帝国議会の関与はなく、天皇の裁可で条約の締結、批准を行い、批准書を寄託した後、公布すれば、条約は国内法的効力を有するとされた。実際の取扱でも、条約として公布されれば、たとえその内容が法律をもってしなければ臣民の権利義務を生ずることを得ない事項に関する場合でも、直ちに国内法としての効力があるものとして扱われてきた。

そして、日本国憲法第 98 条 2 項によって遵守を要求される条約及び国際慣習法は、立法措置等の特別の手続をとるまでもなく、日本国憲法の同条項の一般的授権に基づいて、自動的かつ包括的に日本の国内法の一部になり国内法上執行可能なものとなる。

したがってハーグ条約 3 条ないしこれと同条の規定を内容とする国際慣習法は、国内法的効力を持つ。

しかし、ハーグ条約等により原告らが被告に対し求めうる請求は、上記金銭賠償請求にとどまらず、請求の趣旨記載の通りの謝罪請求をなしうるものである。

もともと国家が国際法や個別の条約に違反する行為をなし加害国家に法的責任が成立する場合には、加害国は、被害国や被害者個人に対して「損害賠償」の義務を負う。これは一般的に承認されている国際法の原理である。

上記の「損害賠償」には、原状回復、金銭賠償、外形的行為による救済がある。前二者すなわち原状回復や金銭賠償は、主に有形的損害に対する事後救済であり、他方、外形的行為による救済は、被害国や被害者個人の被った非有形的損害に対する事後救済である。

原告らが請求の趣旨で請求する「謝罪」は、上記外形的行為による救済の典型の一つにほかならない。なお、外形的行為による救済としては、他に「保証」や「非反復の保障」などが認められている。

謝罪による救済は、謝罪のみ単独で、または原状回復や金銭賠償とあわせて行われる。謝罪の方法としては、口頭や書面による意思表示の表明など、謝罪の意思を示すものであればその方法に限定はない。

このように加害国が負う国際法上の「損害賠償」は、いわゆる広義の損害賠償を指すものであるから、金銭賠償請求にとどまらず、原状回復や謝罪の請求を含むものである。したがってハーグ条約第3条が認める「損害賠償」は、これを金銭賠償に限定すると解すべき理由はなく、むしろ当然、ハーグ規則違反によって被害を被った被害者個人は、加害国に対して謝罪請求をなしうるものである。

以上より、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第3条に基づき、損害賠償請求権及び謝罪請求権を有する。

よって、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第3条に基づき、請求の趣旨記載の通りの謝罪を求めるものである。

(3) 日本民法にもとづく損害賠償請求権及び謝罪請求権

被告の原告らに対する違法行為は、1939年から1941年にかけての、重慶大爆撃の実行であるが、この違法行為は、被告の軍隊がその指揮系統にしたがって遂行した戦争行為であり、被告そのものの行った行為である。本件都市爆撃の実行は、天皇の命令のもとに、大本営陸軍部及び同海軍部の作戦計画及び作戦指導によって実行された行為である。

したがって本件における違法行為は、中国現地における重慶大爆撃の実行と、日本における作戦指導が一体となった行為である。

本件における違法行為の主体は被告そのものであり、被告は上記重慶大

爆撃の実行によって、被害者及び被害者の家族である原告らに対し、生命、身体、財産権を侵害した。

原告らは、被告に対して、民法709条、711条、723条に基づいて損害賠償請求権および謝罪請求権を有する。

よって、原告らは、被告に対し、民法709条、711条、723条に基づき、請求の趣旨記載の通りの謝罪を求めるものである。

(4) 条理に基づく謝罪及び損害賠償請求

戦争遂行主体である国の責任において、戦争犠牲、被害に対し一定の賠償、補償をするべきであるという認識が、一般的になっている。すなわち、国際的にも、ドイツの戦後補償法（1956年）、日系アメリカ人の強制収容に対する米国戦後補償法（1988年）、日系カナダ人の強制収容に対するカナダ戦後補償法（1988年）、ユダヤ人などに対するオーストリアの戦後補償法（1995年）による補償がなされ、また国内的にも、戦傷病者遺族等援護法（1953年）、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（1994年）、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金に関する法律（1987年）による補償などで、現実に補償が行われている例（それが立法に基づくものであれ、事実上のものであれ）が現に存在している。

本件は戦争犠牲であり、その被害が深刻かつ重大であり救済の高度の必要性が認められ、何らの救済措置もとらずに放置することが著しく正義に反していること、被害者に対する賠償の内容が具体的であり、かつ、一義的に定まるという、条理に基づき損害賠償等が認められるべき要件を充足していることは明らかであるから、裁判所は、端的に条理に基づいて原告らの謝罪及び損害賠償の請求を認めるべきである。

(5) 立法不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求

楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃が明白な国際法違反

(ハーグ条約違反ないし国際慣習法違反) 行為であり、国際法（ハーグ陸戦条約3条。同条約3条を内容とする国際慣習法を含む。）によって定められた損害賠償責任が被告に生じていたことは、既に述べたところである。

ハーグ陸戦条約3条に基づく国家責任が存続している状態の下、被告には、原告ら被害者の救済を図ることが立法義務として課せられているといえる。

しかるに、被告は、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃が行われた1938年ないし1944年から現在まで実に60年以上にわたって、自ら実行した重慶大爆撃の被害者らに対して謝罪と賠償を行うなど適切な責任をとらないで、被害を被った原告らを全く救済せず放置するという不履行状態が続いている。

このような被告の国家責任不履行という異常な状態のゆえに、原告らは、現在心身共に癒されることのない深刻な苦痛を受け続けている。

最高裁昭和60年1月21日第一小法廷判決（民集39巻7号1512頁）は、「立法不作為による損害賠償が認められる場合について、国会の立法不作為が国家賠償法上違法と評価されるのは、憲法上一義的に国会に特定内容の立法をする義務が課されているにもかかわらず、国会がその立法を解怠したというような例外的な場合に限られる」と判示した。

楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃は、無差別爆撃という残酷で非人道的な戦争手段であるゆえに、加害行為の違法性の強さ、原告らが蒙った被害の甚大さにおいて他に類例をみない事案である。しかも、前述したとおり被告の国家責任の不履行が続き、原告ら被害者個人に対して新たな苦しみを与えていた。

さらに、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃被害者への救済措置が放置されていることが、日本と中国の国家関係の友好的な発展を著しく阻害し、日本国民と中国国民の友好関係を根底から危機にさらし続

けているという「友好をはばむ新たな火種」となっている。

したがって、被告の楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃による被害の救済に関する立法不作為は、上記最高裁判例の判断基準に照らしても、まさに最高裁判例のいう「例外的な場合」に該当するものと判断すべきである。

1972年の日中共同声明により、被告には、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者ら、戦争犯罪被害者に対する個人賠償義務が生じた。被告国会も、日中共同声明から2年を経過した、遅くとも1974年には合理的期間も経過していたといえるから、立法不作為が国家賠償法上も違法となったといえる。

被告国会が原告ら楽山爆撃、自貢爆撃の被害者に対する救済措置立法を怠ってきたことは、原告らに対する新たな不作為による不法行為にあたり、原告らは、被告に対し、国家賠償法に基づき、謝罪と損害賠償を請求できる。

(6) 行政不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求

国際法に違反して5年半にわたり成都爆撃を含む重慶大爆撃を行った被告の違法性、犯罪性は、他の戦争犯罪に比しても極めて大きいものであり、他方、その被害も一般には解消できない深刻なものであり、被害者に対する救済の必要性もまた極めて大きいものがある。

成都爆撃を含む重慶大爆撃を実行した被告は、自らの犯した戦争犯罪を真に反省し、戦後直ちに事実調査を行い被害者らを救済する措置をとらねばならなかった。原告ら被害者の早急な救済が必要であり、その救済は旧日本軍を引き継ぎ、被告の行政機関である内閣によって行うべき義務があった。

爆撃によって傷つけられた人格の尊厳を本来救済によって速やかに回復

するべきであるにもかかわらず、救済措置をとらなかつたことにより被害者的人格の尊厳を根底から傷つけて「倍加された苦痛」を強制しており、この「倍加された苦痛」を除去すべき義務が発生したというべきである。

被告内閣は、戦後直後においても少なくとも事実を調査し解明し、被害者に救済措置を行うことは可能であったにもかかわらず、何の救済措置もとらなかつたばかりか、自ら犯した戦争犯罪を放置し続けたのである。

被告内閣の上記作為義務の不履行により、原告らには、日中戦争時の重慶大爆撃による被害のほかに二次被害ともいいうべき別個の新たな被害(精神的苦痛の倍加)が発生している。

被告内閣が成都爆撃の事実調査や原告ら被害者に対する救済措置等を怠ってきたことは、原告らに対する新たな不作為による不法行為に当たり、原告らは、被告に対し、国家賠償法に基づき、謝罪と損害賠償を請求する。

7 損害

(1) すでに3で詳述したように、原告らは、様々な社会的評価の低下という名誉侵害を被った。このような名誉侵害の被害は、被告が適切な謝罪と賠償を行えば回復されたものである。原告らの被った名誉侵害は、損害賠償のみならず、真摯な謝罪があつてこそ、初めて慰謝されるものである。

したがつて、原告らは、被告に対し、民法723条、国家賠償法4条に基づき、謝罪を請求する。

(2) 原告らは、すでに3で詳述した戦時中の被告の重慶大爆撃によって被つた精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らない。

また、戦後60余年を経たにもかかわらず被告が何ら爆撃被害者への救済措置を取ることなく放置してきた。原告らが被告の立法不作為、行政不作為によって被つた精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らない。

そこで、原告らは、主位的に、ハーグ条約第3条、日本民法及び条理に基づく請求をし、予備的に、立法不作為、行政不作為の不法行為による請求をし、立法不作為及び行政不作為は並列的に主張する。

よって、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第3条、日本民法及び条理による損害賠償請求権に基づき、各金1000万円をそれぞれ請求し、予備的に、立法不作為、行政不作為による謝罪及び損害賠償請求権に基づき、損害の内金各金1000万円をそれぞれ請求する。

8 結語

楽山爆撃等を含む重慶大爆撃は、日本軍が中国人民に対して犯した最も殘虐な戦争犯罪の一つである。同時に、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃は、人類史にとって最大の汚点の一つである。21世紀のわれわれは、重慶大爆撃が今も人間の尊厳を侵害し続けている事態を一刻も早く克服しなければならない。

原告らの本件訴訟の提訴は、違法な無差別爆撃の被害者が、加害国に対して起こした史上最初の戦争責任追及の裁判である。従って、原告らの本件提訴の意義がかぎりなく大きく、偉大な行為であることは明らかである。

今日、日中友好は、被告の平和を破壊する数々の行為によって危機に瀕している。この事態を改善し眞の日中友好を一刻も早く実現することは、日本の責務である。

重慶大爆撃訴訟という歴史的な裁判を審理する日本の裁判所が、楽山爆撃、自貢爆撃、成都爆撃を含む重慶大爆撃による残虐な被害事実に正面から向き合い、被告の法的責任として「謝罪と賠償」を認めることを求めるものである。

以上

参 考 資 料

- 1 『現代史資料（9）』（みすず書房、1964年）
- 2 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面海軍作戦（1）』（朝雲新聞社、1974年）
- 3 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面海軍作戦（2）』（朝雲新聞社、1975年）
- 4 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』（朝雲新聞社、1974年）
- 5 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書支那事変陸軍作戦（3）』（朝雲新聞社、1975年）
- 6 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 香港長沙作戦』（朝雲新聞社、1971年）
- 7 『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成 第3巻 昭和13年』（エムティ出版、1994年）
- 8 『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成 第4巻 昭和14年』（エムティ出版、1994年）
- 9 『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成 第5巻 昭和15年』（エムティ出版、1994年）
- 10 参謀本部編『杉山メモ一大本営政府連絡会議等筆記』（原書房、1967年）
- 11 海軍省『支那事変に於ける帝国海軍の行動』（1938年）
- 12 海軍省『支那事変に於ける帝国海軍の行動—其の二』（1939年）
- 13 海軍省『支那事変に於ける帝国海軍の行動—其の三』（1940年）
- 14 「海軍第3艦隊航空隊昭和14年戦闘概報」（防衛庁防衛研究所図書館保管資料）
- 15 「百一号作戦の概要（昭和15年5月17日～9月5日）」聯合空襲部隊司令部（防衛庁防衛研究所図書館保管資料、1940年）
- 16 「楽山県商会より四川省政府主席への電報」、「樂山県空襲緊急救聯処より四川省政府主席への電報」（樂山市档案資料、1939年）
- 17 中国人民解放軍四川省樂山軍分区『樂山市軍事志』（1982年）
- 18 樂山市編史修史委員会編『樂山市志資料』1982年
- 19 小林文男「重慶の抗戦と悲惨」『中国現代史の断章』（谷沢書房、1986年）
- 20 前田哲男『戦略爆撃の思想』（朝日新聞社、1988年）
- 21 巖谷二三男『海軍陸上攻撃機』（上）（下）朝日ソノラマ、1996年〔『中攻』原書〕

房、1976年の文庫版】

- 22 徐勇「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」『日中戦争の諸相』(錦正社、1997年)
- 23 笠原十九司『日中全面戦争と海軍』(青木書店、1997年)
- 24 北博昭『軍律法廷』(朝日新聞社、1997年)
- 25 申惠丰『人権条約上の国家の義務』(日本評論社、1999年)
- 26 藤田久一・鈴木五十三・永野貫太郎編『戦争と個人の権利』(日本評論社、1999年)
- 27 石島紀之「戦略爆撃にたいする重慶のたたかい」『歴史評論』616号53頁(2001年)
- 28 荒井信一「空襲の世紀の思想」『歴史評論』616号2頁(2001年)
- 29 荒井信一「非人道兵器と人権」『季刊戦争責任研究』42号2頁(2003年)
- 30 田中利幸「『ヒロシマの普遍化』に向けて」『世界』2005年9月号63頁
- 31 申惠丰・高木喜孝・永野貫太郎編『戦後補償と国際人道法』(明石書店、2005年)
- 32 伊香俊哉「戦略爆撃から原爆へ」『岩波講座アジア・太平洋戦争5』271頁(岩波書店、2006年)
- 33 四川省档案館編『川魂:四川抗戦档案史料選編』成都:西南交通大学出版社,2005.8
160-180p
- 34 「日機空襲四川損害統計 1938-1944年」、
- 35 成都市人民防空辦公室ホームページ 成都市人民防空網 日機空襲成都、
- 36 河北省政協文史資料委員会『侵華日軍暴行総録』河北人民出版社 1995.7
1206-1211p、
- 37 鄭光路『川人大抗戦』成都:四川人民出版社,2005.1 355-361p、
- 38 謝世廉主編『川渝大轟炸』成都 西南交通大学出版社 2005.8 106-152p、
- 39 四川大学歴史系 謝春燕「日機轟炸成都概況」等

証　　拠　　方　　法

おって提出する。

添付書類

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 4 5通 |

別紙

謝罪文

日本国は、中国に対する侵略戦争において、国際法で禁止されていた都市爆撃をしました。

日本国は、1938年から1944年にかけて、中国楽山及びその周辺において、東京地方裁判所係属の2008年（ワ）第＊＊＊＊号事件の原告らの肉親ないし原告自身などの多数の中国人を、爆弾、焼夷弾により殺傷し、また家財などの財産を破壊しました。

ここに、日本国政府を代表して、上記の裁判の原告の方々に、日本国が、国際法に明白に違反する、人類史上稀にみる非人道的な残虐行為である一般住民への都市爆撃を行い、計り知れない被害をもたらしたことについて深く謝罪いたします。

加えて、日本国が、60数年間にわたり謝罪と賠償をせず、被害者の方々に癒えることのない悲しみと苦痛を強い続けてきたことについて深く謝罪いたします。

日本国政府は、上記の謝罪にふまえ、二度と侵略戦争を繰り返さないことを決意するとともに、日本国が行った楽山への爆撃に関する文書や資料で国や公共団体が保管するすべてのものを公開するなどして楽山爆撃等の重慶大爆撃の加害と被害に関する事実について徹底した事実調査を行うこと、また歴史教育を行うなどして日本国が中国に対する侵略戦争の中で重慶大爆撃を行った事実を後世に伝えること、さらに日本と中国の間の眞の友好と信頼の関係を築くためにあらゆる努力を傾注することを約束いたします。

200＊年＊月＊日

内閣総理大臣 × × × ×

記

中華人民共和国四川省樂山市市中区羅漢鎮双廟村11組

原 告

劉

国 珍

(以下、44名分省略)

原 告 目 錄

- 1 中華人民共和国四川省樂山市市中区羅漢鎮双廟村11組
 原 告 劉 国 珍
- 2 中華人民共和国四川省樂山市市中区濱江路下段20号
 原 告 黃 俊 華
- 3 中華人民共和国四川省犍為縣國土局2-6
 原 告 李 玉 玲
- 4 中華人民共和国四川省樂山市市中区王浩咡嘉樂紙廠宿舍3号6-1号
 原 告 夏 安 全
- 5 中華人民共和国四川省樂山市九峯鄉永安村四組
 原 告 鐘 素 琪
- 6 中華人民共和国四川省樂山市市中区塩閔街2-2-2
 原 告 王 曼 君
- 7 中華人民共和国成都市武侯区倪家橋路8号1-2-4
 原 告 羅 光 廷
- 8 中華人民共和国四川省樂山市市中区過街樓8号2-1
 原 告 杜 玉 全
- 9 中華人民共和国四川省樂山市月咡塘街66号
 原 告 黃 光 癸
- 10 中華人民共和国四川省樂山市市中区清華瓷廠
 原 告 李 本 澤
- 11 中華人民共和国四川省樂山市通江鎮大佛村一社
 原 告 劉 淑 華

- 12 中華人民共和国四川省峨眉山市九里鎮120号
原告 孫 蜀 東
- 13 中華人民共和国湖北省武漢市珞獅南路博文花園3棟1-102
原告 謝 淑 芳
- 14 中華人民共和国四川省樂山市板廠街77号
原告 程 德 昌
- 15 中華人民共和国四川省樂山市華厚商業城 C-2-6-2
原告 杜 厚 癸
- 16 中華人民共和国四川省榮縣旭陽鎮後山巷140-2-202
原告 高 永 孝
- 17 中華人民共和国四川省樂山市牛咡橋4-2-4-1
原告 黃 叶
- 18 中華人民共和国四川省樂山市閔廟鄉雷溝村4組
原告 雷 時 仁
- 19 中華人民共和国四川省樂山市岷江化工廠宿舍1-2-6-1
原告 廖 德 鏡
- 20 中華人民共和国四川省彭山縣鳳鳴鎮岷江路61号
原告 劉 正 全
- 21 中華人民共和国四川省樂山市上河街136号附2号
原告 馬 成 芳
- 22 中華人民共和国四川省樂山市全福鎮玉龍村
原告 任 淑 芳
- 23 中華人民共和国四川省樂山市較場壩街80号
原告 商 栄 清
- 24 中華人民共和国四川省樂山市鳳凰路中段教育公寓
原告 沈 淑 華

- 25 中華人民共和国四川省樂山市人民南路120号人西3組
原 告 楊 俊 華
- 26 中華人民共和国四川省樂山市陝西街36号
原 告 楊 世 君
- 27 中華人民共和国四川省樂山市承宣橋一号-1
原 告 楊 元 鐸
- 28 中華人民共和国四川省樂山市安谷鎮回龍村6組
原 告 張 志 平
- 29 中華人民共和国四川省樂山市海棠路50号
原 告 周 正 国
- 30 中華人民共和国四川省邛崍市環東巷104-13
原 告 周 志 鵬
- 31 中華人民共和国四川省青神縣南城鎮紅橋村1組
原 告 余 秀 雲
- 32 中華人民共和国四川省樂山市大橋西街9号
原 告 劉 超 群
- 33 中華人民共和国四川省樂山市較場壩街24号
原 告 王 荣 昌
- 34 中華人民共和国四川省樂山市較場壩42号
原 告 鄧 立 成
- 35 中華人民共和国四川省成都市武侯区龍安街2号院二棟三单元二階三号
原 告 田 輝 其
- 36 中華人民共和国四川省樂山市較場壩
原 告 陳 玉 華
- 37 中華人民共和国四川省樂山市鳳凰路中段麗景花園三棟二单元6階1号
原 告 吳 農 林

- 38 中華人民共和国四川省樂山市致江路236号6-2-3-1
原 告 先 茂 秋
- 39 中華人民共和国四川省樂山市師範學院
原 告 熊 慶 沛
- 40 中華人民共和国四川省樂山市長青路448路
原 告 楊 銘 佳
- 41 中華人民共和国四川省樂山市中区安谷鎮回龍村六組
原 告 張 厚 宣
- 42 中華人民共和国四川省樂山市武聖祠6棟1单元2号
原 告 李 維 驥
- 43 中華人民共和国四川省五通区橋溝鎮平橋村
原 告 張 季 雲
- 44 中華人民共和国四川省自貢市衛坪鄉個私園區板巷11組
原 告 王 淑 華
- 45 中華人民共和国四川省峨眉山市綏山鎮南街66号附4号
原 告 鄧 小 玮